

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年6月25日

【事業年度】 第35期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

【会社名】 株式会社 トリドールホールディングス

【英訳名】 TORIDOLL Holdings Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 栗田 貴也

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号

【電話番号】 03 (4221) 8900 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 兼 CFO 兼 ファイナンス本部長 兼 財務部長 山口 聡

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号

【電話番号】 03 (4221) 8900 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 兼 CFO 兼 ファイナンス本部長 兼 財務部長 山口 聡

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第31期	第32期	第33期	第34期	第35期
決算年月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
売上収益 (百万円)	134,760	153,355	188,320	231,952	268,228
税引前利益又は損失 () (百万円)	9,119	13,935	7,726	10,551	5,332
親会社の所有者に帰属する当期利益又は損失 () (百万円)	5,456	8,979	3,827	5,459	1,874
親会社の所有者に帰属する当期包括利益 (百万円)	4,702	13,599	8,511	13,813	2,506
親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)	39,461	62,024	69,566	80,600	87,243
資産合計 (百万円)	209,411	240,840	266,235	321,438	323,196
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	456.92	714.46	798.90	923.23	995.86
基本的1株当たり当期利益又は損失 () (円)	67.71	99.25	39.58	58.21	16.95
希薄化後1株当たり当期利益又は損失 () (円)	67.71	98.46	39.28	57.63	16.81
親会社所有者帰属持分比率 (%)	18.8	25.8	26.1	25.1	27.0
親会社所有者帰属持分当期利益率 (%)	-	17.7	5.8	7.3	2.2
株価収益率 (倍)	-	25.6	68.7	71.4	238.7
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	21,258	35,118	32,595	42,794	37,670
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	9,399	5,659	11,863	26,817	12,792
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	13,149	2,903	8,783	16,548	13,219
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	24,969	53,463	67,456	70,627	82,271
従業員数 (人)	4,475	4,928	5,795	7,790	7,830
[外、平均臨時雇用者数]	[12,851]	[13,463]	[12,134]	[14,023]	[15,553]

(注) 1. 百万円未満を四捨五入して記載しております。

2. 従業員数欄の [外書] は、臨時従業員の年間平均雇用人員 (1日8時間勤務換算による月平均人数) であります。
3. 国際会計基準 (以下「IFRS」という。) に基づいて連結財務諸表を作成しております。
4. 第31期の親会社所有者帰属持分当期利益率および株価収益率については、当期損失のため記載しておりません。
5. 第34期に行った企業結合について、第34期においては取得原価の配分が完了していなかったため暫定的な会計処理を行いました。第35期において当該配分が完了したことから、第34期の連結財務諸表を遡及修正しております。遡及修正の内容については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 6. 子会社の取得」をご参照ください。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第31期	第32期	第33期	第34期	第35期
決算年月		2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
売上高	(百万円)	74,583	76,961	81,557	86,367	96,471
経常利益	(百万円)	7,678	7,467	3,353	8,686	2,946
当期純利益又は当期純損失 ()	(百万円)	3,901	3,742	1,206	537	5,727
資本金	(百万円)	4,228	4,519	4,693	4,854	5,165
発行済株式総数	(株)	87,221,952	87,663,352	87,920,752	88,140,552	88,434,952
純資産額	(百万円)	39,736	43,721	44,765	45,106	39,150
総資産額	(百万円)	125,272	128,695	140,142	147,977	155,192
1株当たり純資産額	(円)	454.62	497.78	507.12	508.47	439.92
1株当たり配当額 (内、1株当たり中間 配当額)	(円)	4.50 (-)	7.50 (-)	7.50 (-)	9.00 (-)	10.00 (-)
1株当たり当期純利益金額又は 1株当たり当期純損失金額 ()	(円)	45.22	43.22	13.88	6.17	65.55
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	(円)	45.03	42.88	13.77	6.11	-
自己資本比率	(%)	31.3	33.6	31.5	30.0	24.8
自己資本利益率	(%)	10.5	9.1	2.8	1.2	-
株価収益率	(倍)	36.7	58.8	196.1	673.9	-
配当性向	(%)	10.0	17.4	54.0	145.9	-
従業員数 [外、平均臨時雇用者数]	(人)	188 [13]	232 [14]	249 [12]	300 [15]	322 [14]
株主総利回り (比較指標：TOPIX)	(%)	143.9 (139.3)	220.6 (138.7)	236.9 (142.8)	361.8 (197.3)	353.0 (189.5)
最高株価	(円)	1,794	3,050	3,130	4,850	4,167
最低株価	(円)	893	1,608	2,133	2,732	3,362

(注) 1. 百万円未満を四捨五入して記載しております。

2. 第35期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

3. 第35期の自己資本利益率については、当期純損失であるため記載しておりません。

4. 第35期の株価収益率および配当性向については、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

5. 従業員数欄の[外書]は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間勤務換算による月平均人数)であります。

6. 最高株価および最低株価は2022年4月4日より東京証券取引所(プライム市場)におけるものであり、それ以前は東京証券取引所(市場第一部)におけるものであります。

7. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第32期の期首から適用しており、第32期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2【沿革】

提出会社は、1985年8月に当社代表取締役社長栗田貴也が個人事業として炭火焼鳥屋「トリドール三番館」を開店した時を創業と位置付けております。1990年6月に有限会社トリドールコーポレーションに法人改組し、その後、洋風居酒屋「トリドール」の事業拡大に伴い、1995年10月に株式会社トリドールに改組しました。

当社グループの主な沿革は、下表のとおりです。

年月	事項
1985年8月	「トリドール三番館」開店
1995年10月	株式会社トリドール設立
1998年4月	和風焼鳥ファミリーダイニングとして「日の出食堂」開店
1999年3月	洋風居酒屋「トリドール」を和風焼き鳥ファミリーダイニング「とりどーる」へ転換開始 (これに伴い「日の出食堂」も「とりどーる」へ名称変更)
2000年11月	セルフうどんの新業態として「丸亀製麺 加古川店」(兵庫県加古川市)開店
2003年9月	ショッピングセンターのフードコートエリアに「丸亀製麺 プロメナ店」(兵庫県神戸市)開店
2004年9月	焼きそばの新業態として「長田本庄軒 イトーヨーカ堂明石店」(兵庫県明石市)開店
2006年2月	東京証券取引所マザーズ市場に上場
2007年10月	神戸市中央区に本社を移転
2008年12月	東京証券取引所第一部に市場変更
2011年4月	ハワイのホノルルに海外1号店「MARUGAME UDON」を開店
2012年1月	タイのバンコクに「丸亀製麺」フランチャイズ1号店を開店
9月	香港に海外事業の統括管理会社として東利多控股有限公司を設立(現・連結子会社)
12月	台湾に「丸亀製麺」を運営する台湾東利多股份有限公司を設立(現・連結子会社)
2015年6月	オランダに本社を置き、アジア・ファストフード業態「WOK TO WALK」を運営するWOK TO WALK FRANCHISE B.V.の株式取得(現・連結子会社)
8月	米国にMARUGAME UDON USA, LLCを設立(現・連結子会社)
2016年2月	マレーシアに本社を置き、スープヌードル業態「Boat Noodle」を運営するUTARA 5 FOOD AND BEVERAGE SDN BHDの株式取得(現・持分法適用共同支配企業)
2016年10月	持株会社体制に移行し、商号を株式会社トリドールホールディングスに変更、日本における店舗事業(本社機能を除く)は株式会社トリドール(現・連結子会社。2017年10月に株式会社トリドールジャパンに商号変更)が承継
2017年8月	日本で立呑み居酒屋業態「晩杯屋」を運営する株式会社アクティブソースの株式取得(現・連結子会社)
12月	日本で豚骨ラーメン業態「ずんどう屋」を運営する株式会社ZUNDの株式取得(現・連結子会社)
2018年1月	香港に本社を置き、スパイシーヌードル業態「譚仔雲南米線」「譚仔三哥米線」を運営するTam Jai International Co.Limitedの株式取得(現・連結子会社)
8月	米国に本社を置き、ハワイ料理Poké(ポケ)業態「Pokéworks」を運営するBeyond Restaurant Group, LLCの株式取得(現・持分法適用共同支配企業)
12月	シンガポールを本拠地とし、日本式カレー業態「MONSTER CURRY」を運営するMC GROUP PTE.LTD.の株式取得(現・連結子会社)
2019年9月	東京都渋谷区に本社を移転
2020年4月	株式会社トリドールジャパンが運営する事業を株式会社丸亀製麺(現・連結子会社)、株式会社肉のヤマキ商店(現・連結子会社。2023年11月に株式会社肉のヤマ牛に商号変更)、株式会社トリドールジャパンに分社化
7月	簡易株式交換により株式会社ZUND及び株式会社アクティブソースを完全子会社化
2021年10月	英国にMARUGAME UDON (EUROPE) LIMITED を設立(連結子会社)
2021年10月	Tam Jai International Co. Limitedが香港証券取引所のメインボードに上場
2022年4月	東京証券取引所の市場第一部からプライム市場に移行
2023年4月	株式会社トリドールジャパンから国内カフェ事業を株式会社KONA'Sに分社化
7月	英国に本社を置き、ピザ業態「FRANCO MANCA」、ギリシャ料理業態「THE REAL GREEK」を運営するThe Fulham Shore Plcの株式取得(現・連結子会社。2023年7月にThe Fulham Shore Limitedに商号変更)

3【事業の内容】

当社グループは、当社および連結子会社89社、共同支配企業および関連会社22社で構成されており、直営およびフランチャイズ（FC）等による外食事業を営んでおります。

2025年3月31日現在の事業セグメントと主なグループ各社の位置付けは以下のとおりです。

(1) セグメント区分

セグメント	主な業態	特徴	主な関係会社	主な展開地域
丸亀製麺	丸亀製麺	本格讃岐うどん専門店。全店に製麺機を設置して粉から製麺、お客様の目の前で調理することにより、「打ち立て」「茹でたて」「できたて」「手づくり」のうどん、天ぷら、おむすび等を提供	株式会社丸亀製麺	日本
国内 その他	コナズ珈琲	「いちばん近いハワイ」がコンセプトのカフェ。 手づくりパンケーキ、ハワイアンフード、自家焙煎コーヒーなどを提供するほか、ハワイの日用雑貨を販売	株式会社KONA'S	日本
	ずんどう屋	丁寧に炊き込んだ濃厚な豚骨スープ、特製の小麦粉を使用した自家製麺を使用するラーメン店	株式会社ZUND	日本
	晩杯屋	一人でも気軽に利用できる立呑み大衆酒場	株式会社アクティブソース	日本
	肉のヤマ牛	お客様に注文をいただいてから精肉をカット。切りたて肉を炭火で炙った焼肉丼、弁当、惣菜のほか、自家製の冷麺などを提供	株式会社肉のヤマ牛	日本
	天ぷらまきの	揚げたてを一品ずつ提供する都度揚げを楽しんでいただく、天ぷら定食専門店	株式会社トリドールジャパン	日本
	豚屋とん一	旨味たっぷりの熟成肉を切りたて揚げたてにこだわった揚げたてとんかつ専門店	株式会社トリドールジャパン	日本
	長田本庄軒	神戸・長田の家庭的料理「ぼっかけ」（牛スジとこんにゃくの煮込み）を使う焼きそば専門店	株式会社トリドールジャパン	日本
	とりどーる	創業以来、炭火焼にこだわる焼き鳥や唐揚げ、釜めしを提供。おいしさと臨場感を携えたファミリーダイニング型レストラン	株式会社トリドールジャパン	日本
	焼きたてコッペ製パン	店内で毎朝焼き上げるふわふわもちもちのコッペパンに色とりどりの具材をはさんで提供するコッペパン専門店	株式会社トリドールジャパン	日本

セグメント	主な業態	特徴	主な関係会社	主な展開地域
海外事業	Tam Jai	香港の米線スープヌードルレストラン。様々なスパイスを調合したオリジナルスープの種類、辛さ、トッピングを選択して自分好みにカスタマイズが可能	Tam Jai International Co. Limited	香港、中国、シンガポール 日本()
	MARUGAME UDON	海外の丸亀製麺。店舗に製麺機を設置して粉から製麺、お客様の目の前で調理することにより、「打ち立て」「茹でたて」「できたて」「手づくり」のうどん、天ぷら、おむすび等を提供	MARUGAME UDON USA, LLC他	米国、台湾、インドネシア、フィリピン、ベトナム、英国他
	FRANCO MANCA	リーズナブルな価格設定に加えて、厳選した高品質のオーガニック食材を使用し、日々店舗で手作りする長時間発酵のサワードウ（自然発酵させた酵母で作った生地）で作ったナポリスタイルのピッツアを提供	The Fulham Shore Limited	英国
	THE REAL GREEK	本格的なギリシャ料理と地中海料理に加えて、友人や家族と食事を共有し会話を楽しむ空間を提供	The Fulham Shore Limited	英国
	WOK TO WALK	炎が豪快に立ち上る調理シーンが特徴的なタイ風ファストフード。ベースとなるヌードル・ライス・野菜に加え、具材、ソースを選択して自分好みに楽しめる	WOK TO WALK FRANCHISE B.V.	オランダ、ポルトガル、英国、イスラエル、スペイン、フランス他
	MONSTER CURRY	シンガポールで人気の濃厚な日式カレーをエキサイティングでボリューム満点のビッグプレートで提供	MC GROUP PTE. LTD.	シンガポール
	Boat Noodle	小さい碗を積み上げて楽しむタイの水上マーケット発祥のスープヌードルを、ハラル対応のカジュアルレストランとして展開	UTARA 5 FOOD AND BEVERAGE SDN BHD	マレーシア、シンガポール、ブルネイ
	Pokéworks	ハワイで古くから親しまれるローカルフードのポキ丼が進化。一口大に切った魚介や野菜などを好みのトッピングやソースと組み合わせ、丼・巻き寿司風・サラダなど様々なスタイルで楽しめる	Beyond Restaurant Group, LLC	米国、メキシコ
	SHORYU	本格的な博多豚骨ラーメンを提供	SHORYU HOLDINGS LIMITED	英国
	TEMPURA MAKINO	こだわりの食材を職人が一品ずつ揚げる天ぷらを楽しんでいただく、天ぷら定食専門店	-	シンガポール、香港
	長田本庄軒	日本の神戸・長田の家庭的料理「ぼっかけ」（牛スジとこんにゃくの煮込み）を使う焼きそば専門店	台湾東利多股份有限公司	台湾
	山牛将	日本と同様、肉の鮮度にこだわり注文を受けてから店内でカット、目の前で焼き、炭火で香ばしく仕上げる焼肉丼を提供	Tam Jai International Co. Limited	中国、香港
	ZUNDO-YA	日本と同様に、丁寧炊き込んだ濃厚な豚骨スープ、特製の小麦粉を使用した自家製麺を使用するラーメン店	-	中国

Tam Jai International社の日本国内の収益は海外事業セグメントに計上しています。

(2) 事業系統図

企業集団について、事業系統図と主な業態および関係会社は以下のとおりです。



(3) 国内 店舗形態区分 (丸亀製麺の例)

区分	定義	大まかな傾向	外観例	
<p>ロードサイド店舗 (RS)</p>	<p>・駐車場を保有する路面店</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗面積が比較的大さい ・席数当たりの初期投資は比較的小さい ・休日は複数人での利用が多い 		
<p>ショッピングセンター店舗 (SC)</p>	<p>・ショッピングセンターのフードコート</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・イートイン席が他店と共用のため、初期投資が比較的小さい ・売上高に応じた出店料等の支払いが生じる ・休日は複数人での利用が多い 		
<p>ビルインその他店舗 (BI)</p>	<p>・商業ビル、オフィスビル、住居ビル、駅・空港ビル、地下街、サービスエリアなどに入居する、に分類されない店舗 ・駐車場なし</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗面積が比較的小さい ・駅に近い場合、近隣住民のみならず、様々な駅利用者の需要により、ピークタイムの分散化、テイクアウト需要などが期待できる ・オフィスビルは休日の来店客数が少ない傾向 		

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有(又は被所有)割合(%)	関係内容
(連結子会社)					
東利多控股有限公司(注)2	香港	2,452,337,874 香港ドル	海外事業の統括管理	100.0	役員の兼任1名 資金の貸付
台湾東利多股份有限公司	台北	52,500,000 台湾ドル	レストラン経営等	100.0 [100.0]	役員の兼任1名
GEORGE'S CORPORATION(注)2	ホノルル	5,534,026米ドル	レストラン経営等	100.0	役員の兼任1名
TORIDOLL DINING CORPORATION	デラウェア	142 米ドル	持株会社	100.0	役員の兼任1名 資金の貸付
MARUGAME UDON USA, LLC(注)2	デラウェア	13,301,000 米ドル	レストラン経営等	100.0 [100.0]	役員の兼任1名
WOK TO WALK FRANCHISE B.V.	アムステルダム	18,000 ユーロ	FC運営等	80.0	役員の兼任1名 資金の貸付
WOK TO WALK US HOLDINGS, INC.(注)2	ニュージャージー	9,345,639米ドル	持株会社	100.0	-
株式会社丸亀製麺(注)5	東京都渋谷区	10,000,000円	レストラン経営等	100.0	役員の兼任1名 設備の賃貸借 営業上の取引
株式会社TGF	東京都渋谷区	10,000,000円	農産物の販売等	100.0	-
Tam Jai International Co. Limited(注)2、6	香港	1,116,783,227 香港ドル	レストラン経営等	74.3 [74.3]	役員の兼任1名
MC GROUP PTE. LTD.	シンガポール	300,000 シンガポールドル	レストラン経営等	70.0	役員の兼任1名 資金の貸付
株式会社アクティブソース	東京都品川区	10,000,000円	レストラン経営等	100.0	役員の兼任1名 資金の貸付 設備の賃貸借
株式会社ZUND	大阪市北区	30,000,000円	レストラン経営等	100.0	役員の兼任1名 設備の賃貸借
Toridoll and Heyi Holding Limited(注)2	香港	216,701,980 香港ドル	レストラン経営等	74.3 [74.3]	-
The Fulham Shore Group Limited(注)2	ロンドン	9,336,970 ポンド	持株会社	99.7 [18.0]	役員の兼任1名 資金の貸付
The Fulham Shore Limited(注)2	ロンドン	6,598,565 ポンド	レストラン経営等	99.7 [99.7]	役員の兼任1名
TORIDOLL EUROPE LTD(注)2	ロンドン	17,267,341 ポンド	持株会社	100.0	役員の兼任1名
その他72社					

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業の内容	議決権の所有(又は被所有)割合(%)	関係内容
(持分法適用共同支配企業等) (注)4 UTARA 5 FOOD AND BEVERAGE SDN BHD	クアラルン プール	400,000 リンギット	レストラン 経営等	49.0	資金の貸付
SHORYU HOLDINGS LIMITED	ロンドン	235,000 ポンド	レストラン 経営等	38.7 [38.7]	役員の兼任2名 資金の貸付
Beyond Restaurant Group, LLC	アーバイン	3,362,190 米ドル	レストラン 経営等	36.8 [36.8]	役員の兼任1名 資金の貸付
その他19社					

(注) 1. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

2. 特定子会社に該当しております。

3. 「議決権の所有(又は被所有)割合」欄の[内書]は間接所有であります。

4. 共同支配企業および関連会社を「共同支配企業等」と表示しております。

5. 株式会社丸亀製麺については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上収益に占める割合が10%を超えております。2025年3月期に作成された日本基準に基づく財務諸表における主要な損益情報等は以下のとおりです。

主要な損益情報等	(1) 売上高	128,110百万円
	(2) 営業利益	8,836百万円
	(3) 当期純利益	5,304百万円
	(4) 純資産額	5,837百万円
	(5) 総資産額	19,841百万円

6. Tam Jai International Co. Limitedについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上収益に占める割合が10%を超えております。2025年3月期に作成されたIFRSに基づく財務諸表における主要な損益情報等は以下のとおりです。

主要な損益情報等	(1) 売上収益	55,660百万円
	(2) 営業利益	1,496百万円
	(3) 当期利益	1,563百万円
	(4) 資本合計	28,257百万円
	(5) 総資産額	50,499百万円

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
丸亀製麺	1,258 [10,232]
国内その他	599 [2,985]
海外事業	5,651 [2,322]
全社(共通)	322 [14]
合計	7,830 [15,553]

- (注) 1. 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。
2. 従業員数欄の[外書]は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間勤務換算による月平均人数)であります。
3. 臨時従業員には、パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。
4. 全社(共通)は、特定のセグメントに区分できない営業部門および管理部門に所属している従業員であります。

(2) 提出会社の状況

2025年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
322 [14]	41.53	6.31	8,122

セグメントの名称	従業員数(人)
全社(共通)	322 [14]
合計	322 [14]

- (注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。
2. 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでおります。
3. 従業員数欄の[外書]は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間勤務換算による月平均人数)であります。
4. 臨時従業員には、パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。
5. 全社(共通)は、特定のセグメントに区分できない営業部門および管理部門に所属している従業員であります。

(3) 労働組合の状況

当社グループは、2004年5月に結成された労働組合「トリドールグループ労働組合」があり、UAゼンセン(2012年11月6日に、UIゼンセン同盟とサービス・流通連合が統合して誕生した産業別組織で、正式名称を「全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟」という。)に加盟しております。従業員のうち、2025年3月末日現在の正社員組合員数は1,595人、臨時従業員のうち、2025年3月末日現在の組合員数は34,740人でありませ

また、株式会社丸亀製麺、株式会社トリドールジャパン、株式会社肉のヤマ牛、株式会社KONA'Sおよび株式会社トリドールD&Iがトリドールグループ労働組合と、株式会社ZUNDにおいては同じくUAゼンセン加盟組合の「ZUNDユニオン」とユニオンショップ協定を締結しており、これらを除く他の連結子会社には、労働組合はありません。

なお、労使関係については円滑な関係にあり、特記すべき事項はありません。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異
提出会社

当事業年度				
管理職に占める女性労働者の割合(%) (注)1	男性労働者の育児休業取得率(%) (注)2	労働者の男女の賃金の差異(%) (注)1,3		
		全労働者	うち正規雇用労働者	うちパート・有期労働者
24.0	75.0	71.9	78.2	328.1

(注)1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

- 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。
- 「労働者の男女の賃金の差異」について、賃金制度・体系において性別による差異はありません。男女の賃金の差異は主に男女間の管理職比率および雇用形態の差異、パート・有期労働者の雇用契約内容の差異によるものです。

連結子会社

当事業年度					
名称	管理職に占める女性労働者の割合(%) (注)1	男性労働者の育児休業取得率(%) (注)2	労働者の男女の賃金の差異(%) (注)1,3		
			全労働者	うち正規雇用労働者	うちパート・有期労働者
丸亀製麺	12.1	55.0	100.1	80.4	130.5
トリドールジャパン	0.0	0.0	78.2	73.6	119.0
KONA'S	25.0	40.0	86.7	85.1	113.1
ZUND	13.0	0.0	62.9	89.7	103.2
アクティブソース	11.8	50.0	60.5	72.7	89.1

(注)1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。

- 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。
- 「労働者の男女の賃金の差異」について、賃金制度・体系において性別による差異はありません。男女の賃金の差異は主に男女間の管理職比率および雇用形態の差異、パート・有期労働者の雇用契約内容の差異によるものです。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

<コーポレートスローガン>

食の感動で、
この星を満たせ。
TORIDOLL→

<ミッション> 本能が歓ぶ食の感動体験を探求し世界中をワクワクさせ続ける

<ビジョン> 予測不能な進化で未来を拓くグローバルフードカンパニー

当社グループは、五感だけでなく本能までも揺さぶられるほど圧倒的な「食の感動体験」をお客様に提供し、世界中の人々を幸せで満たしながら、グローバルフードカンパニーに成長することを目指しています。

この志を端的な言葉で明文化し、グローバルで共有・浸透させていくために、上記のコーポレートスローガンを制定しました。このスローガンのもと、国内外のグループ会社と各国の「ローカルバディ」が協力して、食の世界の頂を目指してまいります。

ローカルバディ：感動体験に共感した特別な知識とノウハウを持つ世界中の仲間

(2) 2023-2028年3月期 中長期経営計画

当社グループは、名実ともに真のグローバルフードカンパニーとなることを目指して、2022年5月に「2023 - 2028年3月期 中長期経営計画」を策定し、2028年3月期に売上収益3,330億円、事業利益率8.3%を目標に掲げています。

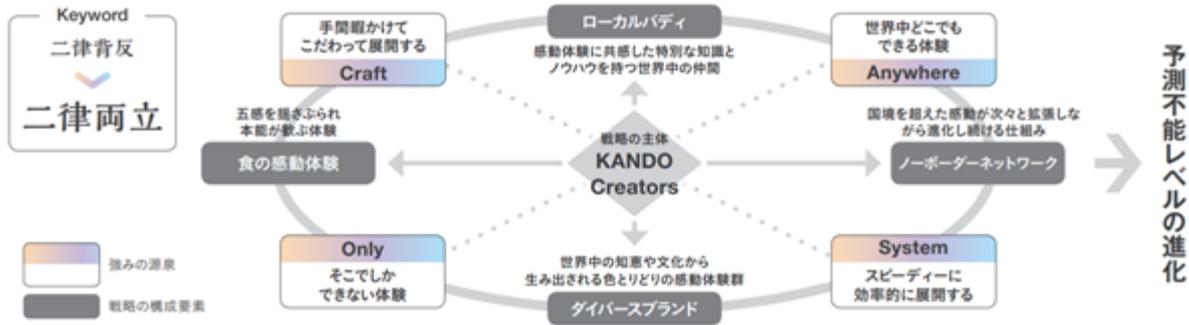
基本戦略

当社グループのこれまでの成長を振り返ると、主力業態である「丸亀製麺」は、セントラルキッチンを持たず、店頭で粉からうどんを打ち、「手づくり・できたて」で提供するという、一見すると非合理的な要素を抱えながら、圧倒的なスピードでグローバル外食チェーンへと上り詰めました。

本来であれば二律背反となるような矛盾をはらんだ活動を両立させ、「食の感動体験」によって新たなマーケットを創造し、世界中に拡大していくことができる「二律両立」こそが、当社グループの独自性であり強みです。

当社グループは自らを「KANDO Creators」と定義し、感動こそが私たちの成長の源泉であることを社内外にグローバルで浸透させていくために、敢えてローマ字で表記した「KANDOトレードオン戦略」を中長期経営計画の戦略に据えます。

当社グループの事業の根幹であり、お客様の来店動機そのものであると考えている「食の感動体験」が戦略の起点となり、これらの感動体験を体現する多様なブランド群を「ダイバースブランド」、世界各地で特別な知識・ノウハウ、ネットワークを持つパートナーが掛け合わされて、世界中で網目状に張り巡らされたネットワークとして機能し、各地で複数の業態が同時に進化・出店し続けることが「KANDOトレードオン戦略」の骨子です。「二律両立」を実現しながら、「食の感動体験」を世界中に拡大し、想像のはるか先に行く予測不能な水準で成長することを目指していきます。



4つの重点テーマとその実現に向けた取り組み

重点テーマ	取り組みの概要	
感動体験の追求	感動体験をさらに進化させると同時に、新たなシーン（中食、海外、ハラル・ヴィーガンなど）で感動体験を創出し続ける	
	感動体験の創出・磨きこみ	テイクアウトや他国業態、新たな商品・サービスの展開など、新たなシーンで感動体験を創出・確立
	人材育成と定着化	人材投資、定着率向上による中長期的な売上理論値の引き上げ、費用の抑制
	感動体験を生む舞台づくり	店舗DX・設備導入などにより店舗従業員が顧客サービスに専念できる環境を整備
事業ポートフォリオの量・質拡充	国内外のパラエティ豊かなブランド群を活かした、バランスの取れた成長を指向	
	M&Aによる新たな業態獲得	1,000億円のM&A枠で、欧米/中華圏/東南アジアを重点ターゲットに業態を拡充
	選択と集中	勝ち筋の定まった業態に重点投資で数百～千店舗単位の業態を複数創出
ブランドインキュベーション	グローバルブランド化を含めた業態の開発、モデル化	
ローカルパディ布陣の確立	各地のパートナーを単なるビジネス上の契約関係を超えた、いわば第2のヘッドクォーターチーム「ローカルパディ」として、複数業態並行で事業展開を進めていく	
	新規有カローカルパディの探索	世界の有望市場において、有力フランチャイジー、JVパートナーを含む新規パディを探索、早期に体制確立
	重要市場のパディによる業態同時展開	各地域のパディをハブに、複数業態を同時展開し、海外での出店スピードを大幅に加速
N×N展開を支える基盤構築	業態・パディ、それらを支えるグローバルアドバイザリーボード、本社機能が、世界各地で縦横無尽にネットワークとして、複数業態の同時展開を支えていく	
	ブランド基軸でのグローバル連携	ブランド横断でのベストプラクティスの展開などを通じた相乗効果の創出
	グループ機能のグローバル化	グローバル展開を支える本社・営業機能の確立
	出店力の強化	2,600店舗を支える立地・モデル開発の体制強化

(3) 経営指標

中長期経営計画は、2028年3月期を最終年度とする中長期目標と2か年計画で構成しています。最終年度の2028年3月期の計画数値については、従前M&A計画を含めた目標値であったものを、オーガニック成長のみの数値に見直し、より蓋然性の高い数値に変更しています。

2026年3月期は、出店体制の強化やエリアの拡大により出店を加速するとともに、新たな国・地域への展開も進めていきます。また、資本コストを意識した経営とポートフォリオマネジメントを引き続き強化していきます。

項目	実績	計画		中長期目標
	2025年3月期	2026年3月期	2027年3月期	2028年3月期
売上収益	2,682億円	2,820億円	3,050億円	3,330億円
店舗数	2,049店舗	2,200店舗	2,400店舗	2,600店舗
事業利益	182億円	196億円	230億円	275億円
事業利益率	6.8%	7.0%	7.5%	8.3%
営業利益	87億円	146億円	190億円	230億円
営業利益率	3.2%	5.2%	6.2%	6.9%
ROE	2.2%	6%以上	8%以上	9%以上

上記の成長性・収益性・効率性の指標に加えて、BSマネジメントにおいて健全性指標のバランスにも留意し、適切なキャッシュフローのもとで企業価値の最大化を目指します。ポートフォリオマネジメントとして、事業・業態・店舗のROIC（効率性×収益性）×成長性を測定する投資モニタリングを通じて、事業ステージに即した適正な目標水準の策定を目指します。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

トリドールグループのサステナビリティに対する考え方

当社グループは「食の感動で、この星を満たせ。」をスローガンに掲げ、予測不能な進化で未来を拓くグローバルフードカンパニーとして価値を創造し続けることを目指しています。そのために、中期経営計画に基づいた事業戦略と、ESG戦略であるESGマテリアリティ（重要課題）に基づいたサステナビリティ活動を統合した取り組みを進めています。これらの推進により、当社グループは社会とともに持続可能な成長を続け、すべてのステークホルダーに対し財務非財務両面の価値を創出していきます。

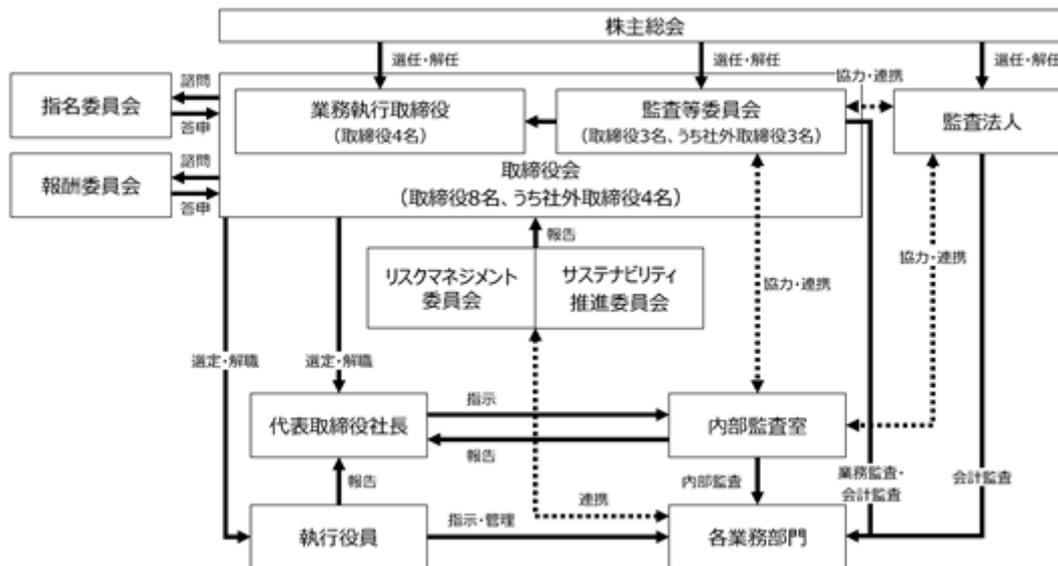
また、気候変動への対応に関しては、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）のフレームワークを踏まえてリスクと機会の分析、対策を検討し、情報開示による透明性の向上と、ステークホルダーとの対話に努めています。

TCFD提言への取り組みについてはこちらを参照してください。

(<https://www.toridoll.com/sustainability/environment/consumption/>)

(1) ガバナンス

当社グループでは、代表取締役社長を委員長とし、取締役、執行役員、各部門長、国内子会社社長、海外子会社主管部門長を委員とする「サステナビリティ推進委員会」を設置しています。同委員会は、環境問題や、その他の社会問題など多岐にわたる経営課題に企業として対応していくための全社横断組織であり、課題への対応について方針・計画を検討し、各組織と連携して進捗状況の把握・評価を行っています。



また、以下の委員会を設置しています。

・リスクマネジメント委員会：

詳細は、「3 事業等のリスク」を参照してください。

・環境委員会：

「サステナビリティ推進委員会」の下位組織として、サステナビリティ推進部部長を委員長とし、部門長等を委員とする「環境委員会」を設置しています。同委員会は気候変動への対応としてCO2排出抑制や省エネルギー活動、その他廃棄物の削減やリサイクル推進等の環境負荷低減に向けて取り組んでいます。また、事業年度毎に環境目標と環境行動計画を定め、毎月の委員会にて進捗状況の把握・評価を行っています。活動実務はテーマごとにプロジェクト化し、各組織体の実働していますが、その事務取りまとめを同委員会が行っています。

(2) 戦略

ESGマテリアリティ（重要課題）

当社グループはグローバルに事業展開しており、多岐にわたる社会課題との関わりがあります。多くの社会課題の中で優先順位をつけ、選択と集中により活動を効果的に行う必要があることから、2022年3月に、社会からの関心度が高く、自社にとって影響度の高い社会課題を、ESGマテリアリティとして特定しました。

また、従業員一人ひとりが具体的にESGマテリアリティに取り組めるよう、KPIを設定し、活動の進捗を測っています。さらに、社会環境の変化を踏まえ、2024年度はESGマテリアリティの見直しを行いました。

ESGマテリアリティ

関連するSDGs目標の詳細は国連サイトをご確認ください。

https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/

2024年3月期 ESG マテリアリティ

カテゴリー	マテリアリティ	KPI	結果	対象範囲	関連するSDGs
食の感動体験を世界に	食の楽しさ・豊かさの提供	● 店舗数: 2,000店	● 店舗数: 1,951店 未達成	丸亀製麺 KONA's 肉のヤマ牛 トリドールジャパン	—
	食品安全	● 外部衛生検査機関による年2回の衛生監査の実施 ● 食品衛生法上の行政処分が0件 (重大な食品事故0件)	● 外部衛生検査機関による年2回の衛生監査の実施 達成 ● 食品衛生法上の行政処分が0件 達成		
人と社会とともに	人材育成	● 職種人資格合格者全店舗配置	● 職種人資格合格者数 1,696名以上全店舗配置完了 達成	丸亀製麺	
	雇用維持・創出	● 学習ツールの導入後の再検討 ● 在籍人数 社員:1,010名 パートナースタッフ:26,000名	● 研修体系の見直し実施 達成 ● 社員:1,051名 達成 ● パートナースタッフ:25,016名 未達成		
	多様性の尊重と働き甲斐のある環境づくり	● 女性の管理職比率:15% ● 労働災害発生率:2.0未満・千人率:2.0未満	● 女性の管理職比率:16.6% 達成 ● 労働災害発生率:2.06未満・千人率:1.65未満 達成	トリドールHD 丸亀製麺 KONA's 肉のヤマ牛 トリドールジャパン トリドールD&I	 
地球とともに	資源循環の推進	● 食品廃棄物排出量(原単位): 150(kg/百万円) ● 食品再生利用など実施率: 40% ● 水使用量(原単位): 50.9(m ³ /百万円) ● 丸亀製麺全店外部認証取得	● 食品廃棄物排出量(原単位): 185.8(kg/百万円) 未達成 ● 食品再生利用など実施率: 16.50% 未達成 ● 水使用量(原単位): 29.3(m ³ /百万円) 達成 ● 環境マネジメントシステム認証: 丸亀製麺全店導入完了 達成	丸亀製麺 KONA's 肉のヤマ牛 トリドールジャパン	 
責任ある経営基盤の構築	サプライチェーン・マネジメント	● CSR調達アンケート対象企業の確定、アンケート内容の最終調整	● CSR調達における自社基準の見直し実施 達成	丸亀製麺 KONA's 肉のヤマ牛 トリドールジャパン	
	リスクマネジメントシステムの構築	● ISO22301認証の維持	● ISO22301認証の取得実施 達成 ● リスク評価基準の見直し実施 達成	トリドールHD 丸亀製麺 KONA's 肉のヤマ牛 トリドールジャパン トリドールD&I	

2025年3月期ESGマテリアリティ

カテゴリー	マテリアリティ	KPI
 <p>私たちのハピネスを高める</p>	私たちのハピネスを高める風土づくり	<ul style="list-style-type: none"> ハピネスを測定するサーベイの整備 女性の管理職比率:18%
	人が居続ける組織	<ul style="list-style-type: none"> 社員の離職率:15%未満 新規採用数(中途・新卒)の30%を内部登用 全従業員における永年勤続者率(10年以上):8%以上 労働災害 千人率:1.8未満
	一人ひとりの成長の支援	<ul style="list-style-type: none"> ハピネスを高めるコミュニケーション系研修の整備 種職人資格者全店配置の維持 種職人資格社員へのフォロー研修:100%
 <p>食の感動創造</p>	食の楽しさ・豊かさの提供	<ul style="list-style-type: none"> 出店数:2,264店
	食品安全文化の醸成	<ul style="list-style-type: none"> (渋谷オフィス)フードセーフティ研修受講率:90% (店舗)外部衛生検査機関による年2回の衛生監査の実施 (店舗)食品衛生法上の行政処分:0件
 <p>地球とともに</p>	気候変動対策	<ul style="list-style-type: none"> CO₂排出量:133(kt-CO₂) CO₂排出量(原単位):0.86(t-CO₂/百万円)
	資源循環の推進	<ul style="list-style-type: none"> 食料廃棄物排出量(原単位):175(kg/百万円) 食品再生利用など実施率:17(%) 水使用量(原単位):29.3(m³/百万円) テイクにおけるプラスチック使用量(原単位):40.2(kg/百万円) 環境マネジメントシステム認証:丸亀製麺全店舗、一部トリドールジャパン(天ぷらまきの)
 <p>責任ある経営基盤の構築</p>	サプライチェーン・マネジメント	<ul style="list-style-type: none"> サプライヤーへのアンケート実施
	リスクマネジメントシステム構築	<ul style="list-style-type: none"> ISO22301認証の維持 安否確認応答訓練(年4回)72時間以内、応答率:80%以上

出店数は連結ベース、それ以外は国内主要会社のKPI・目標

ISO22301に関しては、株式会社トリドールホールディングスにて取得

環境経営目標の見直し

トリドールグループは、自然の恵みである「食」を扱う企業の責任として、環境経営方針を掲げ、2018年度を基準年とし、2025年度をターゲットイヤーとする環境経営目標を設定し、環境負荷低減に取り組んできました。

次の目標として、中期経営計画と揃えた2028年度を最終年度とした環境経営目標2028を設定しました。

環境経営目標2028

食品廃棄物 排出量削減 排出量原単位 140 kg/百万円	食品リサイクル 率の向上 再生利用等実施率 55 %	CO₂排出量削減 総排出量 160 kt-CO ₂	排出量原単位 0.68 t-CO ₂ /百万円	水資源の 有効活用 使用量原単位 30 m ³ /百万円	環境マネジメント システムの導入 6 ブランド
--	---	--	---	--	---

新環境経営目標

項目	目標数値	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
食品廃棄物排出量削減	排出量原単位(kg/百万円)	175	170	160	150	140
食品リサイクル率の向上	再生利用等実施率(%)	17	25	35	45	55
CO ₂ 排出量削減	総排出量(kt-CO ₂)	133	136	140	155	160
	排出量原単位(t-CO ₂ /百万円)	0.86	0.8	0.75	0.7	0.68
水資源の有効活用	使用量原単位(m ³ /百万円)	34	33	32	31	30
環境マネジメントシステムの導入	導入ブランド数	丸亀+まさの	⊕1業態	⊕1業態	⊕1業態	⊕1業態

※集計範囲:株式会社丸亀製麺、株式会社トリドールジャパン、株式会社KONA'S、株式会社内のヤマ牛

(3) リスク管理

代表取締役社長を委員長とし、取締役、執行役員、各部門長、国内子会社社長、海外子会社主管部門長を委員とする「リスクマネジメント委員会」を設置しています。同委員会はリスク管理の統括機関として、リスクについて対応の優先度を決定し、迅速に意思決定と指示を行っています。また、ステークホルダーからの意見、質問、相談等を受け付ける窓口として情報を直接収集しており、同委員会に遅滞なく課題提起を行うことが可能です。

(4) 指標及び目標

当社グループは、サステナビリティ戦略であるESGマテリアリティのKPIを設定し、サステナビリティ推進委員会にて年4回の進捗状況の把握・評価を行っています。

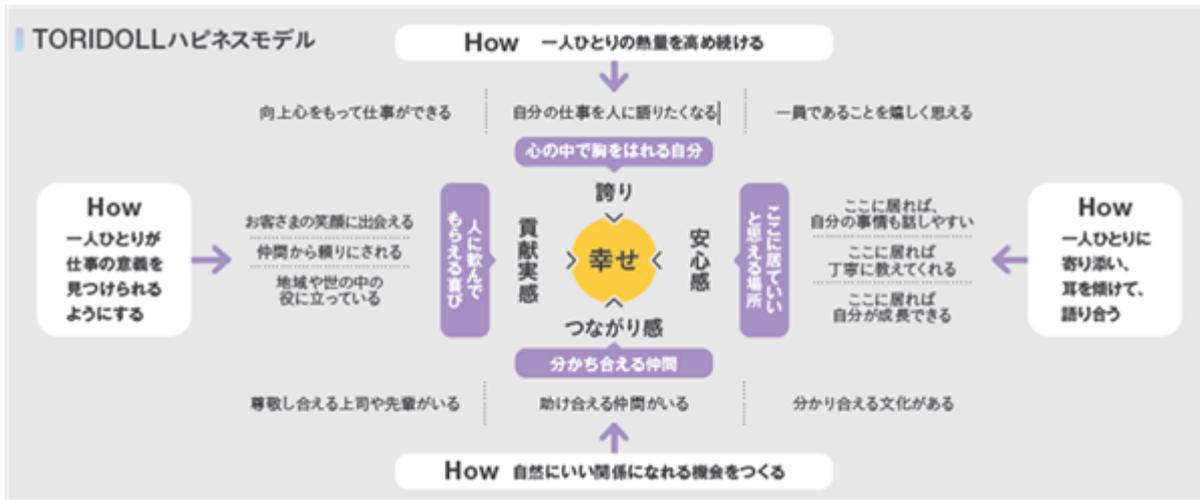
人的資本に対する考え方

当社グループは、創業以来一貫してお客様に食の感動を提供することで高い成長を実現してきました。食の感動の源泉は社員、パート・アルバイトを含めた多様な従業員です。

従業員一人ひとりが働く店舗を愛おしく想い自分の居場所であると心から思える、そういった職場環境を目指しております。従来のチェーンストア理論をベースとした「飲食業」から、従業員が内発的な動機で創意工夫することで感動を生み出し続ける「感動創造業」への歩みを加速してまいります。

・TORIDOLLハピネスモデル

お客さまに感動体験を提供するためには、従業員一人ひとりがまず幸せである必要があります。さまざまな要素を内包するため、当社内ではこれを「ハピネス」と表現しています。従業員の高いハピネスが維持されていることで、顧客に感動を生み出し、それが自然と収益性向上ひいては会社全体の成長へとつながっていくと考えています。そしてこの「ハピネス」について、トリドールではハピネスモデルとして「安心感」「つながり感」「貢献実感」「誇り」と大きく4つにまとめ、人と組織がともに成長する企業文化の実現を目指しています。安心して働ける環境や充実した教育制度、そして「店舗が大好き」と感じられる職場づくりが含まれるものと考えています。



(1) ガバナンス

当社グループでは、従業員のハピネス実現に向け、専任組織である「ハピカン推進部」や「ハピネス・ヒューマンサポート本部」、組織横断的な「働き方改革委員会」設置しています。

・ハピネス関連の本部組織

ハピネス感動経営をより確実なものにするため、ホールディングスに2部門を新設しています。

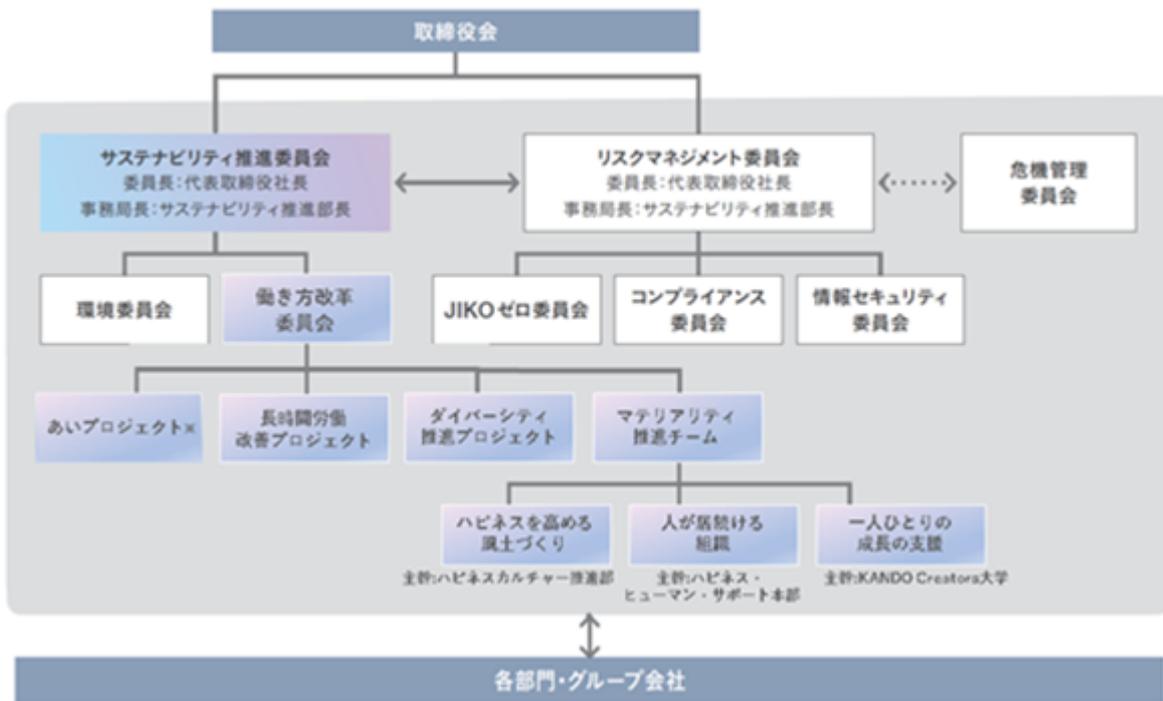
ハピネスKANDOサポート本部（複数部門が合併）：全社、特に店舗社員のハピネス向上をお客様の感動に繋げるための全社プロジェクトを推進します。

ハピネス・ヒューマンサポート本部（複数部門が合併）：社員ひとり一人の体験価値を高めるために、社員接点を「つながり」「全体」「ヒューマン」の視点でデザインし、サービスを提供します。



・働き方改革委員会

当社グループはこれまで、働き方改革の一環として、有給休暇の計画的付与制度の制定や、社員の創造性を高める本社オフィス環境作りなど、さまざまな取り組みを行ってきました。2019年に複数部署のメンバーで構成される「働き方改革委員会」を設置し、従業員が働きやすく、働きがいのある職場にすることを目的として、働き方の見直しや労働における課題の改善、ダイバーシティの推進、人権に関するデューデリジェンスに取り組んでいます。



あいプロジェクト：トリドールグループの経営理念をトリドールHD全体に浸透させるためのプロジェクト。2024年度はリアル/リモート混合型の全従業員が参加できる朝礼や、トリドールHD従業員が店舗支援を行う上での心構えをまとめたハンドブック作成などを実施。

(2) 戦略

現在、トリドールグループの人材戦略は、経営戦略である「KANDOトレードオン戦略」との整合性を意識しながら、体系的に整理をしています。経営戦略の4つの重点テーマ11の施策と、「採用」「定着」「育成」「組織」とをクロス整理しながらも、人事施策のそれぞれを個別最適で実行するのではなく、バランス良く連携させることが重要と考えています。トリドールグループは組織サイズが大きく、採用ボリュームもまた大きいことが特徴です。そのため質の高い人材をタイムリーに採用し続け、各自のライフステージに合わせた労働環境や報酬・福利厚生を整えていくとともに、通常のラインではないホールディングス(HD)スタッフによる「メンター制度」や店長教育プログラムを通じて、現場の支援体制を強化しています。こういった取り組みにより、従業員のハピネス向上につなげていきます。

人事戦略上の5つの重点分野

施策を行う際の人事戦略上の優先課題として「重点分野」を大きく5つにまとめています。「ハピネスから感動を生みだす店舗づくり」「店舗ハピネスを支援するHD組織づくり」「組織風土の醸成」「経営人材の強化」「グローバル組織強化」これらの分野それぞれにKPIを設定し取り組みを進めていますが、そのKPIは多岐にわたるため、さらにこの中から特に影響度の高いものをESGマテリアリティ(重要課題)としています。

人材の育成に関する方針

当社グループでは、大切に守り抜いてきた独自の競争戦略を成長哲学「トリドール3頂」と名付け、2022年11月にその内容を策定し、現在、全役員・従業員に周知、徹底しています。この成長哲学である「トリドール3頂」は、普遍的な人材育成の骨子としています。

成長哲学「トリドール3頂」

予測不能な進化につながる「3つの頂」を駆け上られ

- 1 「KANDO」の頂へ
- 2 「二律両立」の頂へ
- 3 「称賛共助」の頂へ

なお、当社グループの現状の課題と成長哲学「トリドール3頂」の関連性は以下のとおりです。

トリドール3頂	現状の課題	目指す姿
「KANDO」の頂へ 「二律両立」の頂へ	<ul style="list-style-type: none"> ・不毛な価格競争から抜け出す ・ブルーオーシャン市場を形成 ・「KANDO」を創造できる人材を育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・独自の「KANDO」体験で唯一無二のポジションを獲得 ・「KANDO」を創造できる人材を増やすことで持続的に成長
「称賛共助」の頂へ	<ul style="list-style-type: none"> ・離職率低減 ・「KANDO」を創造できる人材の定着、増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・お互いを認め合うことができる人間関係を築く ・高いモチベーションが維持できる環境を構築

社内環境整備に関する方針

トリドールグループでは働く社員一人一人の心と体の健康の維持増進を図るためさまざまな支援をしています。

[物理的労働環境の向上]

- ・店舗の休憩室の整備：店舗の事務所スペースや休憩室の改善に順次取り組んでおります。

[ダイバーシティ・インクルージョンを意識した体制改定・支援]

- ・多様な働き方を実現するために店舗限定社員やエリア限定社員の積極活用
- ・シニア人材を活用するために年齢による就業制限を撤廃
- ・LGBTQのパートナーシップに関するガイドラインをグループとして制定

[心身の健康のサポート/働き甲斐の向上]

- ・計画的有休付与：従業員の心身のリフレッシュを目的とし、5日間の計画的付与の取得を奨励しております。
- ・メンター制度：従業員の内発的動機を引き出すためのメンター制度を導入しております。社内メンターが全国で面談を実施しており、離職率の低下にも寄与しております。
- ・健康経営強化：健康管理システムの導入、業務委託心理士の配置
- ・健康相談窓口：健康経営の一環としてフィジカル（身体的）、メンタル（精神的）のいずれの不調にも対応できるような窓口を設置し、プライバシーに配慮した形で保健師が対応しております。

(3) リスク管理

代表取締役社長を委員長とし、取締役、執行役員、各部門長、国内子会社社長、海外子会社主管部門長を委員とする「サステナビリティ推進委員会」において、人的資本に関するリスクを管理・改善する「働き方改革委員会」から活動の進捗報告等を行い、評価と指示が行われております。

また、様々な窓口を開設しており、人的リスクに関する直接的な情報の収集を行い、リスク低減に向けて取り組んでおります。

(4) 指標及び目標

当社グループは、サステナビリティ戦略であるESGマテリアリティのKPIを設定しており、人的資本に関するKPIも一部含めております。

[ESGマテリアリティ：私たちのハピネスを高める]（2025年3月期目標）

3【事業等のリスク】

当社グループの事業展開上のリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしも事業上のリスクに該当しない事項についても、投資判断上重要と考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。なお、文中における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において当グループが判断したものであり、当社株式への投資に関するすべてのリスクを網羅するものではありませんのでご注意ください。

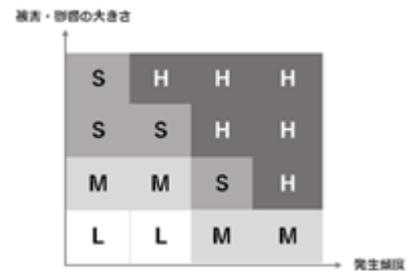
・当社のリスクマネジメント体制

当社グループは、リスクマネジメント規程に基づき、代表取締役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置し、業務執行に関わるリスクを総合的に抽出・評価した上で、リスクへの対応策を計画し、その進捗を定期的に確認しております。

経営を取り巻く内外環境の変化等を受け、法令定款違反その他の事由に基づくリスクが顕在化し、かつ問題が発生した場合、危機管理規程に基づき、代表取締役社長を委員長とする危機管理委員会を設置し、事実関係を把握した上で対策を指示しております。また発生した問題の内容や、それがもたらす損失の程度等について、直ちに担当部門から報告を受ける体制を整えております。

・リスクマネジメントのプロセス

当社グループは、リスクに対する優先順位付けをし、リスクマネジメントを行っております。取締役や担当部門から情報を収集し、リスクの全体像を把握した後、その発生頻度と影響度の大きさを評価し、優先順位を総合的に判断しております。このように特定したハイリスク・シビアリスクに対し、リスクマネジメント体制の中で積極的に対策を講じております。



・当社グループのリスクに関する定義

< リスクの被害・影響度 >

ハイリスク（最高）：経営者は詳細な調査を行い、管理計画を作成する必要がある

シビアリスク（高）：経営者は管理責任者を任命し、常にリスクの動向に注意を払う必要がある

ミドルリスク（中）：経営者は管理責任者を任命する必要がある

ローリスク（低）：担当者が決まった手順で管理する

< リスクの発生頻度 >

高：既に発生している、または、発生することが確実である / 1年に複数回発生する

中：発生する可能性がある（顕在化した懸念材料あり） / 1年に0～1回発生する

低：発生する可能性がある（顕在化した懸念材料なし） / 数年に1回未満発生する可能性がある

洗い出しを行った全リスクについて、上記の被害・影響度と発生頻度の2軸で表現したリスクマップを作成し、優先順位を整理しております。

外食業界の動向および競争の激化について

当社グループが属する外食業界では様々なジャンルのレストラン、ファストフードチェーン等が競合しております。さらに、テイクアウトやデリバリーの利用が増加し、中食需要が高まるなど飲食スタイルが大きく変化し、さらには消費者の行動・意識・心理も目まぐるしく移り変わっております。

市場が当社の想定を大きく上回って変化したり、競争が激化する中で当社グループが優位性を発揮できなかったりする場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、このような環境において当社グループは、コーポレートスローガン「食の感動で、この星を満たせ。」を掲げ、お客様に感動体験を提供することを最重視して同業他社との差別化を図っております。

さらに、テイクアウト用商品の開発、テイクアウト専用窓口の設置、モバイルオーダーやキャッシュレス決済の導入など、飲食スタイルの変化に対応した施策を推進し、競争優位性を維持・強化しております。

原材料調達について

当社グループの業態は小麦、野菜、食肉、油脂等を原材料として使用しております。異常気象等による生産量減少や世界情勢に伴う穀物市況の変動など様々な原因により、仕入価格が上昇したり、十分な量の原材料の確保や適切な価格での調達が困難になったりする場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

このような状況に備えて、当社グループは複数の産地やベンダーからの購買を推進し、リスク分散と安定調達を図っているほか、仕入価格の適正化に努めております。

店舗展開について

(ア) 店舗展開の基本方針について

当社グループの事業において店舗数の増加は、市場シェアや企業規模の拡大につながる重要な要素と考えております。しかし、当社グループが期待する立地、賃借条件、採算性などを満たす出店候補地が不足したり、許認可手続きや建設工事が大幅に遅延したりすることにより、計画通りに出店が進まない場合、当社グループの成長・拡大に影響を及ぼす可能性があります。

また、出店後に周辺環境が大きく変化した場合、来店客数の変動などが当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは立地開発の専門部署を設置して、出店候補地の情報収集や各種条件の精査を行い、適切な候補地の選定に努めております。

(イ) ショッピングセンター出店に関わる契約について

ショッピングセンターとの契約には、最低売上収益の未達、資本構成や役員構成の重要な変更、その他営業に関する重大な変更等を原因として解除される可能性のあるものが存在し、契約が解除された場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、賃貸人と多数の店舗に係る契約を締結している場合、賃貸人との複数の契約が解除されることにより、当社グループの業績に重大な影響が及ぼす可能性があります。

当社グループは、ディベロッパーなど施設側との良好な関係構築に努めているほか、投資回収検証や売上予測の精度を向上させることによりリスク低減を図っております。

(ウ) 敷金、保証金、建設協力金について

当社グループは賃借物件（土地・建物）において店舗開発を行っております。物件によっては賃貸人に敷金、保証金、建設協力金を預け入れる場合があり、賃貸人の経営状況の悪化等によって敷金、保証金、建設協力金の返還や店舗運営の継続に支障が生じる可能性があります。

また、当社グループの都合による中途解約等において、敷金、保証金、建設協力金の全部または一部が返還されない場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは専門部署において相手先の信用情報等に基づく社内審査や与信管理を実施しているほか、中途解約等に伴う損失の軽減に努めております。

(エ) 主要事業会社への依存について

株式会社丸亀製麺は、2025年3月期において連結売上収益の約48%を占めております。同社がお客様の嗜好の変化やブランド力の低下等によって期待通りに成長しない場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは新業態の育成や新市場の開拓に注力しており、カフェ事業やラーメン事業等が着実に成長しております。また、海外でブランドを確立している企業のグループ化や、丸亀製麺等の国内発ブランドの海外進出を進めることで、海外事業の拡大を進めております。

(オ) 減損損失および不採算店舗の閉鎖について

当社グループは、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位と捉え、減損会計を適用して事業用固定資産の投資の回収可能性を判断しております。事業環境の変化等によって店舗の収益性が著しく低下した場合、減損損失を計上する可能性があります。

また、不採算店舗の閉鎖においては、賃貸借契約およびリース契約の解約に伴う損失等の発生により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、適時減損兆候の判定などを行い、不採算店舗の把握や投資の早期回収に努めております。

(カ) 商標権について

当社グループは商標権を重要な資産と位置付けております。当社グループが使用している商標が第三者の登録済商標権を侵害していることが判明した場合、店舗名の変更等に伴う費用が発生する可能性があります。また、商標の使用差止め、使用料および損害賠償等の支払請求が認められた場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、登録が困難なものを除き、原則として商標の登録を行うことにより、商標権を維持・保護しております。

人材について

(ア) 人材の確保と育成について

人の手で感動を生み出していくことを標ぼうしている当社グループにとって人材の確保及び人材育成は重要なテーマと位置づけております。人材確保および人材育成が計画通りに進まない場合、当社グループの業績および出店計画に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、労働市場でより多くの人材を惹きつけるためのコーポレートブランディングの強化や、ミッションへの共感を前提とした採用、従業員一人ひとりが成長実感を持てるような制度の構築などの積極的な人事制度の改定、より従業員の希望に寄り添う労働環境の選択肢づくりに取り組んでいます。

また、経営人材として育成していくためには、OJT等による教育、人事考課制度の充実による実力主義の浸透、人材育成システムなどの改善を図っております。

(イ) 労務管理や安全衛生管理について

当社グループでは、関連法案を遵守した適切な労務管理や安全衛生管理を実施しておりますが、社員だけでなく幅広く活躍する店舗スタッフを含め、店舗の建設過程や店舗メンテナンスなど、実務の中で適切な点検・管理が正しく実施されなかった場合、安全管理上の問題が生じるだけではなく、店舗での営業継続の困難、訴訟リスクや社会的信頼の失墜など、当社グループの業績および出店計画に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、労務や安全衛生に関する相談窓口を設置し、社員本人のみならず社員の家族に関する相談も対応しております。また、継続的なモニタリングや教育ツールの開発などを行い、労務や安全衛生に対する理解促進と遵守の徹底に努めております。

法的規制について

(ア) 法的規制全般について

当社グループでは、会社法、金融商品取引法、法人税法、労働基準法等の一般的な法令に加え、食品衛生法をはじめとする食品衛生関係のほか、環境関係、建築設備関係などの様々な法的規制を受けております。これらの法規制が変更または強化された場合、それらに対応するための新たな費用が発生することにより、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、各種法規制の制定・改廃状況を継続的にモニタリングして法令を遵守し、経営に重大な影響を与えることなく対応する体制を整えております。

(イ) 食品の安全性について

当社グループが運営する店舗で食品事故等が発生した場合には、当社グループのブランドイメージの低下や社会的信用の失墜につながり、当社グループの業績に影響を受ける可能性があります。

当社グループは、各種法的規制に対し、法令に加えて自主基準を徹底することで法令を遵守し、経営に重大な影響を与えることなく対応する体制を整えております。

品質・食品安全の管理体制について

飲食店営業の特有の問題点として、食品衛生上の問題が発生した場合、各店舗における営業停止等による直接的な影響に加え、当社グループのブランドイメージの低下や社会的信用の失墜につながり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは品質と食品安全の確保を重視しており、店舗における衛生状態に関する調査を外部専門業者に依頼し、また当社品質管理担当者による直接指導を実施するなど、その対策を順次強化しております。また、仕入食材への更なる安全対策の必要性を認識し、国内外の仕入先工場に対する当社規格書・当社指定の品質および衛生管理基準の遵守状況等の調査、特定の輸入食材の衛生証明書の確認等に加え、PB（プライベート・ブランド）商品等に対する品質・安全性に対する確認を強化しております。

情報セキュリティ及び個人情報保護について

当社グループは、お客様・従業員・取引先の個人情報や事業上の機密情報を保有し、店舗運営や原材料の調達クラウド上で動作する情報システムに依存しています。そのため端末機器の故障やソフトウェアの不具合、サイバー攻撃などによる、これらの情報の漏洩・改竄・毀損や、情報システムの停止等が発生することにより、営業活動に支障が出ることに加え、訴訟リスクや社会的信頼の失墜につながり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、これらのリスク低減に向け、情報セキュリティ管理システム及びプライバシー情報マネジメントシステム（ISMS-PIMS）を構築し、情報セキュリティや情報保護に関する方針や規程の整備を行っております。例えば、ゼロトラスト・セキュリティモデルに準じた防御策や脅威インテリジェンスの導入、セキュリティ認証取得ベンダーの選定、従業員に対して、eラーニングによる情報セキュリティ教育等、幅広い対策を実施しています。

海外事業について

(ア) カントリーリスク等について

当社グループは海外において、直営店舗の運営のほか、現地企業とフランチャイズ契約を締結し、地域に根付いた店舗運営とスムーズな多店舗展開を図っております。

海外子会社、共同支配企業および関連会社の進出国の政情、経済、法規制、ビジネス慣習等の特有なカントリーリスクなどにより、計画的に事業展開を行うことができない場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また当社グループは海外において、フランチャイズ加盟企業からロイヤリティ収入を得ております。フランチャイズ加盟企業の減少や業績悪化等により、チェーン展開が計画どおりに進まない場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、現地に精通した事業パートナーや現地社員からの情報収集に努め、リスクの低減を図っております。

(イ) グローバル・リスクマネジメントについて

当社グループは海外においても、労務管理や安全衛生管理、法的規制、情報セキュリティ等の各リスクについて、各国のリスクマネジメント体制の構築を目指しています。海外子会社、共同支配企業および関連会社にてリスクが顕在化・発生した場合には、店舗での営業継続の困難、訴訟リスクや社会的信頼の失墜など、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、各国の担当者と連携し、グローバル・リスクマネジメントに努めております。

為替変動について

当社グループは、海外のグループ会社への投融資を行っております。このため、為替相場が大幅に変動した場合は、為替差損益が発生し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは、連結財務諸表の作成にあたり、海外のグループ会社の現地通貨建ての収益および費用等は、日本円に換算しております。このため、為替相場の変動が当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

これらに対し、外貨建て投融資資金の需要が明確に見込める際は、外部環境等を勘案し為替予約などによるヘッジ策を講じることで、為替リスクの低減に努めております。

のれん、無形資産について

当社グループは、のれんおよび耐用年数を確定できない無形資産について償却は行わず、毎期または減損の兆候が存在する場合には、その都度、減損テストを実施し、余裕率を把握しております。減損損失の計上により、当社グループの経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは定期的に兆候を把握し、状況に応じて改善策を講じることで、リスク軽減に努めております。

自然災害等、パンデミックについて

当社グループは、営業地域またはバリューチェーン上において大規模な地震、風水害、火災による事故等が発生した場合、当社グループの業績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、新型コロナウイルス感染症を含む新たな感染症拡大の影響により、営業活動の継続が困難となった場合も同様です。

当社グループは、事業継続計画の策定、防災訓練の実施、従業員安否確認システムの導入等、有事の初動対応マニュアルを整備しております。また、新たな感染症による事業リスクを最小限に抑えるため、従業員に対する感染症ガイドラインの策定およびその徹底に努めております。

気候変動への緩和と適応について

世界的な気候変動により異常気象が多発し、その影響は企業にとって看過できない状況となっております。当社グループは自然資源に依存する事業を行っており、気候変動への取り組みは経営において重要なインパクトを持つものと認識しています。当社グループの気候変動の影響の緩和と適応の対策が不十分である場合、原材料の必要量の確保や、仕入価格変動への対応、異常気象による店舗被災など、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループはTCFDの提言への賛同を表明しており、気候変動の影響への緩和として、CO2排出量を環境経営目標に設定し、削減に向けた取り組みを進めております。また適応として、TCFD勧告に則ったリスクと機会の分析を行い、対応策について取り組みを進めております。

環境・社会活動について

当社グループが環境問題や人権を含む社会問題への対応の不備や遅れにより問題が生じた場合には、当社グループのブランドイメージの低下や社会的信用の失墜につながり、当社グループの業績に影響を受ける可能性があります。

当社グループは、ESGにおけるマテリアリティ（重要課題）を特定し、サステナビリティ推進委員会の判断と指示のもと、リスク低減に取り組んでおります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要並びに経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は以下のとおりです。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものです。

（1）経営成績の分析

連結業績

当連結会計年度(2024年4月1日～2025年3月31日)は、業界や地域を問わない賃金上昇に伴い、消費意欲の喚起が期待される一方で、企業業績に対する人件費増加の影響が懸念されるなど、やや不透明な経営環境となりました。このような環境において当社グループは、食の感動体験の訴求を国内外でさらに強化しました。また国内では、店舗で働く従業員の満足度を高め、人材を充足する仕組みづくりを進めました。

これらの結果、売上収益は2,682億28百万円（前期比15.6%増）と過去最高となり、本格讃岐うどん専門店の丸亀製麺、国内その他、海外事業の全セグメントで過去最高を記録しました。

事業利益（注1）は182億5百万円（前期比27.4%増）と大幅な増益となり、こちらも過去最高となりました。丸亀製麺セグメントは原材料費、人件費および水道光熱費の増加を増収で吸収し、過去最高となりました。一方、国内その他セグメントは出店に伴う費用の増加などもあり、ほぼ横ばいとなりました。海外事業においては、一部地域の市況悪化の影響もあり、減益となりました。

また、市況悪化に起因する海外事業セグメントにおける不採算店舗やのれんの減損等により、減損損失は80億66百万円となり、第2四半期に計上した丸亀製麺の外部委託契約に関する一過性費用11億85百万円などにより、その他営業費用は29億82百万円となりました。これらの結果、営業利益（注2）は86億74百万円（前期比23.8%減）と減益となり、親会社の所有者に帰属する当期利益は18億74百万円（前期比65.7%減）と減益となりました。

（注1）事業利益：売上収益 - 売上原価 - 販売費及び一般管理費

（注2）営業利益：事業利益 - 減損損失 + その他の営業収益 - その他の営業費用

（単位：百万円）

	2024年 3月期 実績	2025年 3月期 実績	前期比		2025年 3月期 計画 (注3)	計画比	
			増減額	増減率		増減額	増減率
売上収益	231,952	268,228	+36,276	+15.6%	265,000	+3,228	+1.2%
事業利益	14,289	18,205	+3,916	+27.4%	17,300	+905	+5.2%
営業利益	11,389	8,674	2,715	23.8%	11,600	2,926	25.2%
親会社の所有者に 帰属する当期利益	5,459	1,874	3,585	65.7%	4,900	3,026	61.8%

（注3）2024年11月14日修正

セグメント別業績

(単位：百万円)

売上収益	2024年 3月期 実績	2025年 3月期 実績	前期比		2025年 3月期 計画 (注3)	計画比	
			増減額	増減率		増減額	増減率
丸亀製麺	114,856	128,142	+13,287	+11.6%	127,000	+1,142	+0.9%
国内その他	28,460	35,412	+6,952	+24.4%	33,000	+2,412	+7.3%
海外事業	88,637	104,674	+16,037	+18.1%	105,000	326	0.3%
連結	231,952	268,228	+36,276	+15.6%	265,000	+3,228	+1.2%

(単位：百万円)

事業利益	2024年 3月期 実績	2025年 3月期 実績	前期比		2025年 3月期 計画 (注3)	計画比	
			増減額	増減率		増減額	増減率
丸亀製麺	18,351	20,896	+2,546	+13.9%	21,000	104	0.5%
国内その他	4,451	4,447	4	0.1%	4,300	+147	+3.4%
海外事業	2,724	2,524	199	7.3%	2,200	+324	+14.7%
調整額(注4)	11,236	9,662	+1,574	-	10,200	+538	-
連結	14,289	18,205	+3,916	+27.4%	17,300	+905	+5.2%

(注4) 調整額は各報告セグメントに配分していない全社費用であります。

(単位：店)

店舗数	丸亀製麺		国内その他		海外事業			連結
	直営	直営	FC等(注5)	計	直営	FC等(注5)	計	
2024年3月末 店舗数	840	246	4	250	432	429	861	1,951
2025年3月期 出店	33	34	1	35	50	75	125	193
2025年3月期 閉店	12	11	0	11	37	35	72	95
2025年3月末 店舗数	861	269	5	274	445	469	914	2,049

(注5) フランチャイズ、合弁会社など直営以外の形態

2025年3月に丸亀英国事業をフランチャイズ化したことにより、9店舗が直営からFCへ移動しました。

これにより、2025年3月期の海外事業の直営の閉店とFC等の出店にそれぞれ9店舗を追加しました。

< 丸亀製麺 >

丸亀製麺セグメントにおいては、お客様に選ばれ続けるためのパーセプションを形成するブランド戦略と、衝動をつくる商品戦略を組み合わせ、ブランド価値と顧客体験(CX)と従業員体験(EX)を同時にスパイラルアップさせるマーケティング戦略を展開しています。また、麺職人(注6)の全店配置や人員充足をきっかけに、新たな試みを多数・矢継ぎ早に展開することが可能となりました。

季節ごとのフェア商品として、2025年1月15日から丸亀製麺の冬の季節商品の中でも1位2位を争うほどの人気商品「鴨ねぎうどん」と「牡蠣たまあかけうどん」を同時に販売しました。「鴨ねぎうどん」は累計販売数約157万食を販売、「牡蠣たまあかけうどん」は早期販売終了となるほどの大ヒットとなりました。また、丸亀製麺にお食事に訪れるご家族連れ、とくにお子さまにもっともとうどんを楽しんでいただきたいという思いから開発した、もちもちの「打ち立てうどん」と「丸亀うどんまつ」"ジュース"がセットになった「丸亀お子さまもちもちセット」を1月15日から販売し、3月31日までに累計販売数120万食を突破するほど、ご好評をいただきました。3月4日からは、丸亀製麺の春の定番であり、今年で10年目の登場となる旨みあふれる「山盛りあさりうどん」、そして、完全新作となる井からはみ出るほどの大きな豚天3枚をあわせた、ボリューム満点の、おいしさあふれる「甘辛しょうがダレのはみ出る豚天ぶっかけうどん」を販売し、2025年3月31日までにそれぞれ累計販売数が約65万食と約74万食となる大ヒットとなりました。

また、新カテゴリーとなる商品として、うどん生まれの「丸亀うどんまつ」を2024年6月25日から全国の丸亀製麺にて販売開始しておりますが、非常に多くのお客様よりご好評をいただき、2025年3月31日までの累計販売数が1,370万食を突破しました。

一方、原材料費、人件費および水道光熱費の増加に対処するため、2025年1月15日に一部商品の価格改定を実施しました。

これらの取り組みにより、売上収益は1,281億42百万円（前期比11.6%増）と過去最高となりました。また、事業利益も過去最高の208億96百万円（前期比13.9%増）と大幅な増益となりました。

（注6）麵職人：理想的なうどんを作る専門人材で、丸亀製麺独自の人材育成システム

<国内その他>

国内その他セグメントには、「コナズ珈琲」、「ずんどう屋」、「肉のヤマ牛」、「晩杯屋」、「天ぷらまきの」、「とりどーる」、「豚屋とんー」、「長田本庄軒」、「焼きたてコッペ製パン」が含まれております。

「いちばん近いハワイ」をコンセプトとするコナズ珈琲は、季節限定フェア商品や店舗内外でのイベントによる集客に加えて、オンライン・オフラインでの情報発信やSNS活用などの強化が奏功し、客数が大幅に増加しました。2025年3月20日に福岡市内への出店となる香椎浜店（福岡）は国内トップクラスの売上となる勢いです。また、既存店の客数・客単価がともに上昇し、増収増益となりました。

豚骨ラーメンのずんどう屋は、当第4四半期に草加VARIE店（埼玉）、川崎銀座店（神奈川）および羽田空港第1ターミナル店（東京）を出店して計104店舗となり、増収となりましたが、今後の出店加速に備えたセントラルキッチンの準備費用や出店に伴う費用が増加したことなどから減益となりました。

その他の業態の店舗も出店や改装が進んだ結果、売上収益は354億12百万円（前期比24.4%増）と過去最高となりましたが、出店に伴う費用の増加などにより事業利益は44億47百万円（前期比0.1%減）とほぼ横ばいとなりました。

<海外事業>

海外事業セグメントにおいては、事業展開する一部地域の市況悪化の影響もあり、中間期に業績予想の下方修正を公表しました。市況が悪い中でも売上収益および収益性を改善することを企図して、2024年10月1日付で、当社海外事業本部内において、海外レストラン業態の改革を推進する部門を設立し、国内事業の高い知見を有する人材を海外に送り、繁盛店モデルづくりの強化を推進してまいりました。

商品・サービスの品質向上や生産性改善の取り組みに加えて、魅力的な商品開発やライブ感ある店頭デザイン導入により、第3四半期以降は一定程度の売上および収益性の効果が現れてきました。また、海外事業セグメント内の事業ポートフォリオの見直しも実施しており、2025年3月31日に業績不振が続く丸亀英国事業をローカル外食企業に売却し、フランチャイズ化いたしました。

売上収益は、前第2四半期から連結したFulham Shore社の通期寄与もあり、過去最高の1,046億74百万円（前期比18.1%増）と大幅な増収となりました。一方、事業利益は、当中間期までの遅れを取り戻すまでには至らず、25億24百万円（前期比7.3%減）と減益となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	増減率(%)
営業活動によるキャッシュ・フロー	42,794	37,670	12.0
投資活動によるキャッシュ・フロー	26,817	12,792	52.3
財務活動によるキャッシュ・フロー	16,548	13,219	20.1
現金及び現金同等物	70,627	82,271	16.5

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)の残高は、前連結会計年度末に比べ116億44百万円増加し、822億71百万円(前期比16.5%増)となりました。

各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

営業活動により得られた資金は376億70百万円(前期比12.0%減)となりました。これは主に減価償却費及び償却費並びに減損損失計上前の税引前利益が448億5百万円あったこと等によるものです。

投資活動により使用した資金は127億92百万円(前期比52.3%減)となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出が138億27百万円あったこと等によるものです。

財務活動により使用した資金は132億19百万円(前期比20.1%減)となりました。これは主に社債の発行による収入が218億72百万円、長期借入れによる収入が145億44百万円あった一方で、リース負債の返済による支出が218億35百万円、長期借入金の返済による支出が162億52百万円あったこと等によるものです。

(3) 財政状態の分析

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)	増減率(%)
資産合計	321,438	323,196	0.5
負債合計	231,303	226,661	2.0
資本合計	90,135	96,535	7.1
親会社所有者帰属持分比率(%)	25.1	27.0	7.7
1株当たり親会社所有者帰属持分(円)	923.23	995.86	7.9
純有利子負債	113,329	104,757	7.6
ネットレバレッジ・レシオ	2.56	2.11	17.5

1. ネットレバレッジ・レシオ = 純有利子負債(有利子負債-現預金) ÷ 調整後EBITDA

2. 前連結会計年度について、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記

6. 子会社の取得」に記載の暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映された後の金額及び数値により開示しております。

当連結会計年度末における資産は、前連結会計年度末に比べ17億59百万円増加し、3,231億96百万円(前期比0.5%増)となりました。これは主に現金及び現金同等物が前連結会計年度末に比べ116億44百万円増加した一方、使用権資産、無形資産及びのれんがそれぞれ前連結会計年度末に比べ75億86百万円、29億99百万円減少したことによるものです。

当連結会計年度末における負債は、前連結会計年度末に比べ46億42百万円減少し、2,266億61百万円(前期比2.0%減)となりました。これは主に社債が前連結会計年度末に比べ201億9百万円増加した一方、短期借入金、リース負債、その他の流動負債、未払法人所得税がそれぞれ前連結会計年度末に比べ82億10百万円、71億88百万円、46億19百万円、16億32百万円減少したことによるものです。

資本は、前連結会計年度末に比べ64億円増加し、965億35百万円(前期比7.1%増)となりました。これは主にその他資本性金融商品、資本剰余金がそれぞれ前連結会計年度末に比べ30億7百万円、21億83百万円増加したことによるものです。

親会社所有者帰属持分比率は、前連結会計年度末に比べ7.7%増加し、27.0%となりました。これは主に資産合計が前連結会計年度末に比べ17億59百万円増加した一方、その他資本性金融商品、資本剰余金がそれぞれ前連結会計年度末に比べ30億7百万円、21億83百万円増加するなど、親会社の所有者に帰属する持分合計が前連結会計年度末に比べ66億42百万円の増加にとどまったことによるものです。

1株当たり親会社所有者帰属持分は前連結会計年度末に比べ72.63円増加し、995.86円(前期比7.9%増)となりました。

また、負債と資本のバランスを示すネットレバレッジ・レシオは前連結会計年度末に比べて0.45回復し、2.11となりました。これは主に純有利子負債が前連結会計年度に比べ85億73百万円減少した一方、調整後EBITDAが前期比で53億26百万円増加したことによるものです。

(4) 生産、受注および販売の実績

当社グループは、最終消費者へ直接販売する飲食業を行っておりますので、生産実績と受注実績は記載しておりません。

a. 仕入実績

当連結会計年度における仕入実績をセグメント別に示すと次のとおりであります。

(単位：百万円)

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	前年同期比(%)
丸亀製麺	27,530	107.7
国内その他	11,338	140.9
海外事業	26,004	116.3
合計	64,871	115.9

b. 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメント別に示すと次のとおりであります。

(単位：百万円)

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	前年同期比(%)
丸亀製麺	128,142	111.6
国内その他	35,412	124.4
海外事業	104,674	118.1
合計	268,228	115.6

(5) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識および分析・検討内容は(1)経営成績の分析から(3)財政状態の分析に記載のとおりであります。

(6) 重要性がある会計方針および見積り

当社グループの連結財務諸表は、IFRSに準拠して作成しております。

当社グループの連結財務諸表の作成にあたっては、当連結会計年度末における資産、負債の報告金額および収益、費用の報告金額に影響を与える見積り、判断および仮定を使用することが必要となります。当社グループの経営陣は連結財務諸表作成の基礎となる見積り、判断および仮定を過去の経験や状況に応じ合理的と判断される入手可能な情報により継続的に検証し、意思決定を行っております。しかしながら、これらの見積り、判断および仮定は不確実性を伴うため、実際の結果と異なる場合があります。

なお、連結財務諸表の作成のための重要性がある会計基準等は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 2. 作成の基礎 (4) 見積りおよび判断の利用 3. 重要性がある会計方針」に記載されているとおりであります。

(7) 経営成績に重要な影響を与える要因

「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載のとおりです。

(8) 当社グループの資本の財源および資金の流動性

当社グループの運転資金需要のうち主なものは、商品の仕入のほか、製造費、販売費及び一般管理費等の営業費用であります。投資を目的とした資金需要は、設備投資、子会社株式の取得等によるものであります。当社グループは、事業運営上必要な資金の流動性と資金の源泉を安定的に確保することや、投資効率の追求、資金調達手法の多様性を図ること等により、資金調達余力の向上を図ることを基本方針としております。

短期運転資金は自己資金および金融機関からの短期借入を、設備投資や長期運転資金の調達につきましては、金融機関からの長期借入等を基本としております。なお、当連結会計年度末における社債、借入金およびリース負債を含む有利子負債の残高は1,870億28百万円となっております。また、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は822億71百万円となっております。

また、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大による事業環境の急速な変化の経験から、運転資金および財政基盤の安定性向上のために機動的かつ安定的な資金調達手段を確保することの重要性を再認識し、主要取引行と当座貸越契約による短期借入金40億円を継続しております。

5【重要な契約等】

(ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行)

当社は、2024年6月4日開催の取締役会決議に基づき、2024年6月20日に2031年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債を発行いたしました。

詳細は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況(2) 新株予約権等の状況 その他の新株予約権等の状況」、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 連結財務諸表注記 25. 社債及び借入金等」に記載しております。

(ローン契約と社債に付される財務上の特約)

2024年4月1日前に締結されたローン契約については、「企業内容等の開示に関する内閣府令及び特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」附則第3条第4項により記載を省略しております。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度においても、販売拡大を目的として店舗展開のための設備投資を継続的に実施しております。

当連結会計年度は「丸亀製麺」を中心に117店舗（直営のみ）の新規出店等を行った結果、当連結会計年度の設備投資総額は、39,266百万円となりました。

上記設備投資額には、有形固定資産、無形固定資産の他、敷金及び保証金、建設協力金、使用権資産を含んでおります。

なお、一部業績不振等により、減損損失5,115百万円を計上しております。

当連結会計年度の設備投資をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

(1) 丸亀製麺

当連結会計年度における主な設備投資は、ロードサイドへの出店9店舗及びショッピングセンター・ビルイン等への出店24店舗の計33店舗の新規出店に係わる投資や既存店における店舗設備の取得及び更新等を中心とする総額12,482百万円の投資を実施しました。

なお、重要な設備の除却または売却はありません。

(2) 国内その他

当連結会計年度における主な設備投資は、34店舗（直営のみ）の新規出店に係わる投資や既存店における店舗設備の取得及び更新を中心とする総額8,266百万円の投資を実施しました。

なお、重要な設備の除却または売却はありません。

(3) 海外事業

当連結会計年度における主な設備投資は、50店舗（直営のみ）の新規出店に係わる投資や既存店における店舗設備の取得及び更新を中心とする総額18,495百万円の投資を実施しました。

なお、重要な設備の除却または売却はありません。

(4) 全社資産

当連結会計年度における主な設備投資は、試作・検査機器等を中心として23百万円の投資を実施しました。

なお、重要な設備の除却または売却はありません。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2025年3月31日現在

セグメント の名称 (地区)	店舗数 (店)	設備の 内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)	
			土地 (面積㎡)	建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	使用権 資産	敷金・ 保証金 建設協力金	その他		合計
丸亀製麺 (北海道地区)	26	営業 店舗用 設備	- <4,704>	477	154	1,280	178	-	2,089	- (-)
丸亀製麺 (東北地区)	49	営業 店舗用 設備	- <9,767>	1,163	329	3,004	428	-	4,924	- (-)
丸亀製麺 (関東地区)	297	営業 店舗用 設備	- <47,199>	5,471	1,470	14,605	2,380	-	23,927	- (-)
丸亀製麺 (中部地区)	170	営業 店舗用 設備	- <29,696>	3,304	949	8,082	1,054	-	13,389	- (-)
丸亀製麺 (近畿地区)	167	営業 店舗用 設備	- <28,905>	3,129	886	8,218	1,253	-	13,487	- (-)
丸亀製麺 (中国地区)	61	営業 店舗用 設備	- <11,213>	1,193	329	2,421	453	-	4,396	- (-)
丸亀製麺 (四国地区)	22	営業 店舗用 設備	- <4,081>	327	93	1,002	180	-	1,603	- (-)
丸亀製麺 (九州地区)	69	営業 店舗用 設備	- <11,968>	754	329	3,175	615	-	4,874	- (-)
国内その他 (東北地区)	1	営業 店舗用 設備	- <329>	125	31	177	10	-	343	- (-)
国内その他 (関東地区)	59	営業 店舗用 設備	- <9,728>	2,255	437	5,463	645	-	8,800	- (-)
国内その他 (中部地区)	22	営業 店舗用 設備	72 (4,537) <3,919>	1,091	127	1,973	229	-	3,492	- (-)
国内その他 (近畿地区)	105	営業 店舗用 設備	- <18,366>	1,397	219	6,504	647	-	8,766	- (-)
国内その他 (中国地区)	12	営業 店舗用 設備	- <2,245>	197	20	583	35	-	836	- (-)
国内その他 (四国地区)	3	営業 店舗用 設備	- <378>	30	6	38	13	-	87	- (-)
国内その他 (九州地区)	13	営業 店舗用 設備	- <3,108>	707	109	1,114	143	-	2,073	- (-)
店舗計	1,076	-	72	21,619	5,489	57,638	8,267	-	93,086	- (-)

セグメント の名称 (地区)	店舗数 (店)	設備の 内容	帳簿価額(百万円)							従業 員数 (名)
			土地 (面積㎡)	建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	使用権 資産	敷金・ 保証金 建設協力金	その他	合計	
本社等	-	事務所 設備等	- <3,439>	741	162	2,185	489	48	3,625	322 (14)
合計	1,076	-	72	22,361	5,651	59,823	8,756	48	96,711	322 (14)

(注) 1. 帳簿価額には、建設仮勘定の金額を含んでおりません。

2. 帳簿価額には、未開店及び閉店店舗の資産額を含んでおります。

3. 帳簿価額のうち「その他」は車両運搬具であります。

4. < >内の面積は、外数で賃借分を示しております。

5. 従業員数は、就業人員であり、()内に、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間勤務換算による月平均人員)を外数で記載しております。

6. 臨時従業員には、パートタイマーを含み、派遣社員を除いております。

(2) 国内子会社

2025年3月31日現在

セグメントの名称 会社名 (所在地)	店舗数 (店)	設備の 内容	帳簿価額(百万円)							従業員数 (名)
			土地 (面積㎡)	建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	使用権 資産	敷金・ 保証金 建設協力金	その他	合計	
丸亀製麺 株式会社丸亀製麺 (東京都渋谷区)	861 (861)	営業 店舗用 設備	-	-	-	-	-	-	-	1,258 (10,232)
国内その他 株式会社トリドール ジャパン (東京都渋谷区)	56 (56)	営業 店舗用 設備	-	-	-	-	-	-	-	97 (614)
国内その他 株式会社肉のヤマ 牛 (東京都渋谷区)	21 (21)	営業 店舗用 設備	-	-	-	-	-	-	-	40 (182)
国内その他 株式会社KONA'S (東京都渋谷区)	47 (47)	営業 店舗用 設備	-	-	-	-	-	-	-	115 (1,084)
国内その他 株式会社アクティ ブソース (東京都品川区他)	41 (2)	営業 店舗用 設備、 事務所 設備等	-	386	65	711	150	-	1,312	81 (172)
国内その他 株式会社ZUND (大阪市北区他)	104 (89)	営業 店舗用 設備、 事務所 設備等	-	2,334	285	1,469	88	5	4,181	255 (803)
合計	1,130	-	-	2,720	350	2,180	238	5	5,493	1,846 (13,087)

(注) 1. 帳簿価額には、建設仮勘定の金額を含んでおりません。

2. 帳簿価額には、未開店及び閉店店舗の資産額を含んでおります。

3. 帳簿価額のうち「その他」は車両運搬具であります。

4. 従業員数は、就業人員であり、()内に、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間勤務換算による月平均人員)を外数で記載しております。

5. 店舗数の()は、親会社である株式会社トリドールホールディングスと利用契約を結んでいる店舗数であります。

(3) 在外子会社

2025年3月31日現在

セグメントの名称 会社名 (所在地)	店舗数 (店)	設備の 内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)	
			土地 (面積㎡)	建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	使用権 資産	敷金・ 保証金 建設協力金	その他		合計
海外事業 台湾東利多股份有 限公司 (台北他)	65	営業 店舗用 設備	-	1,132	320	1,197	41	-	2,690	276 (1,293)
海外事業 Tam Jai International Co. Limited (香港他)	243	営業 店舗用 設備	-	2,006	1,331	15,169	2,109	-	20,615	3,488 (2)
海外事業 MARUGAME UDON USA, LLC (デラウェア他)	20	営業 店舗用 設備	-	1,321	913	3,131	160	-	5,525	80 (650)
海外事業 TORIDOLL (CAMBODIA) COMPANY LIMITED (プノンペン)	1	営業 店舗用 設備	-	31	1	73	6	-	111	6 (30)
海外事業 MC GROUP PTE. LTD. (シンガポール他)	16	営業 店舗用 設備	-	-	42	372	139	-	553	64 (69)
海外事業 The Fulham Shore Group Limited (ロンドン他)	100	営業 店舗用 設備	-	5,383	1,141	11,283	85	-	17,892	1,704 (256)
合計	445	-	-	9,872	3,748	31,226	2,541	-	47,386	5,618 (2,300)

(注) 1. 店舗数にはFC店舗は含まれておりません。

2. 帳簿価額には、建設仮勘定の金額を含んでおりません。

3. 帳簿価額には、未開店及び閉店店舗の資産額を含んでおります。

4. 従業員数は、就業人員であり、()内に、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間勤務換算による月平均人員)を外数で記載しております。

5. 在外子会社の資産は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名	セグメント の名称	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完了予定年月
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)			
提出会社	丸亀製麺 丸亀製麺福井新保店 他 5店 (福井県福井市他)	丸亀製麺	559	240	自己資金 借入金	2025年1月 ~2025年4月	2025年4月 ~2025年6月
提出会社	コナズ珈琲 他 宇都宮店 他9店 (栃木県宇都宮市他)	国内その他	1,003	454	自己資金 借入金	2025年1月 ~2025年4月	2025年4月 ~2025年6月
MARUGAME UDON USA,LLC	丸亀製麺 Palo Alto店 (アメリカ カリフォル ニア州)	海外事業	294	184	自己資金 借入金	2024年1月	2025年4月
Tam Jai Internatio nal Co. Limited	雲南ヌードル Sau Mau Ping Shopping Centre店 他3店 (中国 香港他)	海外事業	206	3	自己資金	2025年3月	2025年4月 ~2025年6月
台湾東利多 股份有限公 司	丸亀製麺 丸亀Lalaport南港店 (台湾 台北市)	海外事業	56	24	自己資金	2024年12月	2025年4月

(注) 1. 設備の内容はすべて営業店舗用設備であります。

2. 投資予定額には、敷金・保証金および建設協力金が含まれており、使用権資産は除かれております。

(2) 重要な設備の除却等

特記すべき事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	230,400,000
計	230,400,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2025年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2025年6月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	88,434,952	88,505,952	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数は100株でありま ず。
計	88,434,952	88,505,952	-	-

(注) 提出日現在の発行数には、2025年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

当社取締役（監査等委員である取締役を含む。以下、特に断りがない限り本事項において同じ。）および従業員に対するもの

決議年月日	2015年6月26日
付与対象者の区分および人数	当社取締役（監査等委員を除く） 2名 当社取締役（監査等委員） 3名 当社従業員 666名
新株予約権の数	529個 [406個] （注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容および数	普通株式 105,800株 [81,200株] （注）1、7
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり976円とする。 （注）2、7
新株予約権の行使期間	2018年6月26日～2025年6月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1,277円 （注）3、4、7 資本組入額 639円
新株予約権の行使の条件	（注）5
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6

当事業年度の末日（2025年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2025年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1．新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社普通株式200株（以下「付与株式数」という。）とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が普通株式につき株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

2．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付される株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値、または割当日の終値（終値がない場合には、それに先立つ直近日の終値とする。）のいずれか高い額に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

なお、割当日後、当社が普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、当社が割当日後、時価を下回る価額で普通株式につき新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（単元未満株主による単元未満株式売渡請求に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）には、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、割当日後に当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は調整されるものとする。

3．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

- (2) 増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入れ額」の発行価格は、付与日における公正な評価単価と行使時の払込金額の合計額を記載しております。
5. 新株予約権の行使の条件
- (1) 1個の新株予約権の一部行使は認めない。
 - (2) 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社連結子会社の取締役、執行役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役若しくは執行役員が任期満了により退任した場合、従業員が定年により退職した場合、または、取締役会決議をもって特に認める場合はこの限りではない。
 - (3) 新株予約権者が、当社または当社連結子会社に対して何らかの不利益を与え処分等が決定された場合は権利を消失する。
 - (4) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。ただし、新株予約権者が死亡した時点で行使期間が到来しているものについてはこの限りでない。
 - (5) 新株予約権の譲渡、質権等の担保権の設定その他の処分は認めない。
6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
- 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2に定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に、上記(3)にしたがって決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
(注)3に準じて決定する。
 - (7) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
 - (8) 新株予約権の行使の条件
「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由および取得の条件
 - 1) 当社が消滅会社となる合併契約もしくは新設合併計画が株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は当社取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
 - 2) 新株予約権者が新株予約権を行使する条件に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会が別途定める日に当該新株予約権を無償で取得することができる。
7. 2020年2月13日開催の取締役会決議により、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入れ額」が調整されております。

取締役（監査等委員である取締役を含む。以下、特に断りがない限り本事項において同じ。）、執行役員および従業員ならびに当社指定の子会社の取締役および従業員に対するもの

決議年月日	2018年6月28日
付与対象者の区分および人数	当社取締役（監査等委員を除く） 3名 当社取締役（監査等委員） 3名 当社執行役員 2名 当社従業員 151名 当社指定の子会社取締役 1名 当社指定の子会社従業員 497名
新株予約権の数	1,700個 [1,587個] （注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容および数	普通株式 340,000株 [317,400株] （注）1、7
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1,283円とする。（注）2、7
新株予約権の行使期間	2021年6月28日～2028年6月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 1,602円 （注）3、4、7 資本組入額 801円
新株予約権の行使の条件	（注）5
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6

当事業年度の末日（2025年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2025年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1．新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社普通株式200株（以下、「付与株式数」という。）とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

2．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付される株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値、または割当日の終値（終値がない場合には、それに先立つ直近日の終値とする。）のいずれか高い額に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

なお、割当日後、当社が普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、当社が割当日後、時価を下回る価額で普通株式につき新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（単元未満株主による単元未満株式売渡請求に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）には、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、割当日後に当社が合併、会社分割または資本金の額を減少を行う場合その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
 - (1) 増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。
 - (2) 増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」の発行価格は、付与日における公正な評価単価と行使時の払込金額の合計額を記載しております。
5. 新株予約権の行使の条件
 - (1) 1個の新株予約権の一部行使は認めない。
 - (2) 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社連結子会社の取締役、執行役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役若しくは執行役員が任期満了により退任した場合、従業員が定年により退職した場合、または、取締役会決議をもって特に認める場合はこの限りではない。
 - (3) 新株予約権者が、当社または当社連結子会社に対して何らかの不利益を与え処分等が決定された場合は権利を消失する。
 - (4) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。ただし、新株予約権者が死亡した時点ですでに行使期間が到来しているものについてはこの限りでない。
 - (5) 新株予約権の譲渡、質権等の担保権の設定その他の処分は認めない。
6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)2に定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に、上記(3)にしたがって決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
(注)3に準じて決定する。
 - (7) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
 - (8) 新株予約権の行使の条件
(注)5に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由および取得の条件
 - 1) 当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は当社取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
 - 2) 新株予約権者が新株予約権を行使する条件に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会が別途定める日に当該新株予約権を無償で取得することができる。
7. 2020年2月13日開催の取締役会決議により、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

取締役（監査等委員である取締役を含む。以下、特に断りがない限り本事項において同じ。）、執行役員および従業員ならびに当社指定の子会社の取締役、執行役員および従業員に対するもの

決議年月日	2021年6月29日
付与対象者の区分および人数	当社の取締役（監査等委員である者を除く） 3名 当社の監査等委員である取締役 3名 当社の執行役員 2名 当社の従業員 151名 当社指定の完全子会社の取締役 2名 当社指定の完全子会社の執行役員 1名 当社指定の完全子会社の従業員 621名
新株予約権の数	3,384個 [3,153個]（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容および数	普通株式 676,800株 [630,600株]（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり2,174円とする。（注）2
新株予約権の行使期間	2024年6月29日～2031年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額	発行価格 2,879円（注）3、4 資本組入額 1,440円
新株予約権の行使の条件	（注）5
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6

当事業年度の末日（2025年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2025年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- （注）1．新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は当社普通株式200株（以下、「付与株式数」という。）とする。ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

- 2．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付される株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値、または割当日の終値（終値がない場合には、それに先立つ直近日の終値とする。）のいずれか高い額に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。なお、割当日後、当社が普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合は、行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、当社が割当日後、時価を下回る価額で普通株式につき新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（単元未満株主による単元未満株式売渡請求に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）には、次の算式により行使価額の調整を行い、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、割当日後に当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、行使価額は調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
 - (1) 増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。
 - (2) 増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
4. 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」の発行価格は、付与日における公正な評価単価と行使時の払込金額の合計額を記載しております。
5. 新株予約権の行使の条件
 - (1) 1個の新株予約権の一部行使は認めない。
 - (2) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社連結子会社の取締役、執行役員または従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役若しくは執行役員が任期満了により退任した場合、従業員が定年により退職した場合、または、取締役会決議をもって特に認める場合はこの限りではない。
 - (3) 新株予約権者が、当社または当社連結子会社に対して何らかの不利益を与え処分等が決定された場合は権利を消失する。
 - (4) 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。ただし、新株予約権者が死亡した時点ですでに行使期間が到来しているものについてはこの限りでない。
 - (5) 新株予約権の譲渡、質権等の担保権の設定その他の処分は認めない。
6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）2に定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に、上記（3）にしたがって決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
（注）3に準じて決定する。
 - (7) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。
 - (8) 新株予約権の行使の条件
（注）5に準じて決定する。
 - (9) 新株予約権の取得事由および取得の条件
 - 1) 当社が消滅会社となる合併契約が株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会で承認されたときは、当社は当社取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。
 - 2) 新株予約権者が新株予約権を行使する条件に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会が別途定める日に当該新株予約権を無償で取得することができる。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

当連結会計年度において会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

決議年月日	2024年6月4日
新株予約権の数(個)	2,200(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 5,045,871(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	4,360(注)3
新株予約権の行使期間	自 2024年7月4日 至 2031年6月6日(注)4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,360 資本組入額 2,180(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)6
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債から分離譲渡はできないものとします。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)7
新株予約権の行使の際に出資の目的とする財産の内容及び価額	各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とします。
新株予約権付社債の残高(百万円)	22,000

当事業年度の末日(2025年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2025年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1. 本社債の額面金額10百万円につき1個とします。

2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記(注)3記載の転換価額で除した数とします。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行ないません。

3. (1) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とします。
- (2) 転換価額は、4,360円とします。
- (3) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る払込金額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、下記の算式により調整されます。なお、下記の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいいます。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

4. 2024年7月4日から2031年6月6日まで（行使請求受付場所現地時間）とします。但し、本新株予約権付社債の要項に定める 当社の選択による本社債の繰上償還がなされる場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで（但し、本新株予約権付社債の要項に定める税制変更による繰上償還の場合に、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、本新株予約権付社債権者の選択による本社債の繰上償還がなされる場合は、償還通知書が支払・新株予約権行使請求受付代理人に預託される時まで、本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとします。

上記いずれの場合も、2031年6月6日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできません。

上記にかかわらず、当社の本新株予約権付社債の要項に定める組織再編等を行うために必要であると当社が合理的に判断した場合には、組織再編等の効力発生日の翌日から14日以内に終了する30日以内の当社が指定する期間中、本新株予約権を行使することはできません。また、本新株予約権の行使の効力が発生する日（又はかかる日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日）が、当社の定める基準日又は社債、株式等の振替に関する法律第151条第1項に関連して株主を確定するために定められたその他の日（以下「株主確定日」と総称する。）の東京における2営業日前の日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における3営業日前の日）から当該株主確定日（又は当該株主確定日が東京における営業日でない場合、東京における翌営業日）までの期間に当たる場合、本新株予約権を行使することはできません。但し、社債、株式等の振替に関する法律に基づく振替制度を通じた新株予約権の行使に係る株式の交付に関する法令又は慣行が変更された場合、当社は、本段落による本新株予約権を行使することができる期間の制限を、当該変更を反映するために修正することができます。

5. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とします。
6. (1) 各本新株予約権の一部行使はできません。

- (2) 本新株予約権付社債権者は、2031年2月20日（同日を含む。）までは、各暦年四半期の最後の取引日（以下に定義する。）に終了する20連続取引日に含まれる各取引日において、当社普通株式の終値（但し、本新株予約権付社債の要項に定める転換価額の調整条項に応じて調整される。）が、当該最後の取引日において適用のある転換価額の130%を超えた場合に限って、翌暦年四半期の初日（但し、2024年7月1日に開始する四半期に関しては2024年7月4日（同日を含む。）とする。）から末日（但し、2031年1月1日に開始する四半期に関しては2031年2月20日（同日を含む。）とする。）までの期間において、本新株予約権を行使することができます。

「取引日」とは、株式会社東京証券取引所における取引日をいい、終値及びVWAP（各取引日において株式会社東京証券取引所が発表する当社普通株式の売買高加重平均価格の平均値）が発表されない日を含みません。

但し、本（2）記載の本新株予約権の行使の条件は、下記及びの期間並びにパリティ事由（以下に定義する。）が発生した場合における下記 の期間は適用されません。

当社が、本社債の繰上償還の通知を行った日以後の期間（但し、本新株予約権付社債の要項に定める税制変更による繰上償還の場合に、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）

当社が組織再編等を行うにあたり、（注）4記載のとおり本新株予約権の行使を禁止しない限り、本新株予約権付社債の要項に従い本新株予約権付社債権者に対し当該組織再編等に関する通知を行った日から当該組織再編等の効力発生日までの期間

当社がパリティ事由が発生した旨を本新株予約権付社債権者に通知した日の東京における翌営業日（同日を含む。）から起算して東京における15連続営業日の期間

「パリティ事由」とは、本新株予約権付社債権者から当該事由の発生に関する通知を受けた日の3適格日（以下に定義する。）後の日から起算して5連続適格日のいずれの日においても、（ ）ブルームバーグが提供する本新株予約権付社債の気配値スコア（BVAL Score）若しくはその承継サービスが提供する本新株予約権付社債の気配値スコアに基づき計算代理人（以下に定義する。）が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより決定する本新株予約権付社債の気配値スコアが7以上となり、かつ、ブルームバーグが提供する本新株予約権付社債の買値情報（BVAL Bid）若しくはその承継サービスが提供する本新株予約権付社債の買値情報に基づき計算代理人が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより決定する本新株予約権付社債の価格（本社債の額面金額に対する百分率で表示される。）がクロージング・パリティ価値（以下に定義する。）の98%を下回っているか、（ ）上記（ ）記載のスコアが7を下回るか上記（ ）記載のスコア若しくは価格を入手できない場合には、当社が選定する主要金融機関が本新株予約権付社債の要項に定めるところにより提示する本新株予約権付社債の買値（本社債の額面金額に対する百分率で表示される。）がクロージング・パリティ価値の98%を下回っているか、又は（ ）上記（ ）記載のスコアが7を下回るか上記（ ）記載のスコア若しくは価格が入手できずかつ上記（ ）記載の買値も取得することができない、と計算代理人が決定した場合をいいます。

「適格日」とは、東京及びロンドンにおける営業日であり、かつ、取引日である日をいいます。

「クロージング・パリティ価値」とは、当該適格日における当社普通株式の終値（但し、本新株予約権付社債の要項に定める転換価額の調整条項に応じて調整される。）を、当該適格日における転換価額で除した数値（百分率で表示される。）をいいます。

「計算代理人」とは、MUFG Bank, Ltd., London Branchをいいます。

7. 当社が組織再編等を行う場合の承継会社等による新株予約権の交付

(イ) 組織再編等（以下に定義する。）が生じた場合、当社は、承継会社等（以下に定義する。）をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の主債務者としての地位を承継させ、かつ、本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付させるよう最善の努力をするものとします。但し、かかる承継及び交付については、（ ）その時点で適用のある法律上実行可能であり、（ ）そのための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ、（ ）当社又は承継会社等が、当該組織再編等の全体から見て不合理な（当社がこれを判断する。）費用（租税を含む。）を負担せずに、それを実行することが可能であることを前提条件とします。かかる場合、当社は、また、承継会社等が当該組織再編等の効力発生日において日本の上場会社であるよう最善の努力をするものとします。本（イ）記載の当社の努力義務は、当社が受託会社に対して、承継会社等が、当該組織再編等の効力発生日において、理由の如何を問わず、日本の上場会社であることを当社は予想していない旨の記載の証明書を交付する場合には、適用されません。

「組織再編等」とは、当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は、取締役会）において、（ ）当社と他の会社の合併（新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除く。以下同じ。）、（ ）資産譲渡（当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が相手先に移転される場合に限る。）、（ ）会社分割（新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限る。）、（ ）株式交換若しくは株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。以下同じ。）又は（ ）その他の日本法上の会社再編手続で、これにより本社債又は本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社へ引き受けられることとなるものの承認決議が採択されることをいいます。

「承継会社等」とは、組織再編等における相手方であって、本新株予約権付社債及び/又は本新株予約権に係る当社の義務を引き受ける会社をいいます。

(ロ) 上記(イ)の定めに従って交付される承継会社等の新株予約権の内容は下記のとおりとします。

新株予約権の数

当該組織再編等の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に係る本新株予約権の数と同一の数とします。

新株予約権の目的である株式の種類

承継会社等の普通株式とします。

新株予約権の目的である株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、承継会社等が、当該組織再編等の条件等を勘案のうえ、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、下記（ ）又は（ ）に従います。なお、転換価額は（注）3（3）と同様の調整に服します。

- () 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編等において受領する承継会社等の普通株式の数を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編等に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。
- () 上記以外の組織再編等の場合には、当該組織再編等の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債権者が得られるのと同等の経済的利益を、当該組織再編等の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに受領できるように、転換価額を定める。

新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

承継会社等の新株予約権の行使に際しては、承継された本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、承継された本社債の額面金額と同額とします。

新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編等の効力発生日（場合によりその 14 日後以内の日）から、（注）4 記載の本新株予約権の行使期間の満了日までとします。

その他の新株予約権の行使の条件

承継会社等の各新株予約権の一部行使はできないものとします。また、承継会社等の新株予約権の行使は、（注）6 (2) 記載と同様の制限を受けます。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。

組織再編等が生じた場合

承継会社等について組織再編等が生じた場合にも、本新株予約権付社債と同様の取り扱いを行いません。

その他

承継会社等の新株予約権の行使により生じる 1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行いません。承継会社等の新株予約権は承継された本社債と分離して譲渡できません。

- (八) 当社は、上記(イ)の定めに従い本社債及び信託証書に基づく当社の義務を承継会社等に引き受け又は承継させる場合、本新株予約権付社債の要項に定める一定の場合には保証を付すほか、本新株予約権付社債の要項に従います。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2020年4月1日(注)2	43,571,676	87,143,352	-	4,181	-	4,239
2020年4月1日～ 2021年3月31日(注)1	78,600	87,221,952	47	4,228	47	4,285
2021年4月1日～ 2021年6月29日(注)1	94,200	87,316,152	59	4,287	59	4,345
2021年6月29日(注)3	-	87,316,152	-	4,287	4,286	59
2021年6月30日～ 2022年3月31日(注)1	347,200	87,663,352	232	4,519	232	290
2022年4月1日～ 2023年3月31日(注)1	257,400	87,920,752	174	4,693	174	465
2023年4月1日～ 2024年3月31日(注)1	219,800	88,140,552	161	4,854	161	625
2024年4月1日～ 2025年3月31日(注)1	294,400	88,434,952	311	5,165	311	937

(注) 1. 新株予約権(ストック・オプション)の権利行使による増加であります。

2. 2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っているものであります。

3. 2021年6月29日付で、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額を4,286百万円減少し、同額を
その他資本剰余金に振り替えております。

4. 2025年4月1日から2025年5月31日までの間に、新株予約権(ストック・オプション)の権利行使により、
発行済株式総数が71,000株、資本金および資本準備金がそれぞれ69百万円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2025年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の 状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	25	20	709	159	223	171,958	173,094	-
所有株式数 (単元)	-	100,167	1,301	112,552	33,998	659	634,934	883,611	73,852
所有株式数 の割合(%)	-	11.34	0.15	12.74	3.85	0.07	71.86	100.00	-

(注) 自己株式828,983株は、「個人その他」に8,289単元、「単元未満株式の状況」に83株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2025年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
栗田 貴也	東京都港区	27,581,633	31.48
有限会社ティーアンドティー	東京都港区虎ノ門一丁目23番2号	10,344,500	11.81
日本スタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区赤坂一丁目8番1号	5,249,700	5.99
特定有価証券信託受託者 株式会社SMBC 信託銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番2号	3,738,000	4.27
アリアケジャパン株式会社	東京都渋谷区恵比寿南三丁目2番17号	600,000	0.68
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	495,400	0.57
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行決済 事業部)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内1丁目4-5)	339,144	0.39
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済 営業部)	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U.S.A. (東京都港区港南2丁目15-1品川イン ターシティA棟)	306,900	0.35
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行決済 事業部)	2 KING EDWARD STREET, LONDON EC1A 1HQ UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内1丁目4-5)	231,461	0.26
株式会社日本カストディ銀行(信託口 4)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	216,300	0.25
計	-	49,103,038	56.05

(注) 1. 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本スタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5,249,700 株
特定有価証券信託受託者 株式会社SMBC信託銀行	3,738,000 株
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	495,400 株
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	216,300 株

2. 特定有価証券信託受託者 株式会社SMBC信託銀行の所有株式数の内、2,536,000株は栗田利美氏から、600,000株は栗田貴也氏から、600,000株は有限会社ティーアンドティーから委託された信託財産であり、議決権行使に関する指図者は、それぞれ栗田利美氏、栗田貴也氏および有限会社ティーアンドティーであります。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2025年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 828,900	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 87,532,200	875,322	-
単元未満株式	普通株式 73,852	-	-
発行済株式総数	88,434,952	-	-
総株主の議決権	-	875,322	-

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式83株が含まれております。

【自己株式等】

2025年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
株式会社トリドールホールディングス	東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号	828,900	-	828,900	0.94
計	-	828,900	-	828,900	0.94

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得及び会社法第155条第13号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式(注)	1,526	285,260
当期間における取得自己株式	-	-

(注)譲渡制限付株式を付与された取締役2名および執行役員1名が譲渡制限期間内に退任したため、当初付与された譲渡制限付株式のうち退任後の期間相当分について、規定に従い合計1,454株を無償取得しました。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(譲渡制限付株式報酬による自己株式の処分)	10,435	39,026,900	-	-
保有自己株式数	828,983	-	828,983	-

3【配当政策】

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。当社の成長と株主還元の更なる両立を目指し、グループの成長のために必要な投資を行うため内部留保の充実を図りながら、業績に応じて累進配当（注1）を実施していくことを基本方針としております。

具体的には、原則として配当性向20%以上を目標としつつ、安定的かつ継続的に配当を実施するため、調整後配当性向（注2）2%を下限とし、かつ、特別配当を除き前期以上の1株当たり配当金額の配当を行うこととします。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としており、剰余金の配当の決定機関は取締役会としております。

配当金額の決定においては、事業活動に直接の関わりのない特殊要因を除いた調整後当期利益を配当原資とし、成長に必要な投資を行うための内部留保の充実を図りながら、通期業績の見通しや、成長のための資金需要を総合的に勘案して決定しております。

内部留保資金につきましては、出店、改装その他設備に対する投資、今後の事業展開のための人材の育成を始めとしたESG関連施策への投資など、将来の利益及び当社のサステナビリティ推進に貢献する有効な投資資金として活用しつつ、より一層の財務体質強化にも努める所存であります。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき、1株当たり10.00円の配当を実施いたしました。

また、国内グループ店舗でご利用いただける株主優待や、継続保有株主優遇制度などにより、株主の皆様への総合的な利益還元に努めております。

（注1）累進配当

原則として減配せず、業績に応じて配当額を維持もしくは増配する政策

（注2）調整後配当性向

配当金総額 ÷ (親会社の所有者に帰属する当期利益 + 減価償却費及び償却費 + その他の営業費用 - その他の営業収益 + 減損損失 + 非経常的費用項目) × 100

（注）基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2025年5月15日 取締役会決議	876	10.00

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社では、意思決定の迅速化により機動力を発揮し、経営拡大の迅速化と健全性および透明性を維持することを方針としており、その実現のため、経営組織体制や仕組みを整備しております。

当社は、経営の監査・監督機関として監査等委員会を設置し、各委員は取締役会への出席を行い、経営意思決定時には、経営の健全性に注視した立場での発言および必要なアドバイスならびに議決権行使を行うとともに、同時に開催される監査等委員会にて情報の共有化を図っております。

また、ステークホルダーに対しては、公開性のある経営を目指し、迅速な情報開示に努めております。

企業統治の体制の概要および当該体制を採用する理由

イ 企業統治の体制の概要および当該体制を採用する理由

(a) 企業統治の体制の概要

当社は、提出日(2025年6月25日)現在、取締役8名(うち社外取締役4名)の経営体制によって、意思決定を迅速化し、機動力を発揮するとともに、公開性のある経営を目指し、タイムリーな情報開示に努め、ステークホルダーに対する企業価値の最大化を図っております。

また、当社は、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、監査・監督機能とコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図っております。

(b) 設置する機関の名称、目的、権限および構成員の氏名

a 株主総会

1) 目的および権限

会社の所有者である株主で構成された会議体で、会社の最高意思決定機関として基本的事項について意思決定を行う。

2) 構成員

議決権を有する株主173,093名

a) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

b) 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、資本政策および配当政策を機動的に遂行するためであります。

b 取締役会

1) 目的および権限

株主から会社経営を受託した取締役により構成された会議体で、会社の重要事項について意思決定を行う。

2) 構成員

代表取締役(取締役会議長)栗田貴也、取締役杉山孝史、同山口聡、同田中憲一、社外取締役松風里栄子、社外取締役(監査等委員)梅木利泰、同梅田浩章および同片岡牧の8氏

a) 取締役の定数

当社の取締役(監査等委員を除く)は7名以内、取締役(監査等委員)は4名以内とする旨定款に定めております。

b) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

c) 取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）であった者の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たし得る環境を整備することを目的とするものであります。

d) 社外取締役との責任限定契約

当社と取締役松風里栄子氏、取締役（監査等委員）梅木利泰氏、梅田浩章氏および片岡牧氏は、会社法第427条第1項の責任限定契約を締結しており、取締役に悪意または重大な過失があった場合を除き、受嘱者の取締役としての在職中に報酬その他の職務執行の対価として当社から受け、または受け取るべき財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に二を乗じて得た額をもって、当社に対する損害賠償責任の限度としております。

e) 取締役との補償契約

当社と取締役粟田貴也氏、杉山孝史氏、山口聡氏、田中憲一および松風里栄子氏ならびに取締役（監査等委員）梅木利泰氏、梅田浩章氏および片岡牧氏は、会社法第430条の2第1項の補償契約を締結しており、同項第1号の費用および同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。

f) 役員等賠償責任保険契約

当社は、会社法第430条の3第1項の役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社および当社が直接・間接問わず30%超出資するすべての会社・会社法上の子会社の役員（取締役、執行役、監査役、執行役員、会計参与）、管理・監督の地位にある従業員であり、当該保険契約の保険料は当社が全額負担しております。当該保険契約により、被保険者がその職務の執行に起因して損害賠償請求された場合の損害賠償金および訴訟費用を当該保険契約により填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が違法に利益または便宜を得たこと、犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規則または取締役法規に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償等は填補の対象としませんこととしております。

3) 活動状況

当事業年度において取締役会は毎月1回以上、計18回開催しており、取締役会付議・報告事項に関する内規に従い、当社の経営に関する基本方針、重要な業務執行に関する事項、株主総会の決議により授権された事項、事業報告および附属明細書、計算書類およびその附属明細書、連結計算書類、剰余金の配当、株主総会の招集等の会社法で定められた事項の他、法令および定款に定められた事項を決議し、また、法令に定められた事項および重要な業務執行につき報告を受けました。個々の取締役の出席状況は次のとおりです。

氏名	開催回数	出席回数
粟田 貴也	18回	18回
杉山 孝史	18回	18回
山口 聡	18回	18回
田中 憲一	12回	12回
松風 里栄子	18回	17回
梅木 利泰	18回	18回
梅田 浩章	18回	18回
片岡 牧	18回	18回

(注) 1. 田中憲一氏の出席回数は、2024年6月27日の就任以降に開催された取締役会のみを対象としております。

2. 取締役神原政敏氏は、2024年6月27日開催の第34期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

c 監査等委員会

1) 目的および権限

株主から会社経営の監査・監督を受託した監査等委員により構成された会議体で、取締役の職務の執行を監査・監督する。

2) 構成員

監査等委員長（社外取締役）梅木利泰、監査等委員（社外取締役）梅田浩章および同片岡牧の3氏

3) 活動状況

「(3) 監査の状況」に記載のとおり

d 指名委員会

1) 目的および権限

社外取締役を中心に構成された会議体で、取締役（監査等委員を含む）および執行役員の選解任について審議の上、取締役会および監査等委員会に諮問する。

2) 構成員

委員長（社外取締役（監査等委員））梅木利泰、委員（社外取締役（監査等委員））梅田浩章、同片岡牧、委員（社外取締役）松風里栄子および委員（代表取締役）栗田貴也の5氏

3) 活動状況

当事業年度において指名委員会は計3回開催しており、新任取締役の候補者、解任の基準等について検討いたしました。全委員が3回とも出席しております。

e 報酬委員会

1) 目的および権限

社外取締役を中心に構成された会議体で、取締役（監査等委員を含む）および執行役員の報酬について審議の上、取締役会および監査等委員会に諮問する。

2) 構成員

委員長（社外取締役（監査等委員））梅木利泰、委員（社外取締役（監査等委員））梅田浩章、同片岡牧、委員（社外取締役）松風里栄子および委員（代表取締役）栗田貴也の5氏

3) 活動状況

当事業年度において報酬委員会は計3回開催しており、取締役の個別の報酬額、報酬別の割合等について検討いたしました。全委員が3回とも出席しております。

f 会計監査人

1) 目的および権限

株主から会社の会計監査を受託し、会社の計算書類等を監査する。

2) 構成員

有限責任あずさ監査法人

3) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

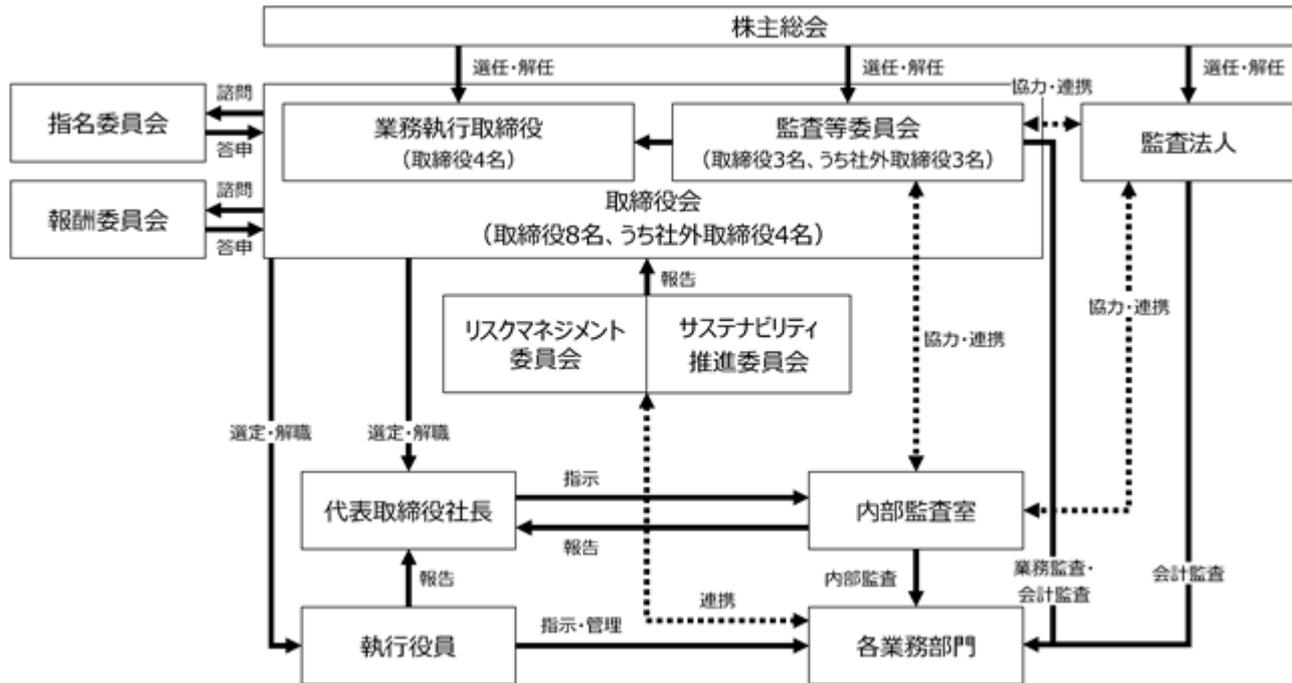
当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

(c) 当該体制を採用する理由

当社は、監査等委員会を設置しており、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで監査・監督機能とコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図っております。また、独立社外取締役4名と代表取締役1名で構成される指名委員会および報酬委員会を設置し、取締役の選任基準および独立性判断基準に基づく選任に関する審議のほか、取締役の報酬について報酬方針および報酬別の報酬割合ならびに各取締役の具体的な金額を審議の上、取締役会に対して答申を行っております。

当社は、2025年6月27日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」および「監査等委員である取締役3名選任の件」を提案しており、これらの議案が承認可決されると、当社の取締役は6名（内、社外取締役3名）となります。また、当該定時株主総会の直後に開催が予定されている取締役会の決議事項として、指名委員、報酬委員および執行役員の選任が付議される予定です。これらが承認可決された場合の取締役会の構成員および執行役員については、後記「(2) 役員 の状況 b.」のとおりであり、指名委員会および報酬委員会の委員は、いずれも社外取締役松風里栄子、社外取締役片岡牧、社外取締役宮田裕子および代表取締役社長栗田貴也となります。

ロ 業務執行、監視の仕組み



企業統治に関するその他の事項

(a) 内部統制システムの整備の状況

当社は、適正な業務執行のための体制の整備および運用の基本方針として、2023年5月25日開催の取締役会において、内部統制システムに関する基本方針を次のとおり決定しております。

- 1) 当社および当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - a 当社の取締役会は、原則として月1回、かつ、必要に応じて随時開催し、法令、定款および取締役会規程その他の社内規程に従い重要な業務執行を決定するとともに取締役の職務の執行を監督する。
 - b 当社の監査等委員会は、独立した立場で業務執行取締役の職務の執行を監査する。
 - c 当社は、代表取締役社長に直属する部門として、内部監査室を設置する。内部監査室は、当社グループの内部統制の適切性および有効性を経営方針に照らして、独立した立場で検証および評価し、その結果に基づく改善提案を通じて、経営の健全性および効率性の向上に資する。
 - d 当社グループの取締役および使用人は、『企業倫理憲章』および『トリドール行動基準』を基に行動し、コンプライアンス体制の維持、向上を図る。
 - e コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス規程に従って当社グループにおけるコンプライアンス上の課題を協議するとともに、コンプライアンス・プログラムを策定、推進する。
 - f 当社は、法令および定款等に違反する行為を当社グループの取締役および使用人が発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築する。
 - g 当社グループは、反社会的勢力に対し毅然とした態度で臨み、不当な要求には決して応じず、警察当局との連携をとり、断固としてこれを拒絶する。

- 2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - a 当社の取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、取締役の職務の執行に係る重要な情報・文書（電子化情報を含む。以下同じ。）は、文書管理規程その他社内規程の定めるところに従い、適切に保存および管理（廃棄を含む。）する。
 - b 当社の監査等委員会が求めたときは、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、いつでも当該文書を閲覧に供する。
 - c 当社の取締役は、法令および金融商品取引所の諸規則等に従い、開示すべき情報を適時かつ適正に開示する。

- 3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a 当社は、当社グループの平常時における業務執行に係るリスクをトータルに認識・評価し適切なリスク対応を行うためにリスクマネジメント規程を定め、グループ全体のリスク管理体制を整備する。
 - b 当社は、当社グループのリスク管理の実効性を確保するため代表取締役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置し、グループ全体のリスクを評価検討し、リスク管理推進に関わる課題や対応策を協議し承認する。
 - c 当社は、有事の際の迅速かつ適切な対応に備え、危機管理規程を定め、損失の最小化、損害の復旧および再発防止のためのグループ全体の危機管理体制を整備する。
 - d 当社は、各部門、各店舗および各子会社において、経営の内外の環境変化や、法令定款違反その他の事由に基づく損失の危険が発見された場合には、発見された危険の内容およびそれがもたらす損失の程度等について直ちに当社の担当部門に報告される体制を構築するとともに、その重大性に応じて担当部門を管掌する取締役が速やかに取締役会に報告する。
 - e 当社は、食品を扱う企業として食品の衛生管理は何よりも優先される事項と認識し、食品安全管理規程を定め、食品安全管理本部の指示の下で平時の食品衛生管理を徹底するとともに、万が一問題が発生したときは危機管理規程に従い直ちに適切な対応を行う。

- 4) 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - a 当社は、当社グループの中長期経営計画を策定し、グループ全体の経営の目標を設定する。また、中長期経営計画は、経営を取り巻く内外の環境の変化に柔軟に対応すべく毎年度見直しを行う。
 - b 当社グループの各年度の予算は、中長期経営計画とリンクして策定され、当社の事業部門別および各子会社別の予算管理と月例の業績報告により適切な対策を講じる。
 - c 当社の取締役会に付議すべき事項は、取締役会規程において定め、付議にあたっては、経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な資料が全取締役に配布される体制を整備する。
 - d 当社は、日常の業務遂行に際しては、取締役会規程、経営会議規程、業務分掌規程、職務権限規程、執行役員規程等に基づき権限の委譲を行い、また当社子会社の取締役会等で定期的に業務方針を共有することで、当社グループの各レベルの責任者が意思決定ルールに則り関連部門と連携して適切かつ効率的に業務を遂行するとともに、重要な情報が適時かつ適切に関係者に伝達される仕組みを整備する。

- 5) 当社および子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - a 当社は、子会社管理の主管部門を関係会社管理規程で定め、当社グループの中長期経営計画のもと、各子会社の自主的かつ機動的な運営を尊重しつつグループ全体で緊密な連携を保持することにより、企業集団としての事業発展および経営効率の向上を図る。
 - b 当社は、関係会社管理規程に基づき、子会社の重要事項につき事前協議および承認を義務付けるとともに、子会社の取締役から子会社の営業成績、財務状況その他の重要事項につき定期的に報告を受ける。
 - c 当社の内部監査室は、内部監査規程に基づき、必要に応じて子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。

- 6) 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項
監査等委員会の職務は、当社の法務コンプライアンス部の使用人がこれを補助する。

- 7) 前項の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査等委員会の職務を補助する法務コンプライアンス部の使用人の任命、異動および評価については、監査等委員会の事前の同意を必要とする。
 - 同使用人は、監査等委員会の職務を補助するに際しては監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行し、当該職務以外の業務を指示された場合にあっても監査等委員会の指示事項を優先して処理する。
- 8) 当社および当社子会社の取締役および使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制
- 監査等委員会は、取締役会その他の重要な会議を通じ、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人から重要事項の報告を受ける。そのほか、当社グループの取締役および使用人は、監査等委員会の定めるところに従い、監査等委員会の要請に応じて必要な報告および情報提供を行う。
 - 当社グループの取締役および使用人は、当社グループに著しい影響を及ぼす事実が発生し、または発生する恐れがあることを発見したときは、監査等委員会に速やかに報告する。
- 9) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 監査等委員会に前項の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをすることを禁止する。
- 10) 当社の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員がその職務の執行について当社に対し費用の前払い等の請求をした際には、当該請求に係る費用または債務が当該職務の執行に必要なないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- 11) その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査等委員は、取締役会その他の重要な会議に出席し、意見を述べるとともに、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。
 - 監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合をもって意見交換を行うほか、必要に応じて他の取締役、当社子会社の監査役（またはこれらに相当する者）、内部監査室または会計監査人とも情報交換を行い十分なコミュニケーションを図る。
 - 監査等委員会を原則として月1回、かつ、必要に応じて随時開催し、法令、定款および監査等委員会規程その他の社内規程に従い重要事項について協議する。
- (b) リスク管理体制の整備の状況
- 当社は、業務執行に係るリスクを総合的に認識、評価し、適切な対応を行うため、リスクマネジメント規程を定め、代表取締役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置しております。
- 委員長は、経営を取巻く内外環境の変化や、法令定款違反その他の事由に基づく損失の危険が発見された場合、委員を招集して事実関係を把握し、対策を指示するとともに、発見された危険の内容およびそれがもたらす損失の程度等について直ちに担当部門から報告させる体制をとっております。
- また、内部監査室は、本社各部門および店舗を定期的に監査する事によって、リスクの所在を早期発見し、業務執行責任者である社長に報告できる体制を整えております。
- (c) サステナビリティ推進体制の整備の状況
- 当社は、代表取締役社長を委員長とし、取締役、執行役員、部門長、国内子会社社長を委員とする、サステナビリティ推進委員会を設置しています。
- サステナビリティ推進委員会は、気候変動を含む環境問題や、その他の社会問題など多岐にわたる経営課題に対し、企業として対応していくための全社横断組織として機能しています。
- また同委員会は、課題への対応について、方針・計画を検討し、各組織と連携することで、進捗状況の把握・評価を行うこととしています。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

a. 2025年6月25日(有価証券報告書提出日)現在の当社の役員の状況は、以下のとおりであります。

男性6名 女性2名 (役員のうち女性の比率25.0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	粟田 貴也	1961年10月28日生	1985年8月 トリドール三番館創業 1990年6月 有限会社トリドールコーポレーション 代表取締役社長就任 1995年10月 株式会社トリドール(現株式会社トリ ドールホールディングス)へ組織変更、 代表取締役社長就任(現任)	(注)3	27,581,633
取締役副社長 海外事業本部長	杉山 孝史	1977年5月23日生	2001年4月 デロイトトーマツコンサルティング株式 会社(現、アビームコンサルティング株 式会社)入社 2006年10月 アビームM&Aコンサルティング株式会社 入社(現、PwCアドバイザリー合同会 社) 2015年7月 デロイトトーマツコンサルティング合同 会社入社 2017年6月 同社執行役員パートナー 2019年2月 当社入社 2019年7月 当社海外事業本部海外事業準備室長 2019年10月 当社海外事業本部海外事業企画部長 2020年2月 当社執行役員海外事業本部長 2021年4月 Tam Jai International Co. Limited取 締役 2021年6月 当社常務取締役海外事業本部長 2022年6月 当社取締役副社長海外事業本部長(現 任)	(注)3	6,890
取締役 ファイナンス本部長 財務部長	山口 聡	1974年10月7日生	1997年4月 株式会社日本リース(現、三井住友ファ イナンス&リース株式会社)入社 2002年4月 株式会社エム・ピー・テクノロジーズ (現、アセンテック株式会社)入社 2007年5月 株式会社J・Payment入社 2008年5月 株式会社ピー・アンド・イー・ディレク ションズ入社 2012年11月 株式会社ジャパンディスプレイ入社 2020年2月 当社入社、管理本部財務部長 2020年10月 当社ファイナンス本部長兼財務部長 2022年7月 当社執行役員ファイナンス本部長兼財務 部長 2023年6月 当社取締役ファイナンス本部長兼財務部 長(現任) 2025年5月 Tam Jai International Co. Limited取 締役(現任) (重要な兼職の状況) Tam Jai International Co. Limited取 締役	(注)3	2,636

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 ハビネス・ヒューマン サポート本部長	田 中 憲 一	1967年12月2日生	1990年4月 富士通株式会社入社 2003年6月 ゼネラル・エレクトリック・インターナショナル・インク日本支社入社 2009年5月 バーバリー・ジャパン株式会社入社 2010年9月 Burberry Asia Limited入社 2016年1月 サントリーホールディングス株式会社入社、グローバル人事部長 2020年1月 サントリー食品インターナショナル株式会社入社、執行役員兼グローバルHR部長 2021年9月 サントリーホールディングス株式会社入社、ヒューマンリソース本部副本部長 2024年2月 当社入社、執行役員 2024年5月 当社執行役員ハビネス・ヒューマンサポート本部長 2024年6月 当社取締役ハビネス・ヒューマンサポート本部長（現任）	(注)3	969
取締役	松 風 里 栄 子	1967年7月13日生	1990年4月 株式会社博報堂入社 2007年6月 同社コーポレートデザイン部長 2011年8月 博報堂コンサルティング株式会社執行役員エグゼクティブ・マネージャー 2015年5月 株式会社センシングアジア代表取締役（現任） 2016年4月 ポッカサッポロフード&ビバレッジ株式会社経営戦略本部副本部長兼経営戦略部長 2017年3月 同社経営戦略本部長兼経営戦略部長 2018年3月 POKKA CORPORATION (SINGAPORE) PTE. LTD. グループCEO 2020年1月 POKKA PTE. LTD. グループCEO 2020年7月 サッポログループ食品株式会社取締役専務執行役員 2022年3月 サッポロホールディングス株式会社取締役兼ポッカサッポロフード&ビバレッジ株式会社取締役 2023年1月 サッポロホールディングス株式会社取締役兼ポッカサッポロフード&ビバレッジ株式会社代表取締役副社長兼サッポログループ食品株式会社代表取締役社長 2023年6月 当社取締役就任（現任） 2023年7月 サッポロホールディングス株式会社取締役兼ポッカサッポロフード&ビバレッジ株式会社取締役兼サッポログループ食品株式会社代表取締役社長 2023年11月 サッポロホールディングス株式会社取締役兼ポッカサッポロフード&ビバレッジ株式会社取締役 2024年3月 サッポロホールディングス株式会社常務取締役兼サッポロビール株式会社取締役 2025年3月 サッポロホールディングス株式会社専務取締役兼サッポロビール株式会社取締役（現任） （重要な兼職の状況） サッポロホールディングス株式会社専務取締役 サッポロビール株式会社取締役	(注)3	500

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	梅 木 利 泰	1961年 8月11日生	1992年10月 監査法人朝日新和会計社（現有限責任 あずさ監査法人）入社 1997年 4月 公認会計士登録 2003年10月 日野総合会計事務所所長（現任） 2003年11月 税理士登録 2008年 9月 株式会社日野ビジネスコンサルティング （現SFCブレインコンサルティング株式 会社）代表取締役（現任） 2011年 6月 当社監査役就任 2015年 6月 当社取締役（監査等委員）就任（現任） （重要な兼職の状況） 日野総合会計事務所所長 SFCブレインコンサルティング株式会社 代表取締役 監査法人アイ・ピー・オー代表社員	(注) 4	16,500
取締役 (監査等委員)	梅 田 浩 章	1966年12月13日生	1994年10月 朝日監査法人（現有限責任 あずさ監査 法人）入社 1998年 4月 公認会計士登録 2004年 8月 梅田浩章公認会計士事務所所長（現任） 2004年 9月 税理士登録 2011年 3月 不二精機株式会社社外監査役（現任） 2013年 4月 株式会社イーサーブ代表取締役（現任） 2017年 6月 当社取締役（監査等委員）就任（現任） 2024年 9月 株式会社ジェイテックコーポレーション 社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） 梅田浩章公認会計士事務所所長 不二精機株式会社社外監査役 株式会社イーサーブ代表取締役 監査法人アイ・ピー・オー社員 株式会社ジェイテックコーポレーション 社外監査役	(注) 4	4,800
取締役 (監査等委員)	片 岡 牧	1971年 2月24日生	2009年12月 弁護士登録 2009年12月 堂島法律事務所入所 2014年 6月 株式会社地域経済活性化支援機構へ出向 2016年 9月 堂島法律事務所へ復帰（現任） 2017年 6月 当社取締役（監査等委員）就任（現任） 2024年 9月 株式会社ジェイテックコーポレーション 社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） 堂島法律事務所弁護士 株式会社ジェイテックコーポレーション 社外監査役	(注) 4	1,800
計					27,615,728

(注) 1. 取締役松風里栄子、取締役梅木利泰、取締役梅田浩章および取締役片岡牧は、社外取締役であります。

2. 当社の監査等委員会については次のとおりであります。

委員長 梅木利泰、委員 梅田浩章、委員 片岡牧

3. 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、2024年3月期に係る定時株主総会終結の時から2025年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

4. 監査等委員である取締役の任期は、2023年3月期に係る定時株主総会終結の時から2025年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

5. 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠の監査等委員である取締役1名を選任しております。補欠の監査等委員である取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
豊田 孝二	1968年2月3日生	1991年4月 明治生命保険相互会社(現明治安田生命保険相互会社)入社 1996年10月 朝日監査法人(現有限責任 あずさ監査法人)入所 2004年10月 弁護士登録 2004年10月 弁護士法人三宅法律事務所入所 2004年11月 公認会計士登録 2012年4月 アクシア法律会計事務所所長(現任) 2013年12月 太洋マシナリー株式会社社外監査役 2015年11月 学校法人大阪経済大学監事 2017年3月 ダイサン社外取締役(監査等委員)(現任) (重要な兼職の状況) アクシア法律会計事務所所長 株式会社ダイサン社外取締役(監査等委員)	-

6. 当社は、優秀な人材を執行役員に登用し、権限と責任の明確化のもと中長期計画を迅速かつ機動的に実行するため、2016年2月1日付で執行役員制度を導入いたしました。本有価証券報告書提出日現在の取締役を兼務しない執行役員は次のとおりであります。

役職名	氏名	担当
執行役員	磯村 康典	BT本部長
執行役員	草野 篤	食品安全管理・品質本部長
執行役員	南雲 克明	KANDOコミュニケーション本部長
執行役員	山口 寛	Marugame Udon BUユニットリーダー
執行役員	大下 浩平	ハピネスKANDOサポート本部長
執行役員	梶野 透	SCM本部長

b. 2025年6月27日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」および「監査等委員である取締役3名選任の件」を上程しており、当該決議が承認可決されますと、当社の役員状況およびその任期は、以下のとおりとなる予定であります。

なお、役員役職等については、当該定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会の決議事項の内容（役職等）を含めて記載しております。

男性3名 女性3名（役員のうち女性の比率50.0%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	粟田 貴也	1961年10月28日生	1985年8月 トリドール三番館創業 1990年6月 有限会社トリドールコーポレーション 代表取締役社長就任 1995年10月 株式会社トリドール（現株式会社トリ ドールホールディングス）へ組織変更、 代表取締役社長就任（現任）	(注)3	27,581,633
取締役 ファイナンス本部長 財務部長	山口 聡	1974年10月7日生	1997年4月 株式会社日本リース（現、三井住友ファ イナンス&リース株式会社）入社 2002年4月 株式会社エム・ピー・テクノロジーズ （現、アセンテック株式会社）入社 2007年5月 株式会社J・Payment入社 2008年5月 株式会社ピー・アンド・イー・ディレク ションズ入社 2012年11月 株式会社ジャパンディスプレイ入社 2020年2月 当社入社、管理本部財務部長 2020年10月 当社ファイナンス本部長兼財務部長 2022年7月 当社執行役員ファイナンス本部長兼財務 部長 2023年6月 当社取締役ファイナンス本部長兼財務部 長（現任） 2025年5月 Tam Jai International Co. Limited取 締役（現任） （重要な兼職の状況） Tam Jai International Co. Limited取 締役	(注)3	2,636
取締役 ハピネス・ヒューマン サポート本部長	田中 憲一	1967年12月2日生	1990年4月 富士通株式会社入社 2003年6月 ゼネラル・エレクトリック・インターナ ショナル・インク日本支社入社 2009年5月 パーバリー・ジャパン株式会社入社 2010年9月 Burberry Asia Limited入社 2016年1月 サントリーホールディングス株式会社入 社、グローバル人事部長 2020年1月 サントリー食品インターナショナル株式 会社入社、執行役員兼グローバルHR部長 2021年9月 サントリーホールディングス株式会社入 社、ヒューマンリソース本部副本部長 2024年2月 当社入社、執行役員 2024年5月 当社執行役員ハピネス・ヒューマンサ ポート本部長 2024年6月 当社取締役ハピネス・ヒューマンサポー ト本部長（現任）	(注)3	969

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	松 風 里 栄 子	1967年 7月13日生	1990年 4月 株式会社博報堂入社 2007年 6月 同社コーポレートデザイン部長 2011年 8月 博報堂コンサルティング株式会社執行役員エグゼクティブ・マネージャー 2015年 5月 株式会社センシングアジア代表取締役(現任) 2016年 4月 ポッカサッポロフード&ビバレッジ株式会社経営戦略本部副本部長兼経営戦略部長 2017年 3月 同社経営戦略本部長兼経営戦略部長 2018年 3月 POKKA CORPORATION (SINGAPORE) PTE. LTD. グループCEO 2020年 1月 POKKA PTE. LTD. グループCEO 2020年 7月 サッポログループ食品株式会社取締役専務執行役員 2022年 3月 サッポロホールディングス株式会社取締役兼ポッカサッポロフード&ビバレッジ株式会社取締役 2023年 1月 サッポロホールディングス株式会社取締役兼ポッカサッポロフード&ビバレッジ株式会社代表取締役副社長兼サッポログループ食品株式会社代表取締役社長 2023年 6月 当社取締役就任 2023年 7月 サッポロホールディングス株式会社取締役兼ポッカサッポロフード&ビバレッジ株式会社取締役兼サッポログループ食品株式会社代表取締役社長 2023年11月 サッポロホールディングス株式会社取締役兼ポッカサッポロフード&ビバレッジ株式会社取締役 2024年 3月 サッポロホールディングス株式会社常務取締役兼サッポロビール株式会社取締役 2025年 3月 サッポロホールディングス株式会社専務取締役兼サッポロビール株式会社取締役(現任) 2025年 6月 当社取締役(監査等委員)就任(現任)(重要な兼職の状況) サッポロホールディングス株式会社専務取締役 サッポロビール株式会社取締役	(注) 4	500
取締役 (監査等委員)	片 岡 牧	1971年 2月24日生	2009年12月 弁護士登録 2009年12月 堂島法律事務所入所 2014年 6月 株式会社地域経済活性化支援機構へ出向 2016年 9月 堂島法律事務所へ復帰(現任) 2017年 6月 当社取締役(監査等委員)就任(現任) 2024年 9月 株式会社ジェイテックコーポレーション 社外監査役(現任)(重要な兼職の状況) 堂島法律事務所弁護士 株式会社ジェイテックコーポレーション 社外監査役	(注) 4	1,800

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	宮田 裕子	1964年 8月 1日生	1989年 4月 日本リーバ株式会社(現、ユニリーバ・ジャパン株式会社)入社 1993年 3月 同社マーケティング部ブランドマネジャー 2000年 1月 同社人事部人材開発ディレクター 2004年 5月 Unilever PLC(ユニリーバ英国本社)出向人事戦略本部 2005年 7月 ユニリーバ・ジャパン株式会社取締役人事総務本部長 2013年 5月 パイエルホールディング株式会社執行役員人事本部長 2021年 1月 人事コンサルタント(個人事業主)(現任) 2023年 5月 株式会社ローソン社外監査役 2023年 5月 株式会社竹内製作所社外取締役(監査等委員)(現任) 2025年 6月 当社取締役(監査等委員)就任(現任)(重要な兼職の状況) 株式会社竹内製作所社外取締役(監査等委員)	(注) 4	-
計					27,587,538

(注) 1. 取締役松風里栄子、取締役片岡牧および取締役宮田裕子は、社外取締役であります。

2. 当社の監査等委員会については次のとおりであります。

委員長 松風里栄子、委員 片岡牧、委員 宮田裕子

3. 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、2025年3月期に係る定時株主総会終結の時から2026年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

4. 監査等委員である取締役の任期は、2025年3月期に係る定時株主総会終結の時から2027年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

5. 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠の監査等委員である取締役1名を選任しております。補欠の監査等委員である取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
荻野 敦史	1972年 4月 25日生	2000年 4月 最高裁判所司法研修所入所 2001年 10月 第一東京弁護士会登録 TMI総合法律事務所勤務 2009年 1月 パートナー就任(現任) 2013年 4月 東京大学法科大学院客員准教授 (重要な兼職の状況) TMI総合法律事務所パートナー弁護士	-

6. 当社は、優秀な人材を執行役員に登用し、権限と責任の明確化のもと中長期計画を迅速かつ機動的に実行するため、2016年2月1日付で執行役員制度を導入いたしました。2025年7月1日現在の取締役を兼務しない執行役員は以下のとおりとなる予定であります。

役職名	氏名	担当
執行役員	磯村 康典	BT本部長
執行役員	草野 篤	食品安全管理・品質本部長
執行役員	南雲 克明	KANDOコミュニケーション本部長
執行役員	山口 寛	Marugame Udon BUユニットリーダー
執行役員	大下 浩平	ハピネスKANDOサポート本部長 兼 建設本部長
執行役員	波戸本 徹	経営企画本部長

社外役員の状況

a. 2025年6月25日（有価証券報告書提出日）現在の当社の社外役員の状況は、以下のとおりであります。

イ 社外取締役の員数ならびに社外取締役と当社との人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係
当社の社外取締役は4名であります。

社外取締役松風里栄子は当社株式500株を有しておりますが、それ以外に同氏と当社との間には、人的関係、資本的関係、重要な取引関係その他の利害関係はありません。同氏はサッポロホールディングス株式会社の専務取締役およびサッポロビール株式会社の取締役であります。当該他の会社等と当社の間には、人的関係、資本的関係、重要な取引関係その他の利害関係はありません。また、同氏が過去に役員若しくは使用人であった他の会社等との間にも、特別な利害関係はありません。

社外取締役梅木利泰は当社株式16,500株を有しておりますが、それ以外に同氏と当社との間には、人的関係、資本的関係、重要な取引関係その他の利害関係はありません。同氏は日野総合会計事務所の所長、SFCブレインコンサルティング株式会社の代表取締役および監査法人アイ・ピー・オーの代表社員であります。当該他の会社等と当社の間には、人的関係、資本的関係、重要な取引関係その他の利害関係はありません。また、同氏は過去に当社の会計監査人である有限責任あずさ監査法人に所属しておりましたが、当社の社外取締役選任時点においては、同監査法人を退職しておりました。当社と同監査法人の間には、独立監査人の監査報告書および内部統制監査報告書において、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない旨報告されております。

社外取締役梅田浩章は当社株式4,800株を有しておりますが、それ以外に同氏と当社との間には、人的関係、資本的関係、重要な取引関係その他の利害関係はありません。同氏は梅田浩章公認会計士事務所の所長、不二精機株式会社の社外監査役、株式会社イーサーブの代表取締役、監査法人アイ・ピー・オーの社員および株式会社ジェイテックコーポレーションの社外監査役であります。当該他の会社等と当社との間には、人的関係、資本的関係、重要な取引関係その他の利害関係はありません。また、同氏は過去に当社の会計監査人である有限責任あずさ監査法人に所属しておりましたが、当社の社外取締役選任時点においては、同監査法人を退職しておりました。当社と同監査法人の間には、独立監査人の監査報告書および内部統制監査報告書において、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない旨報告されております。

社外取締役片岡牧は当社株式1,800株を有しておりますが、それ以外に同氏と当社との間には、人的関係、資本的関係、重要な取引関係その他の利害関係はありません。同氏は堂島法律事務所の弁護士および株式会社ジェイテックコーポレーションの社外監査役であります。当該他の会社等と当社との間には、人的関係、資本的関係、重要な取引関係その他の利害関係はありません。また、同氏が過去に役員若しくは使用人であった他の会社等との間にも、特別な利害関係はありません。

ロ 社外取締役が当社の企業統治において果たす機能および役割ならびに当該社外取締役の選任状況に関する当社の考え方

当社の社外取締役は、高い独立性および専門的な知見に基づき、客観的かつ適切な監視、監督といった期待される機能および役割を果たし、当社の企業統治の有効性に寄与しております。

松風里栄子は、グローバルでの事業経営、マーケティングおよび経理・財務に関する豊富な経験、実績、知見に基づいた的確な意見を得られる事から、適任と判断し、社外取締役に選任しております。

梅木利泰は、公認会計士としての専門的知識に基づいた的確な意見を得られる事に加えて、以前、当社の顧問であったことから社内業務に精通している事で、適任と判断し、社外取締役に選任しております。

梅田浩章は、公認会計士としての専門的知識に基づいた的確な意見を得られる事から、適任と判断し、社外取締役に選任しております。

片岡牧は、弁護士としての専門的知識に基づいた的確な意見を得られる事から、適任と判断し、社外取締役に選任しております。

ハ 社外取締役の独立性に関する考え方

東京証券取引所および会社法が定める独立性基準を踏まえ、当社における社外取締役の独立性判断基準を、以下に定める要件を満たした者と定義しております。

なお、当社は社外取締役松風里栄子、梅木利泰、梅田浩章および片岡牧を独立役員に指定しております。

(a) 業務執行者

- 1) 当社または当社の連結子会社（以下「当社グループ」という。）の業務執行取締役、執行役または使用人（以下「業務執行者」という。）でなく、かつ、その就任前10年間に於いても業務執行者でなかったこと。
- 2) その就任の前10年間に於いて当社グループの取締役または監査役であった者（業務執行者であったものを除く。）については、当該取締役または監査役の就任前10年間に於いて業務執行者でなかったこと。

(b) 大株主

- 1) 当社の大株主（直接または間接に10%以上の議決権を保有するものをいう。以下同じ。）若しくはその業務執行者または当社の大株主の連結子会社の業務執行者でないこと。
- 2) 当社が大株主である法人、組合等の団体の業務執行者でないこと。

(c) 借入先

当社の主要な借入先（当社の連結総資産の2%を超える金額の借入先をいう。）の業務執行者ではないこと。

(d) 取引先

1) 当社の主要な取引先（年間取引額が当社の連結売上収益の2%を超えるものをいう。）またはその業務執行者でないこと。

2) 当社を主要な取引先とするもの（年間取引額が当該取引先の連結売上収益の2%を超えるものをいう。）またはその業務執行者でないこと。

(e) 会計監査人

当社の会計監査人である監査法人に所属する公認会計士でないこと。

(f) 弁護士、コンサルタント等

当社から役員報酬以外に年間1,000万円を超える報酬を得ている弁護士、公認会計士、司法書士、弁理士その他の専門家またはコンサルタント等（法人、組合その他の団体である場合は、当該団体に所属する者）でないこと。

(g) 経歴

就任前3年間において、(b)から(f)までのいずれかに該当していないこと。

(h) 親族

(a)から(g)までのいずれかに掲げる者（役員、部長、パートナー、アソシエイト等の重要な者に限る。）の配偶者および二親等以内の親族でないこと。

(i) 寄付

当社より年間1,000万円を超える寄付金を受領しているものまたはその業務執行者でないこと。

(j) 相互就任関係

当社との間で取締役、執行役または監査役を相互に派遣している関係でないこと。

(k) 利益相反

(a)から(j)に定めるほか、当社グループと利益相反の生ずるおそれがないこと。

- b. 2025年6月27日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」および「監査等委員である取締役3名選任の件」を上程しており、当該決議が承認可決されますと、当社の社外役員の状況は、以下のとおりとなる予定であります。

- イ 社外取締役の員数ならびに社外取締役と当社との人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係
当社の社外取締役は3名であります。

社外取締役松風里栄子は当社株式500株を有しておりますが、それ以外に同氏と当社との間には、人的関係、資本的関係、重要な取引関係その他の利害関係はありません。同氏はサッポロホールディングス株式会社の専務取締役およびサッポロビール株式会社の取締役であります。当該他の会社等と当社の間には、人的関係、資本的関係、重要な取引関係その他の利害関係はありません。また、同氏が過去に役員若しくは使用人であった他の会社等との間にも、特別な利害関係はありません。

社外取締役片岡牧は当社株式1,800株を有しておりますが、それ以外に同氏と当社との間には、人的関係、資本的関係、重要な取引関係その他の利害関係はありません。同氏は堂島法律事務所の弁護士および株式会社ジェイテックコーポレーションの社外監査役であります。当該他の会社等と当社との間には、人的関係、資本的関係、重要な取引関係その他の利害関係はありません。また、同氏が過去に役員若しくは使用人であった他の会社等との間にも、特別な利害関係はありません。

社外取締役宮田裕子と当社との間には、人的関係、資本的関係、重要な取引関係その他の利害関係はありません。同氏は株式会社竹内製作所の社外取締役（監査等委員）であります。当該他の会社等と当社の間には、人的関係、資本的関係、重要な取引関係その他の利害関係はありません。また、同氏が過去に役員若しくは使用人であった他の会社等との間にも、特別な利害関係はありません。

- ロ 社外取締役が当社の企業統治において果たす機能および役割ならびに当該社外取締役の選任状況に関する当社の考え方

当社の社外取締役は、高い独立性および専門的な知見に基づき、客観的かつ適切な監視、監督といった期待される機能および役割を果たし、当社の企業統治の有効性に寄与しております。

松風里栄子は、グローバルでの事業経営、マーケティングおよび経理・財務に関する豊富な経験、実績、知見に基づいた的確な意見を得られる事から、適任と判断し、社外取締役に選任しております。

片岡牧は、弁護士としての専門的知識に基づいた的確な意見を得られる事から、適任と判断し、社外取締役に選任しております。

宮田裕子は、海外勤務や事業意思決定、ガバナンス、コンプライアンスおよび人事に関する豊富な経験、実績、知見に基づいた的確な意見を得られる事から、適任と判断し、社外取締役に選任しております。

八 社外取締役の独立性に関する考え方

東京証券取引所および会社法が定める独立性基準を踏まえ、当社における社外取締役の独立性判断基準を、以下に定める要件を満たした者と定義しております。

なお、当社は社外取締役松風里栄子、片岡牧および宮田裕子を独立役員に指定しております。

(a) 業務執行者

- 1) 当社または当社の連結子会社（以下「当社グループ」という。）の業務執行取締役、執行役または使用人（以下「業務執行者」という。）でなく、かつ、その就任前10年間に於いても業務執行者でなかったこと。
- 2) その就任の前10年間に於いて当社グループの取締役または監査役であった者（業務執行者であったものを除く。）については、当該取締役または監査役の就任前10年間に於いて業務執行者でなかったこと。

(b) 大株主

- 1) 当社の大株主（直接または間接に10%以上の議決権を保有するものをいう。以下同じ。）若しくはその業務執行者または当社の大株主の連結子会社の業務執行者でないこと。
- 2) 当社が大株主である法人、組合等の団体の業務執行者でないこと。

(c) 借入先

当社の主要な借入先（当社の連結総資産の2%を超える金額の借入先をいう。）の業務執行者ではないこと。

(d) 取引先

- 1) 当社の主要な取引先（年間取引額が当社の連結売上収益の2%を超えるものをいう。）またはその業務執行者でないこと。
- 2) 当社を主要な取引先とするもの（年間取引額が当該取引先の連結売上収益の2%を超えるものをいう。）またはその業務執行者でないこと。

(e) 会計監査人

当社の会計監査人である監査法人に所属する公認会計士でないこと。

(f) 弁護士、コンサルタント等

当社から役員報酬以外に年間1,000万円を超える報酬を得ている弁護士、公認会計士、司法書士、弁理士その他の専門家またはコンサルタント等（法人、組合その他の団体である場合は、当該団体に所属する者）でないこと。

(g) 経歴

就任前3年間に於いて、(b)から(f)までのいずれかに該当していないこと。

(h) 親族

(a)から(g)までのいずれかに掲げる者（役員、部長、パートナー、アソシエイト等の重要な者に限る。）の配偶者および二親等以内の親族でないこと。

(i) 寄付

当社より年間1,000万円を超える寄付金を受領しているものまたはその業務執行者でないこと。

(j) 相互就任関係

当社との間で取締役、執行役または監査役を相互に派遣している関係でないこと。

(k) 利益相反

(a)から(j)に定めるほか、当社グループと利益相反の生ずるおそれがないこと。

社外取締役による監督または監査と内部監査、監査等委員会監査および会計監査との相互連携ならびに内部統制部門との関係

社外取締役は取締役会において、監査等委員会監査、内部監査および内部統制の報告を受けることなどにより、業務執行の監督の実効性を高めております。また、監査等委員である社外取締役のみで構成される監査等委員会と内部監査室が連携、協力して各部門の関連法規、諸規程、制度秩序の遵守および公正、適正な運用と管理状況を監査し、健全性の確保に努めております。

さらに、監査等委員会および内部監査室は有限責任あずさ監査法人と年に複数回の報告会を開催し、連携、協力をとりながら監査を実施しております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

監査等委員会は取締役3名（うち社外取締役3名）で構成されており、監査等委員である各取締役は、監査の独立性を確保した立場から経営に対する適正な監査を行っております。

なお、社外取締役である梅木利泰および梅田浩章は公認会計士として、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

当事業年度において監査等委員会は毎月1回以上、計15回開催しております。個々の監査等委員の出席状況は次のとおりです。

氏名	開催回数	出席回数
梅木 利泰	15回	15回
梅田 浩章	15回	15回
片岡 牧	15回	15回

当事業年度において監査等委員会は、監査方針及び監査計画を策定し、当該方針及び計画に基づき監査を実施しました。その具体的な検討内容は次のとおりです。

- ・取締役会、指名委員会、報酬委員会、コンプライアンス委員会その他の重要な会議に出席し、意見を述べました。
- ・取締役及び執行役員をヒアリングし、職務執行状況を監査しました。
- ・会計監査人から四半期に1回以上報告を受け、会計監査状況を聴取しました。またその結果を基礎として、会計監査人を評価しました。会計監査人の報酬に関する同意にあたっては、見積理由をヒアリングしその内容を精査しました。
- ・内部監査室から毎月内部監査の状況及び計画をヒアリングし、また内部監査講評会にも同席して意見を述べました。
- ・通常の内部通報制度（事務局：内部監査室）とは別に監査等委員会直通の内部通報窓口を設置し、内部通報への調査及び対応を行っています。

当社は、内部統制システムを活用した監査を行うという監査等委員会の制度趣旨から、常勤の監査等委員を選定しておりません。なお、監査等委員会の事務局を法務コンプライアンス部に設置し、同委員会の職務の補助にあわせております。

なお当社は、2025年6月27日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「監査等委員である取締役3名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されますと、監査等委員会は引き続き3名社外取締役で構成されることになります。

内部監査の状況

内部監査室長および内部監査担当者（計9名）は、内部監査規程に基づき、社内の諸規程、制度秩序の遵守および運用と管理状況を監査し、健全性確保に努めております。

取締役会においては、内部監査室による監査の方針及び計画を期初に決定して監査にあたらせるとともに、随時監査結果を報告させ適宜指示を与えることで、監査等委員会は先述のとおり内部監査室と毎月定例会を開催し、活動状況や監査結果を報告させ適宜指示を与えることで、内部監査の実効性を確保しております。

さらに内部監査室、監査等委員である取締役および有限責任あずさ監査法人は、相互に連携することにより、計画的な内部監査を実施することで、内部統制の有効性と効率性を高めております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任あずさ監査法人

b. 継続監査期間

22期間

c. 業務を執行した公認会計士

田中 敦

加瀬 幸広

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士10名、公認会計士試験合格者4名、その他18名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社の監査等委員会は、日本監査役協会の2015年11月10日付（2023年12月21日改正）「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に準拠した基準により、外部会計監査人の選定・評価を行うこととしております。

当連結会計年度の会計監査人選定にあたり、当社の監査等委員会では、監査法人の独立性、専門性、品質管理体制その他監査の実施体制および監査報酬見積額を考慮し、適正な監査の確保の見地から、前連結会計年度に引き続き有限責任あずさ監査法人に会計監査を委任することが妥当であると判断し、同監査法人を会計監査人に再任いたしました。

なお、当社の監査等委員会は、2025年5月23日開催の委員会で会計監査人再任の適否を審議し、次期連結会計年度についても有限責任あずさ監査法人を再任することが妥当であると判断しております。

f. 監査等委員会による監査法人の評価

前記e.のとおり、当社の監査等委員会では、日本監査役協会の2015年11月10日付（2023年12月21日改正）「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に準拠した基準により、外部会計監査人の選定・評価を行うこととしております。

当連結会計年度において、当社の監査等委員会は、2025年2月13日に有限責任あずさ監査法人に対して同基準に基づきヒアリングを実施し、その回答をもとに審議した結果、同監査法人が独立性、専門性その他適正な監査を行うために必要な体制を確保しており、かつ、同法人による監査が有効性と効率性に配慮して適切に実施されている、と評価いたしました。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	121	-	140	14
連結子会社	-	-	-	-
計	121	-	140	14

前連結会計年度において、上記以外に、当社は、前々連結会計年度の監査に係る追加報酬額17百万円を支払っております。

当連結会計年度において、上記以外に、当社は、前連結会計年度の監査に係る追加報酬額11百万円を支払っております。

（前連結会計年度）

該当事項はありません。

（当連結会計年度）

当社における非監査業務の内容は、社債発行に係るコンフォートレター作成業務等であります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク（KPMGメンバーファーム）に対する報酬（a.を除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
提出会社	54	1	64	-
連結子会社	60	50	60	39
計	115	52	125	39

前連結会計年度において、上記以外に、当社は、前々連結会計年度の監査に係る追加報酬額10百万円を支払っております。

上記には、当社が監査公認会計士等を通じてKPMGメンバーファームに支払った報酬が含まれております。

（前連結会計年度）

当社グループが監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、「税務アドバイザリー業務」等であります。

（当連結会計年度）

当社グループが監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、「税務アドバイザリー業務」等であります。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査公認会計士等に対する報酬の額の決定にあたり、監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況（従前の事業年度における職務遂行状況を含む。）および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかについて検討することとしております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社の監査等委員会は、上記のとおり会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の内容および決定方法

イ 役員報酬制度の基本的な考え方

当社は、2017年5月31日付取締役会決議で役員等報酬規程を制定し、同規程において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定め、2024年6月27日付取締役会決議でこれを改定しております。なお、2024年6月27日付取締役会決議に際しては、後記へのとおり、あらかじめ決議する内容について報酬委員会から答申を受けております。

取締役（監査等委員を除く）の報酬は、中長期的な業績と連動する報酬の割合や自社株報酬の割合を高め、もって取締役（監査等委員を除く）に当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与え、とともに、株主との価値の共有を早期に促進するため、基本報酬のほか、短期インセンティブ報酬（業績連動報酬）および長期インセンティブ報酬（ストック・オプション、譲渡制限付株式）で構成するものとします。

取締役（監査等委員）の報酬は、基本報酬および長期インセンティブ報酬（ストック・オプション）で構成するものとします。

ロ 報酬決定手続

当社は、取締役（監査等委員を除く）の報酬を決定するにあたり、外部専門機関により役員報酬調査データ（報酬の種類ごとの割合を含む）に基づく助言を得ることで、取締役（監査等委員を除く）の報酬水準の客観性を確保しております。

また、独立社外取締役（監査等委員）全員（3名）が委員かつその過半数を占める報酬委員会の答申を経て取締役（監査等委員を除く）の報酬（報酬の種類ごとの割合を含む）を決定しております。監査等委員会においても、意見陳述権（会社法第361条第6項）の行使を判断するにあたり、取締役（監査等委員を除く）の報酬内容が業績や職務の遂行状況に照らして相当かどうかを審議しておりました。

なお、取締役（監査等委員）の報酬は、監査等委員の協議により決定されます。

八 役員の報酬等に関する株主総会の決議

当社では、2015年6月26日開催の第25期定時株主総会で、取締役（監査等委員を除く）の報酬額を年額500,000,000円以内、取締役（監査等委員）の報酬額を年額100,000,000円以内とする決議を得ております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は3名（うち、社外取締役は0名）、監査等委員である取締役の員数は3名（うち、社外取締役3名）となります。

なお、2017年6月29日開催の第27期定時株主総会で、取締役（監査等委員を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権の総額は前記年額500,000,000円の報酬枠の範囲内で年額36,000,000円以内、交付する当社普通株式の総数は29,460株（2020年4月1日株式分割後の株数）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は4名（うち、社外取締役は0名）となります。

また、2021年6月29日開催の第31期定時株主総会で、取締役（監査等委員を含む）に対するストック・オプションとして付与する当社新株予約権は前記取締役（監査等委員を除く）の報酬枠（年額500,000,000円）の範囲内、付与する新株予約権総数は150個、その目的である株式総数は30,000株と決議いただいております。また、当該株主総会において、監査等委員である取締役に対するストック・オプションとして付与する当社新株予約権は前記報酬枠（年額100,000,000円）の範囲内、付与する新株予約権総数は45個、その目的である株式総数は9,000株（2020年4月1日株式分割後の株数）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は4名（付与対象は3名）（うち、社外取締役は0名）、監査等委員である取締役の員数は3名（うち、社外取締役は3名）となります。

二 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者の氏名または名称、その権限の内容および裁量の範囲

前記イのとおり、当社では2017年5月31日開催の取締役会で役員等報酬規程を制定し、同規程において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定め、2024年6月27日付取締役会決議でこれを改定しております。

(a) 基本報酬

取締役（監査等委員を除く）の基本報酬は、株主総会で選任された後に開催される取締役会において報酬委員会の答申を基に決定します。また取締役（監査等委員）の基本報酬は、株主総会で選任された後に開催される監査等委員会において報酬委員会の答申を基に監査等委員の協議で決定します。

なお、取締役（監査等委員を除く）の個別の基本報酬の決定は、取締役会の決議によって代表取締役社長に一任することができますが、その際も報酬委員会の答申を最大限に尊重することとしております。

(b) 短期インセンティブ報酬（業績連動報酬）

後記トのとおりです。

(c) 長期インセンティブ報酬

長期インセンティブ報酬（非金銭報酬等）は、当社株式（譲渡制限付株式）および当社新株予約権（ストック・オプション）で構成されます。

取締役（監査等委員を除く）の長期インセンティブ報酬のうち、譲渡制限付株式に係る個別の金銭報酬債権の額は、取締役会において報酬委員会の答申を基に決定します。なお、取締役会の決議によって、代表取締役社長に一任することができますが、その際も報酬委員会の答申を最大限に尊重することとしております。

取締役（監査等委員を除く）の長期インセンティブ報酬のうち、ストック・オプションの付与は、株主総会で決定します。なお、個別の新株予約権の個数は、取締役会の決議によって、代表取締役社長に一任することができますが、その際も報酬委員会の答申を最大限に尊重することとしております。

取締役（監査等委員）の長期インセンティブ報酬（ストック・オプション）は、株主総会で決定します。なお、個別の新株予約権の個数は報酬委員会の答申を基に監査等委員の協議で決定します。

ホ 役員の報酬等の額の決定過程における取締役会等の活動内容

当事業年度においては、第34期定時株主総会の後に開催された2024年6月27日の取締役会で、各取締役（監査等委員を除く）の基本報酬額の決定を代表取締役社長栗田貴也氏に一任する旨決議されており、同氏において決定を行っております。また、同日には後記トのとおり、取締役（監査等委員を除く）の短期インセンティブ報酬（業績連動報酬）についても決議されております。

また、同年7月9日開催の取締役会で、取締役（監査等委員を除く）の長期インセンティブ報酬のうち、譲渡制限付株式に係る個別の金銭報酬債権の額の決定を代表取締役社長栗田貴也氏に一任する旨決議されており、同氏において決定を行っております。

代表取締役社長に委任をした理由は、当社グループ全体の経営状況や各取締役の業務遂行状況を最も熟知し、各取締役の業績や目標を考慮して最も的確な金額を決定できると判断したためであります。

なお、これらの決議に先立ち、後記へのとおり報酬委員会の答申を受けております。

取締役会は、上記の経路を経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、その内容は短期インセンティブ報酬（業績連動報酬）を含め、決定方針に沿うものであると判断しております。

ヘ 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の決定手続における報酬委員会の関与の概要および役員の報酬等の額の決定過程における報酬委員会の活動内容

当社報酬委員会は2020年12月に設置され、2021年2月19日に外部専門機関へのオンラインヒアリングを実施した後、報酬委員会として役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針について決議し、取締役会に答申しております。

2024年5月14日開催の報酬委員会において、当事業年度の役員等の額に係る答申内容を決定しております。

ト 短期インセンティブ報酬（業績連動報酬）に係る指標、当該指標を選択した理由および当該報酬の額の決定方法ならびに当事業年度における指標の目標および実績

(a) 短期インセンティブ報酬（業績連動報酬）に係る指標、当該指標を選択した理由および当該報酬の額の決定方法

取締役（監査等委員を除く）の業績連動報酬の総額は、取締役会があらかじめ設定した当事業年度の支給総額を上限とし、下表のとおり、財務指標として当社グループの当該事業年度の連結売上収益および連結営業利益の目標達成度を評価指標とするほか、非財務指標として従業員エンゲージメント等の状況、ESG（環境・社会・ガバナンス）関連の状況、担当部門業績の達成度を評価指標とし、評価指標ごとに設定した評価割合に基づき評価の上、決定する仕組みとしております。

なお、これらの評価指標は、当社グループにおける企業価値の拡大、収益性の向上および従業員エンゲージメント等の向上の実現や、サステナビリティなどを巡る課題の対応を動機づけるために選定しております。

評価項目	評価指標	評価割合	
		代表取締役社長	その他の取締役 (監査等委員を除く)
財務指標 1	連結売上収益	35%	25%
	連結営業利益	35%	25%
非財務指標 2	従業員エンゲージメント等の状況	20%	20%
	ESG(環境・社会・ガバナンス)関連の状況	10%	10%
	担当部門業績	-	20%

- (注) 1 財務指標の評価は、公表される数値に基づきます。
2 非財務指標の評価は、報酬委員会による評価に基づきます。

また、各取締役(監査等委員を除く)には、上記の各評価指標の達成度に、評価割合および個人ごとに定めた標準支給額をそれぞれ乗じた上で算出した評価指標ごとの支給額を合計した金額を支給します。

なお、財務指標である連結売上収益または連結営業利益のいずれかの実績が報酬委員会で定めた最低目標値に満たない場合には、その他の評価指標の達成度にかかわらず、業績連動報酬は支給しないこととしております。

(b) 当事業年度における指標の目標および実績

当事業年度においては、2025年5月15日開催の取締役会で、短期インセンティブ報酬(業績連動報酬)に係る支給総額、予算目標額の達成度を決定しました。

当事業年度における連結売上収益および連結営業利益は前記「第1 企業の概況 1 主要な経営指標等の推移」のとおりであります。当事業年度においては報酬委員会で定めた最低目標値に満たない結果となったため、業績連動報酬は支給しないことといたしました。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役(監査等委員を除く) (社外取締役を除く)	158	135	12	11	5
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く)	-	-	-	-	-
社外役員	35	35	-	1	4

役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

使用人兼務役員が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準および考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、価格の変動または配当によって利益を得ることを目的とするものとそれ以外の目的によるものとに区分しております。

当社における株式の保有状況

当社および連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）である当社については以下のとおりであります。

a. 保有目的が純投資以外の目的である投資株式

イ 保有方針および保有の合理性を検証する方法ならびに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

政策保有株式への投資は、業務提携、取引関係の維持・強化を目的に、当社の企業価値向上に繋がる銘柄について実施いたします。また、保有目的の合理性を精査・保有の継続について検討し、取締役会に報告いたします。

ロ. 銘柄数および貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	8	161
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当銘柄はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
非上場株式	1	12
非上場株式以外の株式	-	-

ハ 特定投資株式およびみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当銘柄はありません。

b. 保有目的が純投資目的である投資株式

該当銘柄はありません。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)第312条の規定により、国際会計基準(以下「IFRS」という。)に準拠して作成しております。
連結財務諸表その他の事項の金額については、百万円未満を四捨五入して記載しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。
財務諸表その他の事項の金額については、百万円未満を四捨五入して記載しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任あずさ監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組及びIFRSに基づいて連結財務諸表等を適正に作成することができる体制の整備について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、適時適正な開示を実施できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、監査法人等が主催するセミナーへの参加等を行っております。

また、国際会計基準審議会が公表するプレスリリースや基準書を随時入手し、最新の基準の把握を行っております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結財政状態計算書】

(単位：百万円)

	注記 番号	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
資産			
流動資産			
現金及び現金同等物	20	70,627	82,271
営業債権及びその他の債権	19,28	9,678	10,971
棚卸資産	18	1,087	1,119
その他の流動資産		4,569	3,277
流動資産合計		85,960	97,638
非流動資産			
有形固定資産	12	44,281	46,689
使用権資産	29	100,859	93,273
無形資産及びのれん	6,13	66,232	63,232
持分法で会計処理されている投資	15	4,498	3,623
その他の金融資産	16,28	12,826	12,465
繰延税金資産	17	5,078	4,667
その他の非流動資産		1,704	1,610
非流動資産合計	5	235,478	225,559
資産合計	28	321,438	323,196
負債			
流動負債			
営業債務及びその他の債務	27,28	16,963	17,255
短期借入金	20,25,28	20,210	12,000
1年以内返済予定の長期借入金	20,25,28	15,573	16,811
1年内償還社債	20,25,28	800	800
リース負債	20,25,28	20,001	20,785
未払法人所得税		3,683	2,051
引当金	26	1,347	1,413
その他の流動負債		14,007	9,388
流動負債合計		92,583	80,504
非流動負債			
社債	20,25,28	2,386	22,495
長期借入金	20,25,28	39,016	36,139
リース負債	20,25,28	85,971	77,998
引当金	26	5,954	6,539
繰延税金負債	17	3,846	2,681
その他の非流動負債		1,546	306
非流動負債合計		138,719	146,157
負債合計		231,303	226,661
資本			
親会社の所有者に帰属する持分			
資本金	21	4,834	5,145
資本剰余金	21	9,369	11,552
その他資本性金融商品	22	10,847	13,854
利益剰余金	21	38,816	39,424
自己株式	21	994	984
その他の資本の構成要素	21,24,30	17,729	18,251
親会社の所有者に帰属する持分合計	28	80,600	87,243
非支配持分	14	9,535	9,292
資本合計		90,135	96,535
負債及び資本合計		321,438	323,196

【連結純損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結純損益計算書】

(単位：百万円)

	注記 番号	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
売上収益	5, 7	231,952	268,228
売上原価	8, 12, 18	55,780	64,292
売上総利益		176,172	203,936
販売費及び一般管理費	8, 12, 13, 29, 30	161,882	185,731
減損損失	12, 13, 29	2,550	8,066
その他の営業収益	9	929	1,516
その他の営業費用	10	1,279	2,982
営業利益		11,389	8,674
金融収益	11	1,730	1,850
金融費用	11	2,178	3,813
金融収益・費用純額		448	1,963
持分法による投資損益	15	390	1,378
税引前利益		10,551	5,332
法人所得税費用	17	4,564	3,144
当期利益		5,987	2,188
当期利益の帰属			
親会社の所有者		5,459	1,874
非支配持分	14	528	314
当期利益		5,987	2,188
親会社の所有者に帰属する1株当たり当期利益 (円)			
基本的1株当たり当期利益	23	58.21	16.95
希薄化後1株当たり当期利益	23	57.63	16.81

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	注記 番号	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期利益		5,987	2,188
その他の包括利益			
純損益に振り替えられることのない項目：			
その他の包括利益を通じて公正価値で測定 する金融資産	24	90	74
純損益に振り替えられることのない項目合計		90	74
純損益に振り替えられる可能性のある項目：			
在外営業活動体の換算差額	24	9,254	1
持分法適用会社におけるその他の包括利益 に対する持分	15,24	341	517
純損益に振り替えられる可能性のある項目合 計		9,596	518
その他の包括利益合計		9,506	593
当期包括利益合計		15,493	2,781
当期包括利益合計額の帰属			
親会社の所有者		13,813	2,506
非支配持分		1,680	275

【連結持分変動計算書】

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	注記 番号	親会社の所有者に帰属する持分									合計	非支配 持分	資本合計
		資本金	資本 剰余金	その他資 本性金融 商品	利益 剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素			合計			
							在外営業 活動体の 換算差額	その他の 包括利益 を通じて 公正価値 で測定す る金融資 産	新株 予約権				
2023年4月1日 残高		4,673	11,575	10,847	34,207	1,003	8,659	-	607	9,267	69,566	8,592	78,158
当期利益					5,459					-	5,459	528	5,987
その他の包括利 益	24						8,444	90		8,354	8,354	1,152	9,506
当期包括利益 合計		-	-	-	5,459	-	8,444	90	-	8,354	13,813	1,680	15,493
新株の発行（新 株予約権の行 使）	21	161	161						68	68	253		253
株式報酬取引	30								177	177	177		177
自己株式の取得 及び処分	21		10			9				-	19		19
配当	21				653					-	653	851	1,504
その他資本性金 融商品の所有者 に対する分配					386					-	386		386
支配継続子会社 に対する持分変動			91							-	91	114	22
非支配持分に付 与されたプッ ト・オプション			2,262							-	2,262		2,262
その他			25		189					-	164		164
所有者との取 引額等合計		161	2,207	-	850	9	-	-	108	108	2,779	737	3,516
2024年3月31日 残高		4,834	9,369	10,847	38,816	994	17,103	90	715	17,729	80,600	9,535	90,135

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	注記 番号	親会社の所有者に帰属する持分									合計	非支配 持分	資本合計
		資本金	資本 剰余金	その他資 本性金融 商品	利益 剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素						
							在外営業 活動体の 換算差額	その他の 包括利益 を通じて 公正価値 で測定す る金融資 産	新株 予約権	合計			
2024年4月1日 残高		4,834	9,369	10,847	38,816	994	17,103	90	715	17,729	80,600	9,535	90,135
当期利益					1,874					-	1,874	314	2,188
その他の包括利 益	24						558	74		632	632	39	593
当期包括利益 合計		-	-	-	1,874	-	558	74	-	632	2,506	275	2,781
新株の発行（新 株予約権の行 使）	21	311	311						145	145	478		478
株式報酬取引	30								42	42	42		42
自己株式の取得 及び処分	21		16			11				-	27		27
配当	21				786					-	786	490	1,276
その他資本金 金融商品の発行	22			13,854						-	13,854		13,854
その他資本金 金融商品の償還	22			10,847	153					-	11,000		11,000
その他資本金 金融商品の所有者 に対する分配					394					-	394		394
支配継続子会 社に対する持分変 動			8							-	8	27	20
転換社債型新株 予約権付社債の 発行	25		811							-	811		811
非支配持分に付 与されたプット・ オプション			879							-	879		879
その他の資本の 構成要素から利 益剰余金への振 替					5			5		5	-		-
その他			159		60				2	2	217		217
所有者との取 引額等合計		311	2,183	3,007	1,266	11	-	5	105	110	4,136	518	3,619
2025年3月31日 残高		5,145	11,552	13,854	39,424	984	17,661	21	611	18,251	87,243	9,292	96,535

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	注記 番号	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前利益		10,551	5,332
減価償却費及び償却費		29,120	31,406
減損損失		2,550	8,066
受取利息及び受取配当金		1,199	1,848
支払利息		2,086	2,765
持分法による投資損益(は益)		390	1,378
営業債権及びその他の債権の増減(は増加)		1,442	443
棚卸資産の増減(は増加)		1	39
営業債務及びその他の債務の増減(は減少)		1,335	524
その他		1,588	827
小計		44,979	45,266
利息及び配当金の受取額		1,144	1,706
利息の支払額		2,093	2,880
法人所得税の支払額		1,236	6,422
営業活動によるキャッシュ・フロー		42,794	37,670
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産の取得による支出		9,094	13,827
無形資産の取得による支出		37	52
敷金及び保証金の差入による支出		647	1,168
敷金及び保証金の回収による収入		400	730
建設協力金の支払による支出		77	40
建設協力金の回収による収入		480	441
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	6	16,683	-
その他		1,159	1,123
投資活動によるキャッシュ・フロー		26,817	12,792
財務活動によるキャッシュ・フロー			
社債の発行による収入	20,25	-	21,872
社債の償還による支出	20	800	800
短期借入金の純増減額(は減少)	20	16,176	8,150
長期借入れによる収入	20	7,862	14,544
長期借入金の返済による支出	20	17,519	16,252
リース負債の返済による支出	20	20,522	21,835
非支配株主からの払込みによる収入		65	1
配当金の支払額	21	653	786
その他資本性金融商品の発行による収入	22	-	13,790
その他資本性金融商品の償還による支出	22	-	11,000
その他資本性金融商品の所有者に対する分配の支払額		556	567
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出		-	4,023
その他		601	13
財務活動によるキャッシュ・フロー		16,548	13,219
現金及び現金同等物の増減額(は減少)		570	11,659
現金及び現金同等物の期首残高	20	67,456	70,627
現金及び現金同等物に係る換算差額		3,742	15
現金及び現金同等物の期末残高	20	70,627	82,271

【連結財務諸表注記】

1. 報告企業

株式会社トリドールホールディングスは日本に所在する企業であります。当社の連結財務諸表は2025年3月31日を期末日とし、当社および子会社（当社および子会社を合わせて「当社グループ」とする）、ならびに当社グループの共同支配企業および関連会社に対する持分により構成されます。当社グループは、当社を中心として外食事業を営んでおります。

2. 作成の基礎

(1) 連結財務諸表がIFRSに準拠している旨

当社グループの連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号）第1条の2に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件をすべて満たすことから、第312条の規定により、IFRSに準拠して作成しております。

連結財務諸表は、2025年6月25日において取締役会により公表の承認がされております。

(2) 測定の基礎

当社グループの連結財務諸表は、「注記3. 重要性がある会計方針」に記載のとおり、公正価値で測定されている特定の金融商品等を除き、取得原価を基礎として作成しております。

公正価値は、その価格が直接観察可能であるか、他の評価技法を用いて見積られるかに関わらず、測定日時点で、市場関係者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格であります。

(3) 機能通貨および表示通貨

連結財務諸表は当社の機能通貨である円で表示しております。円で表示しているすべての財務諸表は、百万円単位未満を四捨五入しております。

(4) 見積りおよび判断の利用

IFRSに準拠した連結財務諸表の作成において、経営陣は、会計方針の適用ならびに資産、負債、収益および費用の報告額に影響を及ぼす判断、見積りおよび仮定の設定を行うことが義務付けられています。実際の業績はこれらの見積りとは異なる場合があります。見積りおよびその基礎となる仮定は継続して見直しております。会計上の見積りの見直しによる影響は、その見積りを見直した連結会計期間と将来の連結会計期間において認識しております。

翌連結会計年度において重要な修正をもたらすリスクのある、仮定および見積りの不確実性に関する情報は、以下の重要性がある会計方針に含めております。

3. (10) 非金融資産の減損

3. (13) 引当金

3. (16) 法人所得税

(5) 表示方法の変更

(連結財政状態計算書)

前連結会計年度において「流動負債」の「その他の流動負債」に含めていた「1年内償還社債」は、社債の金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結財政状態計算書において、「流動負債」の「その他の流動負債」に表示していた14,807百万円は、「1年内償還社債」800百万円、「その他の流動負債」14,007百万円として組み替えております。

3. 重要性がある会計方針

(1) 連結の基礎

当社グループの連結財務諸表は、当社および子会社の財務諸表ならびに共同支配企業および関連会社の持分相当額を含めております。

子会社

子会社とは、当社グループにより支配されている企業をいいます。当社グループがある企業への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャーまたは権利を有し、かつ、当該企業に対するパワーにより当該リターンに影響を及ぼす能力を有している場合に、当社グループは当該企業を支配していることとなります。

子会社の財務諸表は、支配開始日から支配終了日までの間、連結財務諸表に含まれております。

支配が継続する子会社に対する当社グループの持分変動については、資本取引として会計処理しております。非支配持分の調整額と対価の公正価値との差額は、当社の所有者に帰属する持分として資本に直接認識しております。一方、子会社に対する支配を喪失した場合には、支配の喪失から生じた利得および損失は純損益で認識しております。

共同支配の取決めおよび関連会社

共同支配の取決めとは、当社グループが共同支配（取決めのリターンに重要な影響を及ぼす活動に関する意思決定が、全員一致の合意を必要とする場合のみ存在する）を有する取決めにいいます。また、関連会社とは、当社グループがその財務および経営方針に対して重要な影響力を有しているものの、支配はしていない企業をいいます。

関連会社または共同支配企業に対する投資は、取得時に取得原価で認識し、持分法を用いて会計処理しております。

持分法では、投資日における投資とこれに対応する被投資会社の資本との間に差額がある場合には、当該差額はのれんとして投資の帳簿価額に含めております。

連結財務諸表には、共同支配を開始した日または重要な影響力を有するようになった日から期末日までの持分法適用会社の純損益およびその他の包括利益に対する当社グループの持分が含まれております。

損失に対する当社グループの負担が、持分法適用会社に対する投資を上回った場合には、当該投資の帳簿価額をゼロまで減額し、当社グループが持分法適用会社に代わって債務を負担または支払いを行う場合を除き、それ以上の損失を認識しておりません。

関連会社または共同支配企業に対する投資の帳簿価額の一部を構成するのれんは区別して認識されないため、個別に減損テストを行っておりません。その代わり、関連会社または共同支配企業に対する投資額が減損している可能性が示唆される場合には、投資全体の帳簿価額について減損テストを行っております。

連結財務諸表には、他の株主との関係等により決算日を当社の決算日に統一することが実務上不可能であるため、当社の決算日と異なる日を決算日とする持分法適用会社に対する投資が含まれております。

企業結合

企業結合は、取得日（すなわち、支配が当社グループに移転した日）において、取得法を用いて会計処理しております。被取得企業における識別可能な資産および負債は取得日の公正価値で測定しております。

当社グループは、被取得企業の非支配持分を案件ごとに公正価値または被取得企業の純資産における非支配持分の比例持分のいずれかで認識しております。

のれんは、移転した対価と被取得企業の非支配持分の金額の合計が、取得日における識別可能な取得資産および引受負債の正味価額を上回る場合にその超過額として測定しております。その差額が負の金額である場合には、即時に純損益として認識しております。

負債または持分証券の発行に関連するものを除いて、企業結合に関連して当社グループに発生する取引費用は発生時に費用処理しております。

(2) 外貨

外貨建取引の換算

外貨建取引は、取引日における為替レートでグループ企業の各機能通貨に換算しております。期末日における外貨建貨幣性資産・負債は、期末日の為替レートで機能通貨に再換算しております。

取引の決済から生じる外国為替差額ならびに外貨建の貨幣性資産および負債を期末日の為替レートで換算することによって生じる為替換算差額は、純損益で認識しております。ただし、非貨幣性項目の利益または損失がその他の包括利益に計上される場合は、為替換算差額もその他の包括利益に計上しております。

在外営業活動体の換算

在外営業活動体の資産および負債は、取得により発生したのれんおよび公正価値の調整を含め、期末日の為替レートで換算しております。また、在外営業活動体の収益および費用は、取引日の為替レートまたはそれに近似するレートで換算しております。換算により生じた差額は、その他の包括利益で認識しております。

在外営業活動体の一部またはそのすべてが処分される場合には、在外営業活動体の換算差額は、処分にかかる損益の一部として純損益に振り替えております。

(3) 金融商品

非デリバティブ金融資産

金融資産は、当社グループが当該金融商品の契約当事者になった取引日に当初認識しております。

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合または金融資産からのキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を譲渡する取引において当該金融資産の所有にかかるリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合には、当該金融資産の認識を中止しております。

() 償却原価で測定する金融資産

金融資産は、以下の2つの要件を両方満たす場合、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・当社グループの事業モデルにおいて、当該金融資産の契約上のキャッシュ・フローを回収することを目的として保有すること
- ・金融資産の契約条項が、特定された日に元本および利息の支払いのみによるキャッシュ・フローを生じさせること

当社グループは、営業債権及びその他の債権を、これらの発生日に当初認識しております。その他の全ての金融資産は、当社グループが当該金融資産の契約当事者となった取引日に当初認識しております。重大な金融要素を含む営業債権を除く全ての金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類される場合を除き、公正価値に取引コストを加算した金額で当初測定しております。

また、当初認識後は、償却原価で測定する金融資産の帳簿価額については実効金利法を用いて算定し、必要な場合には減損損失を認識しております。

() その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

当社グループは、償却原価で測定される金融資産に分類されなかった金融資産で、当初認識時に、当初認識後に認識される公正価値の変動をその他の包括利益で表示することを選択した資本性金融商品をその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に指定しております。

当該金融資産の認識を売却等により中止する場合には、認識されていた累積利得または損失を、その他の資本の構成要素から利益剰余金に振り替えております。

金融資産の減損

当社グループは償却原価で測定される金融資産に係る予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。

信用リスクの著しい増大の判定

当社グループは、期末日ごとに、金融資産の債務不履行発生リスクを期末日現在と当初認識日現在と比較し、金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているかどうかを評価しております。

なお、当社グループは、信用リスクが著しく増加しているかどうかを当初認識以降の債務不履行の発生リスクの変化に基づいて判断しており、債務不履行の発生リスクに変化があるかどうかを評価するにあたっては、主に期日経過の情報を考慮し、以下も考慮しております。

- ・金融資産の外部信用格付の著しい変化
- ・内部信用格付の格下げ
- ・借手の経営成績の悪化

予想信用損失アプローチ

予想信用損失は、契約に基づいて当社グループが受け取るべき契約上のキャッシュ・フローと、当社グループが受け取ると見込んでいるキャッシュ・フローとの差額の現在価値であります。金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融資産に係る貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定し、著しく増加していない場合には、12ヶ月の予想信用損失に等しい金額で測定しております。

なお、上記にかかわらず、重大な金融要素を含んでいない営業債権については、常に、貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております。

予想信用損失の測定に当たっては、過去の事象、現在の状況および将来の経済状況の予測についての、報告日において利用可能な合理的で裏付け可能な情報を用いており、個別に重要な金融資産は個別に予想信用損失を評価し、個別に重要ではない金融資産は所在地、期日超過の日数等を基に信用リスクの特徴が類似する資産ごとにグルーピングを行い、集的に予想信用損失を評価し、貸倒引当金を計上しております。

また、債務者が支払期限到来後90日以内に支払いを行わない場合など、金融資産の全部または一部について回収ができない、または回収が極めて困難であると判断された場合には債務不履行としております。

債務不履行に該当した場合、または発行者または債務者の著しい財政的困難が存在する場合、信用減損しているものと判断しております。

金融資産に係る貸倒引当金の繰上額は、純損益で認識しております。貸倒引当金の戻入が発生した場合、純損益で認識しております。

なお、債務者が当社グループと合意した返済計画を遂行できないなど、回収が合理的に見込めない場合においては、金融資産を直接償却しております。これには通常、当社グループが借手が直接償却対象の金額を返済するために十分なキャッシュ・フローを生み出す資産または収益源を有していないと判断した場合が該当します。当社グループでは、直接償却した金融資産に対しても、期日経過債権を回収できるよう、履行強制活動を継続しております。

非デリバティブ金融負債

金融負債は、当社グループが当該金融商品の契約当事者になった取引日に当初認識しております。

当社グループは、金融負債が消滅した場合、すなわち、契約上の義務が免責、取消または失効となった場合に、金融負債の認識を中止しております。非デリバティブ金融負債は、当初認識時に公正価値にその取得に直接起因する取引費用を控除して測定しております。また、当初認識後は、実効金利法による償却原価で測定しております。

当社グループは、非支配持分の所有者に付与している子会社株式の売建プット・オプションについて、将来キャッシュ・フローを割り引く方法に基づき算定した公正価値を金融負債として認識するとともに非支配株主持分との差額を資本剰余金から減額し、当初認識後の変動については資本剰余金に認識しております。

(4) 現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引出し可能な預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資から構成されております。

(5) 株主資本

普通株式

当社が発行した資本性金融商品は、発行価額を資本金および資本剰余金に計上し、直接発行費用(税効果考慮後)は資本金および資本剰余金から控除しております。

自己株式

自己株式を取得した場合は、直接取引費用を含む支払対価を、資本の控除項目として認識しております。

(6) 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のうち、いずれか小さい額で測定しております。棚卸資産の取得原価は、主として先入先出法に基づいて算定しております。

(7) 有形固定資産

認識および測定

有形固定資産は、原価モデルを適用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用が含まれております。

減価償却

有形固定資産項目は、その資産が使用可能となった日から、減価償却しております。

減価償却費は、償却可能額をもとに算定しております。償却可能額は、資産の取得価額から残存価額を差し引いて算出しております。

減価償却は、有形固定資産の各構成要素の見積耐用年数にわたり、主として定額法に基づいて認識しております。

資産の見積耐用年数は、予想される使用量、物理的自然減耗、技術的または経済的陳腐化等を総合的に勘案して見積っております。

事業用定期借地契約に係る借地上の建物については、残存価額を零とし、契約残存年数を基準とした定額法によっております。

なお、土地は償却しておりません。

主な見積耐用年数は次のとおりであります。

- ・建物及び構築物 3～35年
- ・工具、器具及び備品 3～20年

減価償却方法、耐用年数および残存価額は期末日毎に見直しを行い、必要に応じて改定しております。

(8) 無形資産及びのれん

無形資産

無形資産は、原価モデルを適用し、取得原価から償却累計額および減損損失累計額を控除した額で測定しております。

() 個別取得した無形資産

個別取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。

() 企業結合により取得した無形資産

企業結合により取得した無形資産は、取得日の公正価値で測定しております。

償却費は、償却可能額をもとに算定しております。償却可能額は、資産の取得価額から残存価額を差し引いて算出しております。

無形資産には、耐用年数を確定できるものとできないものがあります。

耐用年数を確定できる無形資産の償却は、その資産が使用可能となった日から見積耐用年数にわたり、定額法に基づいて認識しております。

主な見積耐用年数は次のとおりであります。

- ・ソフトウェア 5年
- ・フランチャイズ契約 9年

償却方法、耐用年数および残存価額は期末日毎に見直しを行い、必要に応じて改定しております。

耐用年数を確定できない無形資産は、以下のとおりです。

- ・商標権

商標権は、事業が継続する限りは法的に継続使用でき、かつ、予見可能な将来に渡ってサービスを提供することを経営陣が計画しているため、耐用年数を確定できないと判断しております。

また、耐用年数を確定できない無形資産は、取得原価から減損損失累計額を控除した額で測定しております。

のれん

子会社の取得により生じたのれんは無形資産及びのれんに計上しております。当初認識時におけるのれんの測定については、「(1)連結の基礎 企業結合」に記載しており、その後は、取得価額から減損損失累計額を控除して測定しております。

持分法適用会社については、のれんの帳簿価額を投資の帳簿価額に含めております。また、当該投資にかかる減損損失は、持分法適用会社の帳簿価額の一部を構成する資産(のれんを含む)には配分していません。

(9)リース

リースの開始日において使用权資産およびリース負債を認識しており、使用权資産は開始日において取得原価で測定しております。取得原価は、リース負債の当初測定金額、当初直接コスト、原資産の解体ならびに除去および原状回復コストの当初見積額等で構成されております。使用权資産の当初認識後、リースの開始日から使用权資産の耐用年数またはリース期間の終了時のいずれか早い時まで定額法で減価償却しております。リース負債は、支払われていないリース料を借手の追加借入利率を用いて現在価値に割り引いて測定しております。リース料は、利息法に基づき、金融費用とリース負債の返済額とに配分しております。金融費用は連結純損益計算書上、使用权資産に係る減価償却費と区分して表示していません。

リース負債を見直した場合またはリースの条件変更が行われた場合には、リース負債を再測定し使用权資産を修正しております。なお、短期リースおよび少額資産のリースについては、使用权資産およびリース負債を認識せず、リース料をリース期間にわたり定額法で費用認識しております。

(10) 非金融資産の減損

棚卸資産および繰延税金資産を除く、当社グループの非金融資産の帳簿価額は、期末日毎に減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積もっております。のれんおよび耐用年数を確定できない、または、未だ使用可能でない無形資産については、每期、さらに減損の兆候を識別した場合には都度、減損テストを実施しております。

資産または資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうち、いずれか大きい方の金額としております。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値および当該資産に固有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割り引いております。資金生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資産グループとしております。

企業結合により取得したのれんは、結合のシナジーから便益を得ると見込まれる資金生成単位へ配分しております。のれんが配分される資金生成単位については、のれんを内部管理目的で監視している最小単位となるように設定しております。

当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成しないため、全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位の回収可能価額を見積もっております。

減損損失は、資産または資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を超過する場合に超過差額を純損益として認識しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額しております。

のれんに関連する減損損失は戻入れておりません。のれん以外の資産については、過去に認識した減損損失は、期末日毎に、減損損失の戻入れの兆候の有無を評価しております。減損損失の戻入れの兆候がある場合には、回収可能価額の見積りを行い、当該回収可能価額が資産の帳簿価額を上回る場合には、減損損失を戻入れております。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費または償却費を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として戻入れております。

なお、共同支配企業等に対する投資の帳簿価額の一部を構成するのれんは区分して認識していないため、個別に減損テストを実施しておりません。ただし、共同支配企業等に対する投資が減損している可能性が示唆されている場合には、投資全体の帳簿価額について回収可能価額と比較することにより単一の資産として減損テストの対象としております。

(11) 従業員給付

長期従業員給付

当社グループは、主に確定拠出型年金制度を採用しております。確定拠出型年金制度は、雇用主が一定額の掛金を他の独立した企業に拠出し、その拠出額以上の支払について法的または推定的債務を負わない退職後給付制度であります。確定拠出型年金制度の拠出債務は、従業員がサービスを提供した期間に、費用として認識しております。

短期従業員給付

短期従業員給付については、割引計算は行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として計上しております。賞与については、当社グループが、従業員から過去に提供された労働の結果として支払うべき現在の法的および推定的債務を負っており、かつ、その金額を信頼性をもって見積ることができる場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積ることができる額を負債として認識しております。

(12) 株式報酬

ストック・オプション

当社グループは、取締役（監査等委員含む）、執行役員および従業員に対するインセンティブ制度としてストック・オプション制度を導入しております。オプションの付与日における公正価値は、付与日から権利が確定するまでの期間にわたり費用として認識し、同額をその他の資本の構成要素の増加として認識しております。付与されたオプションの公正価値は、オプションの諸条件を考慮し、ブラック・ショールズ式等を用いて算定しております。なお、条件については、定期的に見直し、必要に応じて権利確定数の見積りを修正しております。

譲渡制限付株式報酬制度

当社グループは、役員に対する持分決済型の株式に基づく報酬として、譲渡制限付株式報酬制度を採用しております。受領したサービスの対価は、付与日における当社株式の公正価値で測定しており、付与日から権利確定期間にわたり連結純損益計算書において費用として認識し、同額を連結財政状態計算書において資本の増加として認識しております。

(13) 引当金

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、合理的に見積り可能である法的または推定的債務を有しており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高い場合に認識しております。

引当金は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値およびその負債に特有のリスクを反映した税引前の割引率を用いて現在価値に割り引いております。

(14) 収益

当社グループは、下記の5ステップアプローチに基づき収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社グループは、国内および海外における飲食事業等を行っております。当社グループのサービスの提供は、顧客からの注文に基づく料理を提供し、対価を受領した時点で履行義務は充足されると判断して、収益を認識しております。

顧客への料理の提供と同時に支払いを受けているため、約束した対価の金額に重大な金融要素は含まれておりません。また、収益は、顧客との契約において約束された対価から値引きなどを控除した金額で測定しております。

当社グループにおいては、資産として認識しなければならない契約を獲得するための増分コストおよび履行にかかるコストはありません。

(15) 金融収益および金融費用

金融収益は主として、償却原価で測定する金融資産の受取利息から、金融費用は主として、借入金およびリース負債にかかる支払利息から構成されております。為替差損益は、純額ベースで「金融収益」または「金融費用」に計上しております。

受取利息および支払利息は、実効金利法に基づき発生時に認識しております。

(16) 法人所得税

法人所得税費用は、当期税金と繰延税金から構成されております。これらは、企業結合に関連するもの、その他の包括利益で認識される項目および資本に直接認識される項目に関連する税金を除き、純損益で認識しております。

当期税金は、期末日時点において施行または実質的に施行される税率を乗じて算定する当期の課税所得または損失にかかる納税見込額あるいは還付見込額に、前年までの納税見込額の調整額あるいは還付見込額の調整額を加味したもので構成されております。

繰延税金は、資産および負債の財務諸表上の帳簿価額と税務上の金額との一時差異について認識しております。ただし、以下の場合には繰延税金を認識しておりません。

- ・ 予測可能な将来にその差異が解消されない可能性が高い場合の子会社および共同支配企業に対する投資にかかる差異
- ・ のれんの当初認識において生じる加算一時差異

繰延税金は、期末日に施行または実質的に施行される法律に基づいて、一時差異が解消される時に適用されると予測される税率を用いて測定しております。繰延税金資産・負債は、当期繰延税金資産・負債を相殺する法律上強制力のある権利を有しており、かつ、法人所得税が同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合または異なる納税主体に課されているものの、これらの納税主体が当期税金資産・負債を純額ベースで決済することを意図している場合、もしくは、これらの税金資産および負債が同時に実現する予定である場合に相殺しております。

繰延税金資産は、未使用の税務上の繰越欠損金、税額控除および将来減算一時差異のうち、将来課税所得に対して利用できる可能性が高いものに限り認識しております。

なお、当社及び国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。

当社グループは、経済協力開発機構が公表した第2の柱モデルルールを導入するために制定又は実質的に制定された税法から生じる法人所得税に係る繰延税金資産及び繰延税金負債に関して、認識及び情報開示に対する例外を適用しております。

(17) 1株当たり利益

基本的1株当たり当期利益は、親会社の所有者に帰属する当期利益を、当連結会計年度中の自己株式を控除した発行済普通株式の加重平均株式数で除して計算しております。

希薄化後1株当たり当期利益は、希薄化効果を有するすべての潜在的普通株式の影響を調整して計算しております。

4. 適用されていない新たな基準書及び解釈指針

連結財務諸表の承認日までに主に以下の基準書及び解釈指針の新設又は改訂が公表されておりますが、当社グループはこれらを早期適用しておりません。

なお、これらの適用による影響は算定中であります。

IFRS		強制適用時期 (以降開始年度)	当社グループ 適用時期	新設・改訂の概要
IAS第21号	外国為替レート 変動の影響	2025年1月1日	2026年3月期	・他の通貨に交換可能でない通貨に関する 会計処理及び開示を規定
IFRS第9号 IFRS第7号	金融商品の 分類及び測定 の修正	2026年1月1日	2027年3月期	・ESG連動要素を含んだ金融資産の分類の明 確化 ・電子送金システムにおいて認識の中止が 行われる日の明確化
IFRS第9号 IFRS第7号	自然依存電力を 参照する契約	2026年1月1日	2027年3月期	・電力購入契約に関する会計処理及び開示 を規定
IFRS第18号	財務諸表における 表示及び開示	2027年1月1日	2028年3月期	・財務諸表におけるコミュニケーションの 比較可能性と透明性を向上させる、現行 のIAS第1号を置き換える規定
IFRS第19号	公的説明責任の ない子会社：開示	2027年1月1日	2028年3月期	・公的説明責任のない子会社について、削 減された開示要求の適用を認めるもの

5. 事業セグメント

(1) 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定および業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

事業セグメントは、他の事業セグメントとの取引を含む、収益を獲得し、費用を発生させる事業活動の構成単位であります。

セグメント情報には、各セグメントに直接的に帰属する項目のほか、合理的な基準により各セグメントに配分された項目が含まれております。

当社は、各店舗において商品を提供する飲食業を営んでおります。海外の関係会社は、独立した経営単位であり、地域の特性に応じて事業活動を展開しております。したがって、当社は店舗における提供商品およびサービス提供形態を基礎とした業態別セグメントおよび地域別セグメントから構成されており、「丸亀製麺」、「国内その他」および「海外事業」の計3区分を報告セグメントとしております。「丸亀製麺」は、讃岐うどんや天ぷらなどをセルフ形式で商品を提供する讃岐うどんの専門店であります。「国内その他」は、「コナズ珈琲」、「ずんどう屋」、「肉のヤマ牛」、「晩杯屋」、「天ぷらまきの」、「とりどーる」、「豚屋とんー」、「長田本庄軒」、「焼きたてコッペ製パン」により飲食提供を行うものであります。「海外事業」は、海外の関係会社において、讃岐うどん等の飲食提供を行うものであります。

(2) 報告セグメントごとの売上収益、利益又は損失に関する情報

当社の報告セグメントによる継続事業からの収益および業績は以下のとおりであります。

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「注記3. 重要性がある会計方針」に記載している当社の会計方針と同一であります。

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				調整額 (注) 2	連結 財務諸表 計上額
	丸亀製麺	国内その他	海外事業	計		
売上収益						
外部顧客への売上高	114,856	28,460	88,637	231,952	-	231,952
計	114,856	28,460	88,637	231,952	-	231,952
セグメント利益(注) 1	18,351	4,451	2,724	25,525	11,236	14,289
減損損失	509	96	1,945	2,550	-	2,550
その他の営業収益・費用(純額)	-	-	-	-	-	350
金融収益・費用(純額)	-	-	-	-	-	448
持分法による投資損益	-	-	-	-	-	390
税引前利益	-	-	-	-	-	10,551
(その他の項目)						
減価償却費及び償却費	10,688	2,830	14,909	28,427	693	29,120

(注) 1. セグメント利益は、売上収益から売上原価、販売費及び一般管理費を控除しております。

2. セグメント利益の調整額 11,236百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. 前連結会計年度のセグメント情報は、注記「6. 子会社の取得」に記載の暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映された後の金額により開示しております。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				調整額 (注) 2	連結 財務諸表 計上額
	丸亀製麺	国内その他	海外事業	計		
売上収益						
外部顧客への売上高	128,142	35,412	104,674	268,228	-	268,228
計	128,142	35,412	104,674	268,228	-	268,228
セグメント利益(注) 1	20,896	4,447	2,524	27,867	9,662	18,205
減損損失	642	303	7,122	8,066	-	8,066
その他の営業収益・費用(純額)	-	-	-	-	-	1,465
金融収益・費用(純額)	-	-	-	-	-	1,963
持分法による投資損益	-	-	-	-	-	1,378
税引前利益	-	-	-	-	-	5,332
(その他の項目)						
減価償却費及び償却費	10,959	3,277	16,549	30,785	621	31,406

(注) 1. セグメント利益は、売上収益から売上原価、販売費及び一般管理費を控除しております。

2. セグメント利益の調整額 9,662百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(3) 製品及びサービスごとの情報

「(2) 報告セグメントごとの売上収益、利益又は損失に関する情報」に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

(4) 地域別情報

外部顧客への売上収益

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:百万円)

	丸亀製麺	国内その他	海外事業	合計
日本	114,856	28,460	488	143,803
香港	-	-	49,431	49,431
英国	-	-	16,791	16,791
その他	-	-	21,927	21,927
合計	114,856	28,460	88,637	231,952

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:百万円)

	丸亀製麺	国内その他	海外事業	合計
日本	128,142	35,412	611	164,165
香港	-	-	53,993	53,993
英国	-	-	24,572	24,572
その他	-	-	25,497	25,497
合計	128,142	35,412	104,674	268,228

(注) 売上収益は、店舗の所在地を基礎としております。

非流動資産

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
日本	97,390	99,932
香港	60,139	59,384
英国	43,525	31,343
その他	12,022	14,145
合計	213,076	204,804

(注) 1. 非流動資産は、当社グループ各社の所在地を基礎としております。また、持分法で会計処理されている投資、その他の金融資産及び繰延税金資産は含んでおりません。

2. 前連結会計年度は、注記「6. 子会社の取得」に記載の暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映された後の金額により開示しております。

(5) 主要な顧客に関する情報

単一の外部顧客との取引による売上収益が当社グループ売上収益の10%以上の外部顧客がないため、記載を省略しております。

6. 子会社の取得

前連結会計年度および当連結会計年度の企業結合の概要は以下のとおりであります。

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

The Fulham Shore Plcの取得

(1) 取得した会社

当社は、2023年7月11日に、英国を拠点にレストラン事業を運営する Fulham Shore Plc（2023年7月28日付でThe Fulham Shore Limitedに商号変更。以下「Fulham Shore社」）の発行済株式659,856,629株（発行済株式総数の100%）を当社子会社であるGreat Sea Kitchens Limited（2023年7月12日付でThe Fulham Shore Group Limitedに商号変更）を通じて、取得いたしました。

Fulham Shore社は英国を拠点にピザ業態“FRANCO MANCA”（直営72店舗）とギリシャ料理業態“THE REAL GREEK”（直営28店舗）の2つの事業を展開しており、顧客体験価値、商品力、価格（Value for Money）などにおいて多くのお客様を感動させるポテンシャルを有しています。当社が当社の英国子会社であるGreat Sea Kitchens Limitedを通じてFulham Shore社を子会社化することについて、Fulham Shore社との間で合意に至り、英国法に基づくスキーム・オブ・アレンジメント（Scheme of Arrangement）により取得手続きを開始するに至りました。

2025年3月末時点の店舗数

(2) 移転された対価

移転された対価は現金16,997百万円であります。

当取得に直接要した費用として、アドバイザー費用等755百万円を費用として処理しており、前連結会計年度の連結純損益計算書の「販売費及び一般管理費」に計上しております。

(3) 取得した資産及び引き受けた負債

取得日に、取得した資産及び引き受けた負債は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	金額
流動資産（注）1	2,745
非流動資産（注）2	33,020
資産合計	35,765
流動負債	4,910
非流動負債	20,392
負債合計	25,302

（注）1．現金及び現金同等物314百万円が含まれております。

2．非流動資産に無形資産が含まれております。

(4) 取得に伴い発生したのれん等
のれんの金額

(単位：百万円)

	金額
移転された対価	16,997
取得した識別可能な純資産の公正価値	10,463
取得に伴い発生したのれんの額	6,534

当該取得により生じたのれんの主な内容は、今後の事業拡大によって期待される将来の超過収益力です。当社グループの展開力や店舗オペレーションを付加することで、更なる事業の拡大を見込んでおります。

認識されたのれんのうち、税務上損金算入が見込まれるものはありません。

のれん以外の無形資産の金額等

無形資産に配分した金額 商標権 7,934百万円

償却方法及び加重平均償却期間 耐用年数を確定できない無形資産として非償却としております。

(5) 暫定的な金額の修正

無形資産等について、前連結会計年度においては取得対価の配分が完了していなかったため、暫定的な金額で報告していましたが、当連結会計年度において、当該配分が完了しております。この結果、前連結会計年度の連結財務諸表を遡及修正しております。

当該遡及修正による前連結会計年度の連結財政状態計算書への影響額は、非流動資産が919百万円、非流動負債が693百万円、親会社の所有者に帰属する持分が226百万円それぞれ減少しております。

また、前連結会計年度の連結純損益計算書への影響額は、営業利益が258百万円、税引前利益が288百万円、親会社の所有者に帰属する当期利益が216百万円それぞれ減少しております。

なお、確定した金額は、上記「(4) 取得に伴い発生したのれん等」に記載しております。

(6) その他の事項

当該企業結合に係る取得日以降の損益情報及び当該企業結合が前連結会計年度の期首に実施されたと仮定した場合の損益情報は、当連結会計年度及び前連結会計年度の連結財務諸表に与える影響額に重要性がないため開示しておりません。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

7. 売上収益

(1) 売上収益の分解

当社グループは、外食事業等から計上される収益を売上収益として表示しており、顧客との契約から生じる収益を報告セグメントの区分に基づき分解しております。分解した収益については注記「5. 事業セグメント」に記載しております。

(2) 契約残高

当社グループの契約残高は、主に顧客との契約から生じた債権（営業未収入金）であり、残高は「注記19. 営業債権及びその他の債権」に記載しております。

当連結会計年度において認識した収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていたものはありません。また、当連結会計年度において過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益の額はありません。

(3) 残存履行義務に配分する取引価格

当社グループにおいては、個別の契約期間が1年を超える重要な取引はありません。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

なお、当社グループはIFRS第15号第121項の実務上の便法を適用し、当初の予想残存期間が1年以内の残存履行義務に関する情報を開示しておりません。

(4) 顧客との契約の獲得又は履行のためのコストから認識した資産

当社グループにおいては、資産として認識しなければならない契約を獲得するための増分コスト及び履行にかかるコストはありません。

8. 販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
従業員給付費用	74,043	86,903
水道光熱費	11,211	12,847
消耗品費	7,741	9,021
地代家賃	4,506	5,947
減価償却費及び償却費	28,769	31,026
その他	35,613	39,987
合計	161,882	185,731

(注) 前連結会計年度は、「注記6. 子会社の取得」に記載の暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映された後の金額により開示しております。

従業員給付費用の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
給料及び手当	64,831	76,355
賞与	2,013	2,255
退職給付費用(注)1	1,054	1,241
役員報酬	176	208
株式報酬費用	196	68
福利厚生費	5,773	6,776
合計	74,043	86,903

(注) 1. 当社グループは、確定拠出年金制度を採用しております。

2. 上記に加え、売上原価に含まれる従業員給付費用は前連結会計年度は854百万円、当連結会計年度は971百万円であります。

9. その他の営業収益

その他の営業収益の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
受取保険金	56	39
店舗閉鎖損失引当金戻入益	2	-
受取地代家賃	82	66
リース解約益	88	725
その他	701	687
合計	929	1,516

10. その他の営業費用

その他の営業費用の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
固定資産除却損	121	196
固定資産売却損	34	1
貸倒引当金繰入額	119	33
店舗閉鎖損失引当金繰入額	-	44
店舗閉鎖損失	139	291
外部委託契約に関する費用	-	1,185
その他	866	1,230
合計	1,279	2,982

11. 金融収益及び金融費用

(1) 金融収益の内訳

金融収益の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
受取利息		
償却原価で測定する金融資産	1,199	1,419
受取配当金	-	429
為替差益	531	-
その他	-	1
合計	1,730	1,850

(2) 金融費用の内訳

金融費用の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
支払利息		
償却原価で測定する金融負債	424	760
リース負債	1,661	2,005
為替差損	-	965
その他	92	84
合計	2,178	3,813

(注) 前連結会計年度は、「注記6. 子会社の取得」に記載の暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映された後の金額により開示しております。

12.有形固定資産

(1)増減明細

有形固定資産の取得原価、減価償却累計額及び減損損失累計額の増減並びに帳簿価額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

取得原価	建物 及び構築物	工具、器具 及び備品	建設仮勘定	その他	合計
2023年4月1日残高	68,247	21,752	1,198	119	91,316
取得	2,007	831	6,386	-	9,224
建設仮勘定からの振替	4,076	2,139	6,236	22	-
企業結合による取得	6,773	1,168	97	-	8,038
処分	1,501	1,554	-	3	3,058
為替レート変動の影響	2,037	766	70	10	2,882
その他	107	17	616	3	530
2024年3月31日残高	81,746	25,084	899	145	107,873
取得	1,915	1,129	12,415	-	15,459
建設仮勘定からの振替	7,996	2,737	10,828	95	-
処分	1,938	1,350	-	84	3,372
子会社の売却による減少	1,546	982	-	-	2,528
為替レート変動の影響	134	198	76	4	412
その他	167	131	756	-	720
2025年3月31日残高	88,473	26,687	1,806	159	117,125

(単位：百万円)

減価償却累計額及び 減損損失累計額	建物 及び構築物	工具、器具 及び備品	建設仮勘定	その他	合計
2023年4月1日残高	41,362	13,734	-	78	55,174
減価償却	6,133	2,541	-	10	8,685
減損損失	1,335	114	-	-	1,449
処分	1,463	1,408	-	1	2,872
為替レート変動の影響	1,169	413	-	9	1,591
その他	501	66	-	-	434
2024年3月31日残高	48,036	15,461	-	96	63,592
減価償却	5,935	3,042	-	15	8,992
減損損失	2,394	107	-	-	2,500
処分	1,793	1,146	-	80	3,020
子会社の売却による減少	894	547	-	-	1,441
為替レート変動の影響	16	46	-	4	65
その他	224	30	-	-	254
2025年3月31日残高	53,470	16,932	-	34	70,436

(単位：百万円)

帳簿価額	建物 及び構築物	工具、器具 及び備品	建設仮勘定	その他	合計
2023年4月1日残高	26,885	8,018	1,198	41	36,143
2024年3月31日残高	33,710	9,623	899	49	44,281
2025年3月31日残高	35,003	9,754	1,806	125	46,689

(注) 前連結会計年度の増減及び帳簿価額は、「注記6. 子会社の取得」に記載の暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映された後の金額により開示しております。

(2) その他の開示

減価償却費

有形固定資産の減価償却額は、連結純損益計算書において「売上原価」として380百万円、「販売費及び一般管理費」として8,612百万円を認識しております。

資本的支出契約

当社グループでは、出店を計画しており、契約上確定しているものは下記のとおりであります。

なお、そのうち有形固定資産項目の帳簿価額に含めた支出額は連結財政状態計算書上は建設仮勘定に計上しております。

(単位：百万円)

	契約上確定している金額	左記の内、有形固定資産の帳簿価額に含めた支出額
2023年4月1日残高	1,663	234
2024年3月31日残高	2,220	234
2025年3月31日残高	3,064	1,343

(3) 減損損失

当社グループは、営業活動から生ずる損益が著しく低下した店舗等について、前連結会計年度は有形固定資産1,449百万円、使用権資産1,101百万円、当連結会計年度は有形固定資産2,500百万円、使用権資産2,615百万円の減損損失を認識しました。

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位として資産グルーピングを行っております。

営業活動から生ずる損益が著しく低下した店舗については、当該店舗の資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

当該店舗の資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを前連結会計年度は7.6%～15.3%の割引率で、当連結会計年度は8.2%～15.0%の割引率で割引いて算定しております。使用価値の算定における将来キャッシュ・フローは、当連結会計年度の営業損益の水準が、将来にわたって維持されることを前提とした見積りを行っております。

なお、当該店舗の資産グループにおける割引前将来キャッシュ・フローの総額がマイナスとなったものについて、帳簿価額全額を減損損失として計上しております。

13. 無形資産及びのれん

(1) 増減明細

無形資産及びのれんの取得原価、償却累計額及び減損損失累計額の増減並びに帳簿価額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

取得原価	のれん	ソフトウェア	商標権	フランチャイズ契約	その他	合計
2023年4月1日残高	34,537	1,400	11,630	245	306	48,118
取得	-	13	-	-	21	34
企業結合による取得	6,448	-	7,678	-	269	14,395
処分	-	-	-	-	0	0
為替レート変動の影響	4,657	51	1,596	22	72	6,398
その他	-	19	-	-	6	13
2024年3月31日残高	45,642	1,484	20,904	267	661	68,958
取得	-	45	-	-	7	52
ソフトウェア仮勘定からの振替	-	2	-	-	2	-
処分	-	4	-	-	1	5
子会社の売却による減少	-	-	-	-	99	99
為替レート変動の影響	68	119	206	19	142	105
2025年3月31日残高	45,574	1,407	21,110	286	424	68,801

(単位：百万円)

償却累計額及び減損損失累計額	のれん	ソフトウェア	商標権	フランチャイズ契約	その他	合計
2023年4月1日残高	845	1,303	-	191	66	2,406
償却	-	67	-	54	5	125
為替レート変動の影響	87	49	-	18	42	196
2024年3月31日残高	933	1,419	-	262	113	2,726
償却	-	39	-	5	7	52
減損損失	2,670	-	281	-	-	2,951
為替レート変動の影響	5	114	1	19	60	160
2025年3月31日残高	3,597	1,344	282	286	60	5,568

(単位：百万円)

帳簿価額	のれん	ソフトウェア	商標権	フランチャイズ契約	その他	合計
2023年4月1日残高	33,692	97	11,630	55	239	45,712
2024年3月31日残高	44,709	65	20,904	5	549	66,232
2025年3月31日残高	41,977	63	20,828	-	364	63,232

(注) 前連結会計年度の増減及び帳簿価額は、「注記6. 子会社の取得」に記載の暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映された後の金額により開示しております。

(2) 無形資産及びのれんの減損テスト

資金生成単位グループへ配分した重要なのれん及び耐用年数を確定できない無形資産の帳簿価額は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

報告セグメント	資金生成単位グループ	前連結会計年度 (2024年3月31日)		当連結会計年度 (2025年3月31日)	
		のれん	耐用年数を 確定できない 無形資産	のれん	耐用年数を 確定できない 無形資産
国内その他	アクティブソース	687	535	687	535
	ZUND	2,331	1,696	2,331	1,696
海外事業	WOK TO WALK グループ	718	2,890	-	2,752
	Tam Jai International Co.Limitedグループ	32,894	7,242	32,840	7,197
	MCグループ	1,073	476	1,067	474
	Fulham Shoreグループ	6,864	8,065	5,052	8,175

(注) 前連結会計年度に取得したThe Fulham Shore Limited及びその子会社(以下、Fulham Shoreグループ)においては、当連結会計年度において取得原価の配分が完了したため、前連結会計年度の金額を修正しております。

当該取引の内容は、「注記6. 子会社の取得」に記載しております。

無形資産のうち、耐用年数を確定できない資産は、商標権であります。商標権は事業が存続する限り基本的に存続するため、耐用年数を確定できないと判断しております。

減損テストの回収可能価額は、処分コスト控除後の公正価値に基づき算定しております。処分コスト控除後の公正価値は、過去の経験と外部からの情報を反映させて作成され、原則として、経営者が承認した今後5年の事業計画を基礎にしたキャッシュ・フローの見積額を、当該資金生成単位グループの割引率により現在価値に割り引いて算定しており、公正価値ヒエラルキーのレベルはレベル3であります。キャッシュ・フローの見積りにおいて、5年超のキャッシュ・フローは、5年目のキャッシュ・フローに対して所在地のインフレ率等を加味し、一定の成長率を用いて推定しております。

各資金生成単位グループの公正価値の算定に使用された割引率及び成長率は次のとおりです。

報告セグメント	資金生成単位グループ	前連結会計年度 (2024年3月31日)		当連結会計年度 (2025年3月31日)	
		割引率	成長率	割引率	成長率
国内その他	アクティブソース	12.3%	1.6%	11.8%	2.0%
	ZUND	14.8%	1.6%	15.7%	2.0%
海外事業	WOK TO WALK グループ	10.8%	2.0%	10.1%	2.1%
	Tam Jai International Co.Limitedグループ	12.3%	2.5%	11.3%	2.5%
	MCグループ	10.8%	2.0%	10.6%	2.0%
	Fulham Shoreグループ	9.0%	2.0%	12.8%	2.0%

減損テストの結果、当連結会計年度において、WOK TO WALKグループにおいて、資金生成単位グループの回収可能価額2,323百万円が帳簿価額を下回ったため、減損損失1,032百万円を認識しております。また、Fulham Shoreグループにおいて、資金生成単位グループの回収可能価額12,313百万円が帳簿価額を下回ったため、減損損失1,918百万円を認識しております。回収可能価額である処分コスト控除後の公正価値の見積りにおける主要な仮定は、WOK TO WALKグループにおいては、事業計画における将来のフランチャイズ加盟店舗数の予測及び一店舗当たりのロイヤリティ収入の見積りであります。また、Fulham Shoreグループにおいては、店舗売上の成長の予測及び出退店計画であります。

なお、前連結会計年度において、すべての資金生成単位グループの回収可能価額が帳簿価額を上回っていることから減損損失を認識しておりません。

減損損失を認識していない資金生成単位グループの回収可能価額が帳簿価額を上回る金額は、前連結会計年度において、アクティブソースで114百万円、ZUNDで10,755百万円、WOK TO WALKグループで133百万円、Tam Jai International Co.Limitedグループで12,489百万円、MCグループで154百万円、Fulham Shoreグループで46百万円であります。また、当連結会計年度において、アクティブソースで2,328百万円、ZUNDで6,341百万円、Tam Jai International Co.Limitedグループで27,406百万円、MCグループで660百万円であります。

ただし、減損が発生していないのれん及び耐用年数を確定できない無形資産について、減損テストに使用した主要な仮定が変更された場合に減損が発生するリスクがあります。

仮に割引率及び成長率の2つの仮定のうち1つの仮定が単独で変動した場合に、見積回収可能価額が帳簿価額と同額になる変動値は次のとおりです。

報告セグメント	資金生成単位グループ	前連結会計年度 (2024年3月31日)		当連結会計年度 (2025年3月31日)	
		割引率	成長率	割引率	成長率
国内その他	アクティブソース	0.6%	0.9%	15.2%	60.3%
	ZUND	20.0%	197.3%	12.7%	40.7%
海外事業	WOK TO WALK グループ	0.3%	0.4%	-	-
	Tam Jai International Co.Limitedグループ	3.1%	4.8%	6.3%	11.1%
	MCグループ	0.5%	0.7%	3.0%	4.4%
	Fulham Shoreグループ	0.0%	0.0%	-	-

(3) その他の開示

無形資産の償却額は、連結純損益計算書において「販売費及び一般管理費」として認識しております。

14. 連結

(1) 重要な子会社

当社グループの主要な子会社は、以下のとおりであります。

名称	住所	主要な事業の内容	前連結会計年度 (2024年3月31日)		当連結会計年度 (2025年3月31日)	
			議決権比率 (%)	持分比率 (%)	議決権比率 (%)	持分比率 (%)
東利多控股有限公司	香港	海外事業の統括管理	100.0	100.0	100.0	100.0
台湾東利多股份有限公司	台北	レストラン経営等	100.0 [100.0]	100.0	100.0 [100.0]	100.0
GEORGE'S CORPORATION	ホノルル	レストラン経営等	100.0	100.0	100.0	100.0
TORIDOLL DINING CORPORATION	デラウェア	持株会社	100.0	100.0	100.0	100.0
MARUGAME UDON USA, LLC	デラウェア	レストラン経営等	67.3 [67.3]	67.3	100.0 [100.0]	100.0
WOK TO WALK FRANCHISE B.V.	アムステルダム	FC運営等	80.0	80.0	80.0	80.0
WOK TO WALK US HOLDINGS, INC.	ニュージャージー	持株会社	100.0	100.0	100.0	100.0
株式会社丸亀製麺	東京都渋谷区	レストラン経営等	100.0	100.0	100.0	100.0
株式会社TGF	東京都渋谷区	農産物の販売等	58.5	58.5	100.0	100.0
Tam Jai International Co.Limited	香港	レストラン経営等	74.26 [74.26]	74.26	74.25 [74.25]	74.25
MC GROUP PTE. LTD.	シンガポール	レストラン経営等	70.0	70.0	70.0	70.0
株式会社アクティブソース	東京都品川区	レストラン経営等	100.0	100.0	100.0	100.0
株式会社ZUND	大阪市北区	レストラン経営等	100.0	100.0	100.0	100.0
MARUGAME UDON (EUROPE) LIMITED	ロンドン	レストラン経営等	99.0	99.0	-	-
Toridoll and Heyi Holding Limited	香港	レストラン経営等	100.0 [100.0]	100.0	74.3 [74.3]	74.3
The Fulham Shore Group Limited	ロンドン	持株会社	99.7 [18.0]	99.7	99.7 [18.0]	99.7
The Fulham Shore Limited	ロンドン	レストラン経営等	99.7 [99.7]	99.7	99.7 [99.7]	99.7
TORIDOLL EUROPE LTD	ロンドン	持株会社	100.0	100.0	100.0	100.0

(注) 1. 「議決権比率」欄の〔内書〕は間接所有であります。

2. 当連結会計年度において、株式取得によりMARUGAME UDON USA, LLC を完全子会社といたしました。

3. 当連結会計年度において、株式取得により株式会社TGFを完全子会社といたしました。

4. MARUGAME UDON (EUROPE) LIMITED は、当連結会計年度において売却したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 支配の喪失を伴わない子会社に対する親会社の所有持分の変動

前連結会計年度及び当連結会計年度において、支配の喪失を伴わない子会社に対する親会社の所有持分の変動のうち、重要なものはありません。

(3) 重要な非支配持分を有する子会社

当社グループにおいて、重要な非支配持分を有する子会社はTam Jai International Co. Limitedであり、その要約財務情報等は以下のとおりであります。なお、要約財務情報はグループ内取引を消去する前の金額であります。

一般的情報

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
非支配持分割合(%)	25.74	25.75
非支配持分の累積額(百万円)	8,954	8,825

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
非支配持分に配分された純損益	560	413

要約財務情報

() 要約財政状態計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
流動資産合計	29,138	29,050
非流動資産合計	21,589	21,449
流動負債合計	12,499	12,264
非流動負債合計	9,499	9,979
資本合計	28,730	28,257

() 要約純損益計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
売上収益	51,038	55,660
当期利益	2,203	1,563

() 要約包括利益計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
その他の包括利益	3,495	202
包括利益合計	5,698	1,362

() 要約キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー(純額)	11,580	11,684
投資活動によるキャッシュ・フロー(純額)	414	1,081
財務活動によるキャッシュ・フロー(純額)	11,615	11,069

15. 共同支配企業及び関連会社

(1) 持分に関する情報

持分法で会計処理をしている共同支配企業及び関連会社の純損益、その他の包括利益、当期包括利益合計、投資の帳簿価額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	重要性のない共同支配企業の合計額		重要性のない関連会社の合計額	
	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
純損益	11	1,396	379	18
その他の包括利益	197	266	145	252
当期包括利益合計	185	1,130	234	269
投資の帳簿価額	2,566	1,454	1,932	2,169

(2) 共同支配企業及び関連会社の決算日

共同支配企業3社及びその子会社、関連会社1社の決算日は12月31日であり、当社グループと決算期を統一することが実務上不可能なことから、当該決算日の財務諸表に対して持分法を適用しております。

16. その他の金融資産

その他の金融資産の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
償却原価で測定する金融資産		
敷金及び保証金	8,516	8,827
建設協力金	3,072	2,710
長期貸付金	706	295
その他	42	45
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産		
その他(注)	917	885
貸倒引当金	427	297
合計	12,826	12,465

(注) その他は主に株式及び出資金です。

17. 繰延税金及び法人所得税

(1) 繰延税金

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計 年度期首 (2023年4月1 日)	純損益を 通じて 認識	その他の 包括利益 において 認識	企業結合	その他	前連結会計 年度期末 (2024年3月31 日)
繰延税金資産						
賞与引当金	143	32	-	-	-	175
未払事業税	9	191	-	-	-	181
固定資産	6,074	20,839	-	3,338	31	30,283
未払金	224	20	-	-	-	204
その他	749	202	-	271	181	1,402
小計	7,181	21,244	-	3,609	211	32,245
税務上の繰越欠損金及 び繰越税額控除に係る 繰延税金資産						
税務上の繰越欠損金	695	194	-	144	-	645
小計	695	194	-	144	-	645
繰延税金資産合計	7,876	21,050	-	3,753	211	32,890
繰延税金負債						
固定資産	4,318	18,841	-	5,748	109	29,016
その他	162	1,966	-	500	14	2,642
繰延税金負債合計	4,480	20,807	-	6,248	123	31,658
純額	3,396	243	-	2,495	89	1,232

前連結会計年度は、「注記6. 子会社の取得」に記載の暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映された後の金額により開示しております。

(単位：百万円)

	前連結会計 年度期末 (2024年3月31 日)	純損益を 通じて 認識	その他の 包括利益 において 認識	企業結合	その他	当連結会計 年度期末 (2025年3月31 日)
繰延税金資産						
賞与引当金	175	26	-	-	-	201
未払事業税	181	33	-	-	-	214
固定資産	30,283	1,380	-	-	327	28,576
未払金	204	26	-	-	-	230
その他	1,402	489	-	-	4	1,887
小計	32,245	806	-	-	332	31,107
税務上の繰越欠損金及 び繰越税額控除に係る 繰延税金資産						
税務上の繰越欠損金	645	135	-	-	299	481
小計	645	135	-	-	299	481
繰延税金資産合計	32,890	671	-	-	631	31,588
繰延税金負債						
固定資産	29,016	1,573	-	-	974	26,469
その他	2,642	36	-	-	454	3,133
繰延税金負債合計	31,658	1,537	-	-	519	29,602
純額	1,232	866	-	-	112	1,986

将来キャッシュ・フローの見積りの結果、十分な将来課税所得を稼得する可能性が高いと認められる税務上の繰越欠損金に対して繰延税金資産を計上しております。

繰延税金資産を認識していない税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
税務上の繰越欠損金	8,242	5,615
将来減算一時差異	2,572	3,868

繰延税金資産を認識していない税務上の繰越欠損金の金額と繰越期限は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
1年目	-	-
2年目	-	-
3年目	-	-
4年目	-	-
5年目以降	8,242	5,615
合計	8,242	5,615

前連結会計年度及び当連結会計年度において、当社は子会社及び共同支配企業への投資に係る将来加算一時差異の一部については、繰延税金負債を認識しておりません。

これは、当社が一時差異の取崩しの時期をコントロールする立場にあり、このような差異を予測可能な期間内に取崩さないことが確実であるためです。なお、当該金額について重要性はありません。

(2) 法人所得税

純損益を通じて認識される法人所得税は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期税金費用	4,807	4,010
繰延税金費用	243	866
法人所得税費用 合計	4,564	3,144

当期税金費用及び繰延税金費用には、従前は税効果未認識であった税務上の欠損金、税額控除または過去の期間の一時差異から生じた便益の額が含まれております。

これに伴う当期税金費用の減少額は、前連結会計年度は467百万円、当連結会計年度は422百万円であります。

また、繰延税金費用の減少額は、前連結会計年度は該当なく、当連結会計年度は19百万円であります。

前連結会計年度は、「注記6.子会社の取得」に記載の暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映された後の金額により開示しております。

適用税率の調整

前連結会計年度および当連結会計年度において、当社は、主に法人税、住民税及び事業税を課されており、これらを基礎として計算した法定実効税率はそれぞれ30.6%となっております。ただし、海外子会社についてはその所在地における法人税等が課されております。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
法定実効税率による法人所得税	30.6%	30.6%
未認識の繰延税金資産の増減	2.1%	6.5%
課税所得計算上減算されない費用	7.1%	10.1%
法人税額の特別控除	3.8%	6.3%
留保利益の税効果	1.3%	1.2%
子会社との税率差異	3.2%	30.4%
持分法投資損益	1.1%	7.9%
税率変更による影響	-	2.1%
関係会社株式売却損益	-	16.6%
その他	1.5%	0.4%
実際負担税率	43.3%	59.0%

(注) 前連結会計年度は、「注記6 . 子会社の取得」に記載の暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映された後の税率により開示しております。

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この変更により、当連結会計年度の繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は110百万円増加し、法人税等調整額が同額減少しております。

18. 棚卸資産

棚卸資産の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
商品	109	110
原材料	978	1,009
合計	1,087	1,119

売上原価に計上した棚卸資産の金額は、前連結会計年度54,575百万円、当連結会計年度62,941百万円であります。

なお、前連結会計年度及び当連結会計年度において、評価減を実施した棚卸資産はありません。

19. 営業債権及びその他の債権

営業債権及びその他の債権の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
営業未収入金	7,355	7,275
その他	2,640	4,125
貸倒引当金	318	429
合計	9,678	10,971

20. キャッシュ・フロー情報

(1) 現金及び現金同等物

前連結会計年度及び当連結会計年度の連結財政状態計算書における現金及び現金同等物の残高と連結キャッシュ・フロー計算書上の現金及び現金同等物の残高は一致しております。

現金及び現金同等物の内訳は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
現金及び預金	70,627	82,271
合計	70,627	82,271

(2) 財務活動に係る負債の変動

財務活動に係る負債の変動は、以下のとおりであります。

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	(帳簿価額) 2023年 4月1日	キャッシュ・フローを 伴う変動	キャッシュ・フローを 伴わない変動 ¹	(帳簿価額) 2024年 3月31日
短期借入金	4,028	16,176	5	20,210
長期借入金	63,431	9,657	815	54,589
社債	3,984	800	1	3,186
リース負債	85,936	20,522	40,558	105,972
合計	157,379	14,802	41,380	183,957

1：リース負債に係るキャッシュ・フローを伴わない変動は、主に新規契約及び企業結合によるものです。

2：前連結会計年度は、「注記6. 子会社の取得」に記載の暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直し反映された後の金額により開示しております。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	(帳簿価額) 2024年 4月1日	キャッシュ・フローを 伴う変動	キャッシュ・フローを 伴わない変動	(帳簿価額) 2025年 3月31日
短期借入金	20,210	8,150	59	12,000
長期借入金	54,589	1,708	68	52,949
社債	3,186	21,072	963	23,295
リース負債	105,972	21,835	14,646	98,784
合計	183,957	10,622	13,693	187,028

：リース負債に係るキャッシュ・フローを伴わない変動は、主に新規契約によるものです。

21. 払込資本及び剰余金

(1) 資本金及び自己株式

発行済株式数

(単位：株)

	前連結会計年度 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)	当連結会計年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)
株式の種類	普通株式	普通株式
授權株式数	230,400,000	230,400,000
発行済株式数：期首株式数	87,920,752	88,140,552
新株予約権の行使	219,800	294,400
期末株式数	88,140,552	88,434,952

(注) 1. すべての普通株式は無額面であり、すべての発行済株式は全額払込済であります。

2. 普通株式の株主は、配当が確定されるたびに、配当を受け取る権利を有し、また、株主総会での議決権を100株につき1つ有しております。当社グループが保有する当社株式に関しては、それらの株式が再発行されるまで、すべての権利が停止されます。

自己株式

(単位：株)

	前連結会計年度 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)	当連結会計年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)
期首株式数	844,025	837,892
期中増減	6,133	8,909
期末株式数	837,892	828,983

(注) 保有している自己株式はすべて普通株式であります。

(2) 資本剰余金

資本剰余金は、主として、新株予約権の行使、新株の発行の際に資本金に組入れなかった資本準備金であります。

(3) 利益剰余金及び配当金

利益剰余金

利益剰余金は、当連結会計年度および過年度に純損益として認識されたものおよびその他の包括利益から振替えられたものからなります。

配当

() 配当の総額および1株当たり配当額

決議	配当の総額 (単位：百万円)	1株当たり配当額 (単位：円)	基準日	効力発生日
前連結会計年度 取締役会 (2023年5月15日)	653	7.50	2023年3月31日	2023年6月15日
当連結会計年度 取締役会 (2024年5月14日)	785	9.00	2024年3月31日	2024年6月13日

() 配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	配当の総額 (単位：百万円)	1株当たり配当額 (単位：円)	基準日	効力発生日
前連結会計年度 取締役会 (2024年5月14日)	785	9.00	2024年3月31日	2024年6月13日
当連結会計年度 取締役会 (2025年5月15日)	876	10.00	2025年3月31日	2025年6月13日

(4) その他の資本の構成要素

在外営業活動体の換算差額

在外営業活動体の財務諸表の換算から生じた為替換算差額からなります。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産の公正価値の評価差額であります。

新株予約権

当社はストック・オプション制度を採用しており、会社法に基づき、新株予約権を発行しております。なお、契約条件および金額等は、「連結財務諸表注記 30. 株式に基づく報酬」に記載しております。

22. その他資本性金融商品

当社は、2024年11月11日に、株式会社日本政策投資銀行をアレンジャー兼エージェントとする永久劣後特約付ローンおよび株式会社みずほ銀行との永久劣後特約付ローン（以下、本劣後ローン）による資金調達を行うため、下記内容の金銭消費貸借契約を締結し、2024年11月13日に実行いたしました。本劣後ローンはIFRS上、資本性金融商品に分類されるため、資本区分において13,854百万円（取引費用146百万円控除後）をその他資本性金融商品として計上しております。なお、本劣後ローンの実行に際して、2024年11月13日に、既存の永久劣後特約付ローン110億円は任意弁済をいたしました。本劣後ローンにより連結財務諸表の資本が増加するため、一層の財務健全性確保を図ることとなります。

当連結会計年度における本劣後ローン経過利息のうち、支払が確定していないため、その他資本性金融商品の所有者に対する分配として認識していない金額は145百万円であります。

本劣後ローンの概要

株式会社日本政策投資銀行をアレンジャー兼エージェントとする永久劣後特約付ローン

契約日	2024年11月11日
借入実行日	2024年11月13日
資金使途	成長投資および既存事業の継続的成長のための投資
借入先	株式会社日本政策投資銀行 他
借入契約金額	70億円
適用利率	6ヶ月日本円Tiborをベースとした変動金利。但し、2029年11月の利息支払日以降、5.00%のステップアップが発生する。
利息支払に関する条項	利息支払の任意繰延が可能。
弁済期日	期限の定めなし 但し、2025年11月の利息支払日（同日を含む。）以降のいずれかの利息支払日において、期限前任意弁済が可能。
劣後特約	本劣後ローンの債権者は、劣後事由（清算等）が発生した場合、上位債務に劣後した支払請求権を有する。

株式会社みずほ銀行との永久劣後特約付ローン

契約日	2024年11月11日
借入実行日	2024年11月13日
資金使途	事業資金（既存有利子負債返済資金等）
借入先	株式会社みずほ銀行
借入契約金額	70億円
適用利率	6ヶ月日本円Tiborをベースとした変動金利。但し、2029年11月の利息支払日以降、5.00%のステップアップが発生する。
利息支払に関する条項	利息支払の任意繰延が可能。
弁済期日	期限の定めなし 但し、2025年11月の利息支払日（同日を含む。）以降のいずれかの利息支払日において、期限前任意弁済が可能。
劣後特約	本劣後ローンの債権者は、契約に定める劣後事由（清算等）が発生した場合、上位債務に劣後した支払請求権を有する。

23. 1株当たり利益

基本的1株当たり当期利益および希薄化後1株当たり当期利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
親会社の所有者に帰属する当期利益(百万円)	5,459	1,874
親会社の株主に帰属しない当期利益(百万円)	387	393
基本的1株当たり当期利益の計算に利用する当期利益 (百万円)	5,072	1,481
普通株式の加重平均株式数(株)	87,131,070	87,364,423
ストック・オプションによる増加(株)	885,134	755,603
希薄化後普通株式の加重平均株式数(株)	88,016,204	88,120,026
親会社の所有者に帰属する1株当たり当期利益		
基本的1株当たり当期利益(円)	58.21	16.95
希薄化後1株当たり当期利益(円)	57.63	16.81

(注)前連結会計年度は、「注記6.子会社の取得」に記載の暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映された後の金額により開示しております。

24. その他の包括利益

その他の包括利益の各項目別の当期発生額及び損益への組替調整額、並びに税効果の影響は次のとおりであります。

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:百万円)

	当期発生額	組替調整額	税効果控除前	税効果	税効果控除後
純損益に振り替えられることのない項目					
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	90	-	90	-	90
純損益に振り替えられることのない項目合計	90	-	90	-	90
純損益に振り替えられる可能性のある項目					
在外営業活動体の換算差額	9,254	-	9,254	-	9,254
持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分	341	-	341	-	341
純損益に振り替えられる可能性のある項目合計	9,596	-	9,596	-	9,596
その他の包括利益合計	9,506	-	9,506	-	9,506

(注)前連結会計年度は、「注記6.子会社の取得」に記載の暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映された後の金額により開示しております。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

	当期発生額	組替調整額	税効果控除前	税効果	税効果控除後
純損益に振り替えられることのない項目 その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	74	-	74	-	74
純損益に振り替えられることのない項目合計	74	-	74	-	74
純損益に振り替えられる可能性のある項目					
在外営業活動体の換算差額	341	340	1	-	1
持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分	517	-	517	-	517
純損益に振り替えられる可能性のある項目合計	858	340	518	-	518
その他の包括利益合計	933	340	593	-	593

25. 社債及び借入金等

(1) 内訳

流動負債の内訳

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
短期借入金	20,210	12,000
1年以内返済予定の長期借入金	15,573	16,811
1年以内償還予定の社債	800	800
リース負債	20,001	20,785
合計	56,584	50,396

非流動負債の内訳

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
長期借入金（1年以内返済予定のものを除く）	39,016	36,139
社債（1年以内償還予定のものを除く）	2,386	22,495
リース負債（1年以内返済予定のものを除く）	85,971	77,998
合計	127,373	136,632

（注）前連結会計年度は、「注記6. 子会社の取得」に記載の暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映された後の金額により開示しております。

(2) 契約条件及び返済スケジュール

(単位：百万円)

	名目金利 (平均) (%)	返済期限	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
			帳簿価額	帳簿価額
短期借入金	0.840	-	20,210	12,000
1年以内返済予定の長期借入金	1.493	-	15,573	16,811
1年以内償還予定の社債	0.050	-	800	800
リース負債	1.979	-	20,001	20,785
長期借入金 (1年以内返済予定のものを除く)	0.647	2026年4月～ 2031年9月	39,016	36,139
社債 (1年以内償還予定のものを除く)	0.003	2026年4月～ 2031年6月	2,386	22,495
リース負債 (1年以内返済予定のものを除く)	2.170	2026年4月～ 2048年7月	85,971	77,998
合計			183,957	187,028

(注) 1. 名目金利(平均)については、社債及び借入金等の当連結会計年度末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 前連結会計年度は、「注記6. 子会社の取得」に記載の暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映された後の金額により開示しております。

(3) ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行

当社は、2024年6月4日開催の取締役会決議に基づき、2024年6月20日に2031年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下、本社債）を発行いたしました。

連結財政状態計算書上、本社債の負債部分の公正価値を「社債」に、払込額から負債部分の公正価値を控除した残額を「資本剰余金」に計上しております。

本社債の概要

1. 発行総額：220億円及び代替新株予約権付社債券（本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行する新株予約権付社債券をいう。以下同じ。）に係る本社債の額面金額合計額を合計した額
2. 発行価額：本社債の額面金額の100.0%（各本社債の額面金額1,000万円）
3. 発行価格（募集価格）：本社債の額面金額の102.5%
4. 利率：本社債には利息は付さない。
5. 償還金額：本社債の額面金額の100%で償還する。
6. 償還期限：2031年6月20日（ロンドン時間、以下別段の表示のない限り同じ。）
7. 新株予約権に関する事項
 - (1) 新株予約権の目的となる株式の種類
当社普通株式
 - (2) 発行する新株予約権の総数
2,200個及び代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を1,000万円を除いた個数の合計数
 - (3) 転換価額
当初、4,360.0円とする。但し、発行要項に一定の場合調整される定めがある。
 - (4) 行使期間
2024年7月4日から2031年6月6日まで（行使請求受付場所現地時間）とする。但し、当社の選択による本社債の繰上償還がなされる場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで（但し、本新株予約権付社債の要項に定める税制変更による繰上償還の場合に、繰上償還を受けないことが選択された本社債に係る本新株予約権を除く。）、本新株予約権付社債権者の選択による本社債の繰上償還がなされる場合は、償還通知書が支払・新株予約権行使請求受付代理人に預託される時まで、本社債の買入消却がなされる場合は、本社債が消却される時まで、また本社債の期限の利益の喪失の場合は、期限の利益の喪失時までとする。
8. 払込期日（発行日）：2024年6月20日
9. 担保又は保証：本社債は、担保又は保証を付さない。
10. 資金の用途：本社債の発行手取金約218.5億円の用途は、以下を予定しています。なお、下記の資金用途に充当するまでの間、当該資金は当社預金口座で保管する予定であります。
 - (1) 2023年7月11日に子会社化した英国Fulham Shore社の買収資金のパーマネント化を目的として約160億円
 - (2) 海外新規出店等の成長投資に係る資金の一部として2026年3月までに約58.5億円

(4) 担保提供資産

前連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

担保提供資産 定期預金 30百万円

定期預金30百万円は長期借入金249百万円（うち1年以内返済予定の長期借入金63百万円）の担保に供しているものであります。

当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

担保提供資産 定期預金 30百万円

定期預金30百万円は長期借入金186百万円（うち1年以内返済予定の長期借入金63百万円）の担保に供しているものであります。

26. 引当金

(1) 増減明細

(単位：百万円)

	賞与引当金	店舗閉鎖損失引当金	資産除去債務	その他	合計
2024年4月1日残高	1,079	-	5,721	558	7,359
繰入額	1,723	44	945	700	3,412
目的使用	1,610	-	354	749	2,712
時の経過による割戻し	-	-	23	-	23
除却による減少	-	-	7	-	7
為替レート変動の影響	9	-	16	3	28
その他	2	4	0	2	1
2025年3月31日残高	1,186	40	6,311	508	8,045

(2) 連結財政状態計算書における内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
流動負債		
賞与引当金	1,079	1,186
店舗閉鎖損失引当金	-	40
資産除去債務	57	93
その他	268	188
小計	1,404	1,506
非流動負債		
資産除去債務	5,664	6,218
その他	290	321
小計	5,954	6,539
合計	7,359	8,045

(3) 引当金の内容

賞与引当金は、従業員の賞与支給に備えて、将来の支給見込み額のうち、当連結会計年度の負担額を計上しております。

店舗閉鎖損失引当金は、店舗の閉店に伴い発生する損失に備えるため、閉店を決定した店舗について、将来発生すると見込まれる損失額を計上しております。

資産除去債務は、事業用定期借地契約等に係る不動産賃貸借契約に伴う建物の原状回復義務に備え、過去の原状回復実績及び不動産賃貸借契約期間を考慮して決定した使用見込期間等を基礎として、資産除去債務を認識しております。これらの費用は、主に1年以上経過した後に支払われることが見込まれておりますが、将来の事業の状況により影響を受けます。

27. 営業債務及びその他の債務

営業債務及びその他の債務の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
買掛金	6,826	7,645
未払金	5,509	4,941
設備・工事未払金	1,309	1,979
未払消費税等	2,748	2,100
その他	571	590
合計	16,963	17,255

28. 金融商品

(1) 資本管理

取締役会による当社グループの資本管理方針は、投資家、債権者および市場の信頼を維持し、将来にわたってビジネスの発展を持続するための強固な資本基盤を維持することにあります。取締役会は、普通株主への配当水準のみならず、自己資本も監視しています。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
資本		
親会社の所有者に帰属する持分	80,600	87,243
資産合計	321,438	323,196
親会社所有者帰属持分比率	25.1%	27.0%

(注) 前連結会計年度は、「注記6. 子会社の取得」に記載の暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直し反映された後の金額により開示しております。

(2) 金融リスク管理の概要

概要

当社グループの金融商品に対する取組みは、資金運用は短期的な預金等に限定し、資金調達については主として銀行等金融機関からの借入により行う方針であります。

また、デリバティブ取引については、借入金の金利変動リスクを回避するための金利スワップ取引に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

当社グループは、金融商品に係る以下のリスクを負っています。

- ・信用リスク（(3)参照）
- ・流動性リスク（(4)参照）
- ・金利リスク（(5)参照）

リスク管理フレームワーク

当社グループのリスク管理フレームワークの確立および監督については、取締役会が全責任を負っております。取締役会は、当社グループのリスク管理方針を策定し監視する責任を負う、リスクマネジメント委員会を設立しております。当該委員会は、その活動について定期的に取締役会に報告しております。

当社グループのリスク管理方針は、当社グループが直面しているリスクを識別・分析し、適切なリスクの上限およびコントロールを決定し、また、リスクとその上限の遵守を監視するように策定されております。当社グループは、市場の状況および当社グループの活動の変化を反映するため、リスク管理方針およびシステムを定期的に見直しております。当社グループは、研修、管理基準およびその手続きを通じて、すべての従業員が個々の役割と義務を理解する、統制のとれた建設的なコントロール環境を醸成させることを目標としております。

当社グループの監査等委員会は、当社グループのリスク管理方針および手続きの遵守状況を経営陣がどのように監視しているかを監督し、当社グループの直面しているリスクに関連するリスク管理フレームワークの妥当性をレビューしております。当社グループの監査等委員会は、監督を遂行するに当たって内部監査からの支援を受けております。内部監査は、リスク管理コントロールおよび手続きの定期的および臨時のレビューを行い、その結果を監査等委員会に報告しております。

(3) 信用リスク

信用リスクとは、顧客、又は金融商品の取引相手が契約上の義務を果たすことが出来なかった場合に当社グループが負う財務上の損失リスクであり、主に当社グループの顧客及び店舗の貸與人への債権等から生じます。

当社の営業債権、敷金・保証金及び建設協力金等は、取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社は与信管理規程に基づき総務部を主管部門とし、主な取引先の信用状況について、定期的に把握する体制をとっております。また、連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じた管理を行っております。

なお、当社グループでは特定の相手先に対する過度に集中した信用リスクはありません。

連結財政状態計算書に計上されている減損損失控除後の金融資産の帳簿価額が信用リスクの最大エクスポージャーとなっております。

営業債権等の期日別分析

(単位：百万円)

	前連結会計年度(2024年3月31日)				
	貸倒引当金を12ヶ月の予想信用損失に等しい金額で測定している金融資産	貸倒引当金を全期間にわたる予想信用損失に等しい金額で測定している金融資産			合計
		信用リスクが当初認識以降に著しく増大した金融資産	信用減損している金融資産	顧客との契約から生じた債権	
延滞なし	13,691	-	1,102	7,143	21,936
期日経過30日以内	-	-	-	141	141
期日経過30日超60日以内	-	-	-	27	27
期日経過60日超90日以内	-	-	-	38	38
期日経過90日超	-	-	182	6	189
合計	13,691	-	1,284	7,355	22,331

(単位：百万円)

	当連結会計年度(2025年3月31日)				
	貸倒引当金を12ヶ月の予想信用損失に等しい金額で測定している金融資産	貸倒引当金を全期間にわたる予想信用損失に等しい金額で測定している金融資産			合計
		信用リスクが当初認識以降に著しく増大した金融資産	信用減損している金融資産	顧客との契約から生じた債権	
延滞なし	15,060	-	368	7,152	22,581
期日経過30日以内	-	-	0	63	63
期日経過30日超60日以内	-	-	0	25	25
期日経過60日超90日以内	-	-	0	2	2
期日経過90日超	-	-	572	33	605
合計	15,060	-	941	7,275	23,276

貸倒引当金の増減分析

当社グループは、取引先の信用状態に応じて営業債権等の回収可能性を検討し、貸倒引当金を計上しております。貸倒引当金の増減は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)				
	12ヶ月の予想 信用損失	全期間にわたる予想信用損失			合計
		信用リスクが 当初認識以降 に著しく増大 した金融資産	信用減損して いる金融資産	顧客との 契約から 生じた債権	
期首残高	-	-	639	17	656
期中増加額	-	-	123	0	124
期中減少額(目的使用)	-	-	-	-	-
期中減少額(戻入)	-	-	28	-	28
その他の増減	-	-	2	6	8
期末残高	-	-	733	11	745

(単位：百万円)

	当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)				
	12ヶ月の予想 信用損失	全期間にわたる予想信用損失			合計
		信用リスクが 当初認識以降 に著しく増大 した金融資産	信用減損して いる金融資産	顧客との 契約から 生じた債権	
期首残高	-	-	733	11	745
期中増加額	-	-	36	13	49
期中減少額(目的使用)	-	-	-	-	-
期中減少額(戻入)	-	-	68	-	68
その他の増減	-	-	1	1	0
期末残高	-	-	700	25	725

(4) 流動性リスク

概要

流動性リスクとは、当社グループが現金またはその他の金融資産により決済する金融負債に関連する債務を履行する際に、困難に直面するリスクのことです。

当社グループは、営業債務や借入金について適時に資金繰り計画を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。

満期分析

金融負債の契約上の満期は以下のとおりであり、利息支払額の見積りを含み、相殺契約の影響を除外しております。

前連結会計年度（2024年3月31日）

（単位：百万円）

	帳簿価額	契約上のキャッシュ・フロー	1年以内	1年超5年以内	5年超
借入金	74,799	82,826	35,996	43,696	3,133
社債	3,186	3,204	802	2,402	-
リース負債	105,972	113,631	20,953	49,269	43,409
営業債務及びその他の債務	16,963	16,963	16,963	-	-

（注）前連結会計年度は、「注記6．子会社の取得」に記載の暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映された後の金額により開示しております。

当連結会計年度（2025年3月31日）

（単位：百万円）

	帳簿価額	契約上のキャッシュ・フロー	1年以内	1年超5年以内	5年超
借入金	64,949	65,535	29,163	34,308	2,064
社債	23,295	23,601	801	800	22,000
リース負債	98,784	109,475	21,403	51,344	36,728
営業債務及びその他の債務	17,255	17,255	17,255	-	-

なお、満期分析に含まれているキャッシュ・フローが、著しく早期に発生すること、または著しく異なる金額で発生することは見込まれておりません。

（5）金利リスク

当社グループは出店のための資金を主に銀行借入により調達するほか、店舗の賃借によるリース負債によって賅っております。

現在は、主に、固定金利の長期借入金により資金を調達しているため、短期的な金利の変動が当社グループの純損益に与える影響は軽微であります。

金利感応度分析

当社グループの保有する金融商品については、金利変動が将来キャッシュ・フローに重要な影響を与えるものはないため、金利感応度分析は実施しておりません。

(6) 会計処理の分類及び公正価値

公正価値及び帳簿価額

金融資産・負債の公正価値及び連結財政状態計算書に示された帳簿価額は、以下のとおりであります。なお、公正価値が帳簿価額に近似している現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務、短期借入金は含めておりません。

前連結会計年度(2024年3月31日)

(単位:百万円)

	帳簿価額	公正価値			
		レベル1	レベル2	レベル3	合計
償却原価で測定する金融資産					
その他の金融資産	11,908	-	11,958	-	11,958
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産					
その他の金融資産	917	-	-	917	917
償却原価で測定する金融負債					
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを含む)	54,589	-	54,225	-	54,225
社債 (1年以内に償還予定のものを含む)	3,186	-	3,185	-	3,185

(注) 当連結会計年度においてレベル1、レベル2及びレベル3の間における振替はありません。

当連結会計年度(2025年3月31日)

(単位:百万円)

	帳簿価額	公正価値			
		レベル1	レベル2	レベル3	合計
償却原価で測定する金融資産					
その他の金融資産	11,579	-	11,313	-	11,313
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産					
その他の金融資産	885	-	-	885	885
償却原価で測定する金融負債					
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを含む)	52,949	-	52,166	-	52,166
社債 (1年以内に償還予定のものを含む)	23,295	-	22,979	-	22,979

(注) 当連結会計年度においてレベル1、レベル2及びレベル3の間における振替はありません。

公正価値を算定する際に適用した方法

金融資産・負債の公正価値を、公正価値の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1：同一の資産又は負債の活発な市場における相場価格

レベル2：資産又は負債について、直接的に観察可能なインプット又は間接的に観察可能なインプットのうち、レベル1に含まれる相場価格以外のインプット

レベル3：資産又は負債について、観察可能な市場データに基づかないインプット(すなわち観察不能なインプット)

(a) その他の金融資産

償却原価で測定する金融資産は、主として、敷金及び保証金、建設協力金及び長期貸付金により構成されており、これらの公正価値について、元利金（無利息を含む）の合計額を、新規に同様の差入又は貸付を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。なお、公正価値に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3、そうでない場合はレベル2であります。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産は、非上場有価証券により構成されており、報告期間末に入手可能なデータ等を勘案し公正価値を算定しております。なお、公正価値のレベルは3であります。

(b) 長期借入金

長期借入金の公正価値については、元利金の合計額を、新規に同様の借入れを行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。なお、公正価値のレベルは2であります。

(c) 社債

社債の公正価値については、元利金の合計額を、新規に同様の発行を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。なお、公正価値のレベルは2であります。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品

各年度における、レベル3に分類されたその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融商品の増減は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
期首残高	1,010	917
利得/(損失)	90	20
購入	0	-
売却	3	12
期末残高	917	885

29. リース

当社グループは、主として店舗運営に必要な土地建物等を賃借しております。リース契約に伴って当社グループに課される制約はありません。

(1) 使用权資産の増減明細

(単位：百万円)

取得原価	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
期首残高	136,276	166,427
取得	22,954	20,985
企業結合による取得	13,397	-
処分	12,184	16,500
子会社の売却による減少	-	5,779
為替レート変動の影響	5,627	786
その他	356	1,208
期末残高	166,427	167,127

(単位：百万円)

減価償却累計額及び減損損失累計額	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
期首残高	53,518	65,568
減価償却	20,310	22,363
減損損失	1,101	2,615
処分	11,799	15,348
子会社の売却による減少	-	1,564
為替レート変動の影響	2,309	66
その他	129	286
期末残高	65,568	73,854

帳簿価額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

帳簿価額	土地、建物及び構築物
2023年4月1日残高	82,759
2024年3月31日残高	100,859
2025年3月31日残高	93,273

(注) 前連結会計年度は、「注記6. 子会社の取得」に記載の暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映された後の金額により開示しております。

(2) 使用权資産に関連する損益

使用权資産に関連する損益は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
使用权資産の減価償却費		
土地、建物および構築物を原資産とするもの	20,310	22,363
減価償却費計	20,310	22,363
短期リース費用	98	112
少額資産リース費用	447	548
変動リース料(注)1	1,819	2,209

(注)1. リース負債の測定に含めていない変動リース料に係る費用であります。

2. リース負債に係る金利費用は「注記11. 金融収益及び金融費用(2) 金融費用の内訳」に記載しております。
3. 使用权資産の減価償却費は、連結純損益計算書において「販売費及び一般管理費」として計上されております。
4. 前連結会計年度は、「注記6. 子会社の取得」に記載の暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映された後の金額により開示しております。

(3) リースに係るキャッシュ・アウトフロー

リースに係るキャッシュ・アウトフローの合計額は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
リースに係るキャッシュ・アウトフローの合計額	24,517	26,436
合計	24,517	26,436

(4) 延長オプション及び解約オプション

当社グループの一部の不動産リースは、延長オプション及び解約オプションを有しています。延長オプションは主に借手及び貸手の双方が異議を申し立てない限り、リース期間を延長するものであり、解約オプションは主に借手又は貸手のいずれかが、リース期間終了日より一定期間前までに相手方に通知すれば、早期解約が認められるものです。これらの契約条件は、物件ごとに異なります。

(5) リース負債の満期分析

リース負債の満期分析については、「注記28. 金融商品(4) 流動性リスク」に記載しております。

(6) 減損損失

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
減損損失	1,101	2,615

(注) 減損損失の詳細は、「注記12. 有形固定資産(3) 減損損失」に記載しております。

30. 株式に基づく報酬

(1) ストック・オプションの内容

制度の内容

当社グループは、ストック・オプション制度を採用しております。この制度の目的は、当社の取締役（監査等委員である取締役を含む）および従業員に対して、意欲や士気を高揚させ、株主と株価を意識した経営を推進し、もって当社グループの企業価値の向上を図ることです。

前連結会計年度および当連結会計年度において存在する当社グループのストック・オプション制度は、以下のとおりです。

	付与数（株）	付与日	行使期間	行使価格（円）
2015年度ストック・オプション 《当社取締役（監査等委員である取締役を含む）（注）1および従業員に対するもの》	991,400	2015年8月12日	2018年6月26日～ 2025年6月25日	976
2018年度ストック・オプション 《取締役（監査等委員である取締役を含む）、執行役員および従業員ならびに当社指定の子会社の取締役および従業員に対するもの》	1,097,000	2018年8月14日	2021年6月28日～ 2028年6月27日	1,283
2021年度ストック・オプション 《取締役（監査等委員である取締役を含む）、執行役員および従業員ならびに当社指定の子会社の取締役、執行役員および従業員に対するもの》	1,014,200	2021年8月13日	2024年6月29日～ 2031年6月28日	2,174

（注）1. 付与日において、監査役の地位にあった者（以下、本事項において同じ）

2. 当社は、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、付与数及び行使価格は当該株式分割後の数に換算して記載しております。

ストック・オプションの行使可能株式総数および平均行使価格

前連結会計年度末および当連結会計年度末において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。なお、当社は、2020年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、行使価格及び株数は当該株式分割後の株式数に換算して記載しております。

1) 2015年度ストック・オプション

《当社取締役（監査等委員である取締役を含む）および従業員に対するもの》

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
行使価格(円)	976	976
期首未行使残高(株)	271,400	177,600
期中の付与(株)	-	-
期中の失効(株)	-	2,800
期中の行使(株)	93,800	69,000
期中の満期消滅(株)	-	-
期末未行使残高(株)	177,600	105,800
期末行使可能残高(株)	177,600	105,800
残存契約年数	1年3か月	3か月

2) 2018年度ストック・オプション

《当社取締役（監査等委員である取締役を含む）、執行役員および従業員ならびに当社指定の子会社の取締役および従業員に対するもの》

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
行使価格(円)	1,283	1,283
期首未行使残高(株)	559,200	433,200
期中の付与(株)	-	-
期中の失効(株)	-	3,600
期中の行使(株)	126,000	89,600
期中の満期消滅(株)	-	-
期末未行使残高(株)	433,200	340,000
期末行使可能残高(株)	433,200	340,000
残存契約年数	4年3か月	3年3か月

3) 2021年度ストック・オプション

《当社取締役（監査等委員である取締役を含む）、執行役員および従業員ならびに当社指定の子会社の取締役、執行役員および従業員に対するもの》

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
行使価格(円)	2,174	2,174
期首未行使残高(株)	861,800	861,800
期中の付与(株)	-	-
期中の失効(株)	-	49,200
期中の行使(株)	-	135,800
期中の満期消滅(株)	-	-
期末未行使残高(株)	861,800	676,800
期末行使可能残高(株)	-	676,800
残存契約年数	7年3か月	6年3か月

当連結会計年度中に行使されたストック・オプションの行使日における株価の加重平均は3,793.52円です(前連結会計年度:3,820.25円)。

ストック・オプションの公正価値測定

ブラック・ショールズモデルを使用して持分決済型株式報酬の公正価値を評価しており、公正価値の測定に使用された仮定は以下のとおりです。

	2015年度 ストック・オプション 《当社取締役（監査等委員である取締役を含む）および従業員に対するもの》	2018年度 ストック・オプション 《当社取締役（監査等委員である取締役を含む）、執行役員および従業員ならびに当社指定の子会社の取締役および従業員》
付与日の公正価値（円）	602.00	638.00
付与日の株価（円）	1,859	2,417
行使価格（円）（注）1	976	1,283
予想ボラティリティ（注）2	36.9%	32.0%
予想残存期間（注）3	6.38年	6.37年
予想配当（注）4	10.00円 / 株	26.50円 / 株
無リスク利率（注）5	0.12%	0.01%

	2021年度 ストック・オプション 《当社取締役（監査等委員である取締役を含む）、執行役員および従業員ならびに当社指定の子会社の取締役、執行役員および従業員》
付与日の公正価値（円）	705.00
付与日の株価（円）	2,070
行使価格（円）（注）1	2,174
予想ボラティリティ（注）2	38.0%
予想残存期間（注）3	6.37年
予想配当（注）4	4.50円 / 株
無リスク利率（注）5	0.04%

- （注）1．2020年4月1日付で1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、行使価格は、当該株式分割後の株数に換算して記載しております。
- 2．付与日直近の数年度の株価実績に基づき算定しました週次ボラティリティを採用しております。
- 3．十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。
- 4．付与期の配当実績によります。
- 5．予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

対象者に対して付与されたストック・オプションは、持分決済型株式報酬として会計処理しており、当該費用は、連結純損益計算書上「販売費及び一般管理費」に計上しております。前連結会計年度177百万円、当連結会計年度42百万円です。

(2) 譲渡制限付株式報酬制度の内容

制度の内容

当社グループは、企業価値の持続的な向上を図る長期インセンティブを与えると同時に、対象取締役等と当社の株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を採用しております。本制度は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）および執行役員（対象取締役と併せて、以下「対象取締役等」といいます。）に対して、当社グループから支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社普通株式について発行または処分を受けることとなります。本制度に基づき各対象取締役等に対して支給する金銭報酬債権の具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定します。本制度に基づく当社普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役等との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結し、対象取締役等は、一定期間、本割当契約により割当てを受けた当社普通株式について、譲渡、担保権の設定その他一切の処分をしてはならないこととします。

なお、当該株式の公正価値の評価に際して、観察可能な市場価格を基礎として測定しております。

期中に付与された株式数と公正価値

	前連結会計年度 (自2023年4月1日 至2024年3月31日)	当連結会計年度 (自2024年4月1日 至2025年3月31日)
付与日	2023年7月28日	2024年7月26日
付与数(株)	8,321	10,435
付与日の公正価値(円)	26,502,385	39,026,900

連結純損益計算書に計上された金額

譲渡制限付株式報酬制度に係る費用は、前連結会計年度19百万円、当連結会計年度26百万円であり、当該費用は、連結純損益計算書上、「販売費及び一般管理費」に計上しております。

31. 関連当事者

(1) 関連当事者との取引

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

(2) 取締役に対する報酬

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
役員報酬	176	182
株式報酬	18	12
合計	194	194

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	中間連結会計期間	当連結会計年度
売上収益 (百万円)	133,720	268,228
税引前中間利益 又は税引前利益 (百万円)	6,585	5,332
親会社の所有者に帰属する中間 (当期)利益 (百万円)	2,799	1,874
基本的1株当たり中間(当期) 利益 (円)	29.84	16.95

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	19,232	10,889
営業未収入金	4,318	5,047
原材料及び貯蔵品	5	6
前払費用	1,100	1,174
短期貸付金	1,120	1,969
未収入金	5,672	5,552
未収還付法人税等	-	808
その他	470	748
貸倒引当金	322	431
流動資産合計	31,596	25,762
固定資産		
有形固定資産		
建物	18,558	21,712
構築物	1,487	1,713
車両運搬具	34	48
工具、器具及び備品	5,201	5,575
土地	-	72
リース資産	1,113	938
建設仮勘定	84	813
有形固定資産合計	26,477	30,870
無形固定資産		
ソフトウェア	26	5
電話加入権	1	1
商標権	1	1
無形固定資産合計	28	7
投資その他の資産		
投資有価証券	193	161
関係会社株式	68,555	66,169
関係会社出資金	0	0
長期貸付金	7,711	18,383
長期前払費用	88	124
敷金・保証金	5,864	6,361
建設協力金	3,072	2,710
繰延税金資産	4,047	4,187
その他	929	889
貸倒引当金	583	431
投資その他の資産合計	89,876	98,552
固定資産合計	116,381	129,429
資産合計	147,977	155,192

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	3,221	3,719
短期借入金	20,100	12,000
1年内返済予定の長期借入金	13,387	13,861
1年内償還予定の社債	800	800
リース債務	269	268
未払金	6,185	4,245
未払費用	369	398
未払法人税等	1,240	-
預り金	80	89
賞与引当金	54	59
店舗閉鎖損失引当金	-	40
設備関係未払金	1,262	1,963
資産除去債務	57	93
その他	474	53
流動負債合計	47,498	37,587
固定負債		
長期借入金	47,278	48,871
社債	2,400	1,600
転換社債型新株予約権付社債	-	22,000
リース債務	1,625	1,371
資産除去債務	4,029	4,319
その他	41	294
固定負債合計	55,373	78,455
負債合計	102,870	116,041
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,854	5,165
資本剰余金		
資本準備金	625	937
その他資本剰余金	4,323	4,350
資本剰余金合計	4,949	5,287
利益剰余金		
利益準備金	138	216
その他利益剰余金		
別途積立金	13,379	13,379
繰越利益剰余金	22,044	15,453
利益剰余金合計	35,561	29,048
自己株式	972	961
株主資本合計	44,391	38,540
新株予約権	715	611
純資産合計	45,106	39,150
負債純資産合計	147,977	155,192

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
売上高	3 86,367	3 96,471
売上原価	1 49,307	1 55,633
売上総利益	37,059	40,838
販売費及び一般管理費	2, 3 33,383	2, 3 36,275
営業利益	3,677	4,563
営業外収益		
受取利息	3 148	3 175
政府補助金	8	-
受取配当金	3 4,900	429
受取地代家賃	82	66
為替差益	567	-
その他	356	217
営業外収益合計	6,060	887
営業外費用		
支払利息	919	1,016
為替差損	-	959
その他	132	530
営業外費用合計	1,051	2,504
経常利益	8,686	2,946
特別利益		
関係会社貸倒引当金戻入益	940	65
投資有価証券売却益	-	94
その他	126	13
特別利益合計	1,067	172
特別損失		
減損損失	451	576
関係会社貸倒引当金繰入額	124	34
投資有価証券評価損	90	-
子会社株式評価損	6,943	6,344
関係会社株式売却損	-	2,353
その他	9	213
特別損失合計	7,617	9,520
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	2,136	6,403
法人税、住民税及び事業税	1,446	536
法人税等調整額	152	140
法人税等合計	1,598	677
当期純利益又は当期純損失()	537	5,727

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本								自己株式
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利益剰余金合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	4,693	465	4,306	4,771	73	13,379	22,225	35,676	982
当期変動額									
新株の発行	161	161		161					
剰余金の配当							653	653	
剰余金の配当に伴う利益準備金の積立					65		65	-	
当期純利益							537	537	
自己株式の処分			17	17					10
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	161	161	17	178	65	-	181	116	10
当期末残高	4,854	625	4,323	4,949	138	13,379	22,044	35,561	972

	株主資本	新株予約権	純資産合計
	株主資本合計		
当期首残高	44,158	607	44,765
当期変動額			
新株の発行	322		322
剰余金の配当	653		653
剰余金の配当に伴う利益準備金の積立	-		-
当期純利益	537		537
自己株式の処分	26		26
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		108	108
当期変動額合計	233	108	341
当期末残高	44,391	715	45,106

当事業年度（自 2024年 4月 1日 至 2025年 3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
						別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	4,854	625	4,323	4,949	138	13,379	22,044	35,561	972
当期変動額									
新株の発行	311	311		311					
剰余金の配当							786	786	
剰余金の配当に伴う利益準備金の積立					79		79	-	
当期純損失（ ）							5,727	5,727	
自己株式の処分			27	27					12
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	311	311	27	338	79	-	6,591	6,512	12
当期末残高	5,165	937	4,350	5,287	216	13,379	15,453	29,048	961

	株主資本	新株予約権	純資産合計
	株主資本合計		
当期首残高	44,391	715	45,106
当期変動額			
新株の発行	623		623
剰余金の配当	786		786
剰余金の配当に伴う利益準備金の積立	-		-
当期純損失（ ）	5,727		5,727
自己株式の処分	39		39
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		105	105
当期変動額合計	5,851	105	5,956
当期末残高	38,540	611	39,150

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関係会社株式・・・・・・・・・・移動平均法に基づく原価法

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの・・・・・・・・時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等・・・・・・・・・・移動平均法に基づく原価法

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

(1) 原材料・・・・・・・・・・最終仕入原価法

(2) 貯蔵品・・・・・・・・・・最終仕入原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)・・・・・・・・定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産・・・・・・・・ソフトウェア(自社利用)

社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産・・・・・・・・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4) 長期前払費用・・・・・・・・定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金・・・・・・・・債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金・・・・・・・・従業員の賞与支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

(3) 店舗閉鎖損失引当金・・・・店舗の閉店に伴い発生する損失に備えるため、閉店を決定した店舗について、将来発生すると見込まれる損失額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社グループは、下記の5ステップアプローチに基づき収益を認識しております。

ステップ1: 顧客との契約を識別する

ステップ2: 契約における履行義務を識別する

ステップ3: 取引価格を算定する

ステップ4: 取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5: 企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社の収益は、主に子会社からの業務受託収入となります。業務受託収入においては、子会社との契約に基づく店舗管理受託業務等の提供を履行義務として識別し、当該受託業務等の提供完了時点で履行義務が充足されたと判断して収益を計上しております。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(重要な会計上の見積り)

- (1) 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
有形固定資産	26,477百万円	30,870百万円
(内、店舗に係る有形固定資産)	(24,372)	(28,091)
関係会社株式	68,555	66,169
(内、Fulham Shore Group limited 及び TORIDOLL EUROPE LTD)	(17,035)	(17,035)
繰延税金資産	4,047	4,187

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容の理解に資する情報

有形固定資産につきましては、連結財務諸表「注記3. 重要性がある会計方針(10) 非金融資産の減損」及び「注記12. 有形固定資産(3) 減損損失」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

繰延税金資産及び繰延税金負債の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産及び繰延税金負債の金額に重要な影響を与える可能性があります。

関係会社株式の認識は、取得原価をもって貸借対照表価額としておりますが、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額を行い、評価損として処理しております。一部の関係会社株式の実質価額については、買収時に見込んだ超過収益力を反映した実質価額を貸借対照表価額と比較し、実質価額の著しい低下の有無を判定しております。超過収益力の毀損の有無の検討は、連結財務諸表作成におけるのれん及び耐用年数を確定できない無形資産の減損テストと同様に、経営者が承認した事業計画を基礎として行われております。

当該見積りは、外食市場環境の変化等によって影響を受ける可能性があり、計画した将来キャッシュ・フローの時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において関係会社株式評価損が生じる可能性があります。

(貸借対照表関係)

関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
短期金銭債権	10,481百万円	11,970百万円
長期金銭債権	7,656	18,301
短期金銭債務	2,802	1,235

(損益計算書関係)

1. 売上原価の内訳および金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
原材料費	34,811百万円	39,812百万円
地代家賃	10,761	11,823
減価償却費	3,736	3,998

2. 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度62%、当事業年度65%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度38%、当事業年度35%であります。販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
雑給	114百万円	155百万円
地代家賃	917	892
水道光熱費	7,583	8,669
備品・消耗品費	5,085	5,898
広告宣伝費	2,266	2,520
業務・管理委託費	3,993	3,772
減価償却費	272	201
賞与引当金繰入額	102	120
貸倒引当金繰入額	17	-

3. 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
売上高	85,143百万円	95,043百万円
販売費及び一般管理費	1,408	1,638
営業取引以外の取引による取引高	5,005	137

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	前事業年度 (2024年3月31日) (百万円)	当事業年度 (2025年3月31日) (百万円)
子会社株式	67,380	64,993
関連会社株式	1,175	1,175
合計	68,555	66,169

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
(繰延税金資産)		
税務上の繰越欠損金	- 百万円	130百万円
未払事業税	74	-
賞与引当金	16	18
減価償却費	622	646
減損損失	1,309	1,148
資産除去債務	1,250	1,390
リース資産	493	480
未払金	197	217
貸倒引当金	277	272
関係会社株式評価損	2,554	3,681
投資有価証券評価損	125	107
その他	165	264
繰延税金資産小計	7,083	8,352
評価性引当額	2,194	3,269
繰延税金資産合計	4,889	5,083
(繰延税金負債)		
資産除去債務に対応する除去費用	537	605
リース債務	299	264
未収事業税	-	21
その他	7	7
繰延税金負債合計	843	896
繰延税金資産の純額	4,047	4,187

(注) 繰延税金資産及び繰延税金負債の純額は、貸借対照表の「固定資産」の「繰延税金資産」に計上しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率	30.6%	-
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	33.1	-
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	71.2	-
住民税等均等割額	0.3	-
過年度法人税等	0.1	-
法人税額の特別控除	5.6	-
評価性引当額	87.7	-
その他	0.0	-
税効果会計適用後の法人税等の負担率	74.8	-

(注) 当事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため、記載をしておりません。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

4. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は102百万円増加し、法人税等調整額が同額減少しております。

（収益認識関係）

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は（重要な会計方針）5. 収益及び費用の計上基準に記載しております。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却 累計額
有形固定資産	建物	18,558	6,053	497 (474)	2,402	21,712	27,900
	構築物	1,487	409	11 (11)	172	1,713	2,841
	車両運搬具	34	23	-	8	48	27
	工具、器具及び備品	5,201	1,897	131 (91)	1,391	5,575	10,151
	リース資産	1,113	-	-	175	938	2,940
	建設仮勘定	84	9,285	8,557	-	813	-
	土地	-	72	-	-	72	-
	計	26,477	17,737	9,196 (576)	4,149	30,870	43,859
無形固定資産	ソフトウェア	26	2	4	19	5	1,247
	電話加入権	1	-	-	-	1	-
	商標権	1	-	-	0	1	1
	計	28	2	4	19	7	1,248

(注) 1. 当期増加額のうち、主なものは次のとおりであります。

新規出店、店舗に係る店舗設備等の増加

建物 3,752百万円

構築物 252百万円

工具、器具及び備品 977百万円

2. 当期減少額のうち()内は内書きで減損損失の計上額であります。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	905	31	74	862
賞与引当金	54	120	114	59
店舗閉鎖損失引当金	-	44	4	40

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	取扱場所 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部 株主名簿管理人 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 取次所 - 買取手数料 無料
公告掲載方法	当会社の公告方法は電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告ができない場合には、日本経済新聞に掲載して行う。 なお、電子公告は当社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 https://www.toridoll.com/
株主に対する特典	毎年3月31日および9月30日の株主名簿に記載された100株以上を保有する株主に対し、当社国内店舗で利用可能な株主優待カードを保有株式数に応じて贈呈する。

(注) 当社株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利行使ができない旨の規定を設けております。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類、有価証券報告書の確認書

事業年度 第34期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）2024年6月27日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度 第34期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）2024年6月27日関東財務局長に提出。

(3) 半期報告書及び確認書

第35期中（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）2024年11月14日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号（2031年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の募集）の規定に基づく臨時報告書

2024年6月4日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書

2024年6月28日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号（連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生）の規定に基づく臨時報告書

2025年5月15日関東財務局長に提出。

(5) 臨時報告書の訂正報告書

2024年6月4日提出の臨時報告書（2031年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の募集）に係る訂正報告書

2024年6月5日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年6月25日

株式会社トリドールホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田 中 敦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	加 瀬 幸 広

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社トリドールホールディングスの2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結財政状態計算書、連結純損益計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結財務諸表注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第312条により規定された国際会計基準に準拠して、株式会社トリドールホールディングス及び連結子会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

なお、前連結会計年度の連結財務諸表の監査における監査上の主要な検討事項とした「店舗に関する有形固定資産及び使用権資産の減損損失の認識及び測定に用いられた将来キャッシュ・フローの見積りの合理性」については、見積りの不確実性及び金額的重要性が相対的に低下したことから、当連結会計年度の連結財務諸表における監査上の主要な検討事項とはしていない。

Fulham Shoreグループに配分されたのれん及び耐用年数を確定できない無形資産の評価における回収可能価額の合理性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>連結財務諸表注記「13. 無形資産及びのれん」に記載のとおり、会社は、連結財政状態計算書及び連結純損益計算書において、主に英国で外食事業を展開しているFulham Shore Limited及びその子会社（以下「Fulham Shoreグループ」という。）に係るのれん及び耐用年数を確定できない無形資産13,226百万円並びに減損損失1,918百万円を計上している。</p> <p>連結財務諸表注記「3. 重要性がある会計方針（10）非金融資産の減損」及び「13. 無形資産及びのれん」に記載のとおり、会社は、のれん及び耐用年数を確定できない無形資産については、毎期、さらに減損の兆候を識別した場合には都度、資金生成単位グループごとに減損テストを実施している。その結果、回収可能価額が帳簿価額を下回った資金生成単位グループについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識される。回収可能価額は資金生成単位グループごとに、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のいずれか高い方が採用される。</p> <p>当連結会計年度において会社は、Fulham Shoreグループに配分されたのれん及び耐用年数を確定できない無形資産の減損テストにおける回収可能価額として処分コスト控除後の公正価値を用いている。この処分コスト控除後の公正価値の測定に用いる将来キャッシュ・フローは、経営者が作成したFulham Shoreグループの事業計画を基礎として見積られる。この事業計画には、店舗売上の成長の予測や出退店計画が含まれており、これらは高い不確実性を伴う。そのため、経営者によるこれらの判断が将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす。</p> <p>また、処分コスト控除後の公正価値の測定に用いる割引率の見積りにおいて、インプットデータの選択に当たり、評価に関する高度な専門知識を必要とする。</p> <p>以上から、当監査法人は、Fulham Shoreグループに配分されたのれん及び耐用年数を確定できない無形資産の評価における回収可能価額の合理性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、Fulham Shoreグループに配分されたのれん及び耐用年数を確定できない無形資産の評価における回収可能価額の合理性を評価するため、主に以下の手続を実施した。</p> <p>(1) 内部統制の評価</p> <p>のれん及び耐用年数を確定できない無形資産を含む資金生成単位グループの減損テストにおける回収可能価額の測定に関連する内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価した。</p> <p>(2) 将来キャッシュ・フローの見積りの合理性の評価</p> <p>将来キャッシュ・フローの見積りの基礎となるFulham Shoreグループの事業計画の作成に当たって採用された主要な仮定が適切かどうかを評価するため、その根拠について、経営者に事業環境などを質問したうえで、当該事業の責任者へ主要な仮定の根拠を質問したほか、主に以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 店舗売上の成長について、過年度の売上の成長率及び当監査法人が独自に入手した市場成長率の予測と比較して、実現可能性を検討した。 ・ 出退店計画について、取締役会で承認された出店戦略と整合していることを確認したうえで、過年度の出退店の実績及び当監査法人が独自に入手した市場規模の予測と比較して、実現可能性を検討した。 <p>(3) 割引率の妥当性の検討</p> <p>割引率について、当監査法人が属する国内ネットワークファームの評価の専門家を利用して、主に以下について検討した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 割引率の計算に用いられたインプットデータと評価の専門家が独自に入手した外部機関が公表しているデータとを照合し、インプットデータが適切かどうかについて評価した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、国際会計基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社トリドールホールディングスの2025年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社トリドールホールディングスが2025年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するた

めの対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（3）【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月25日

株式会社トリドールホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田 中 敦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 加 瀬 幸 広

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社トリドールホールディングスの2024年4月1日から2025年3月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トリドールホールディングスの2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

なお、前事業年度の財務諸表の監査における監査上の主要な検討事項とした「店舗に関する有形固定資産の減損損失の認識の要否の判定及び減損損失の測定に用いられた将来キャッシュ・フローの見積りの合理性」については、見積りの不確実性及び金額的重要性が相対的に低下したことから、当事業年度の財務諸表における監査上の主要な検討事項とはしていない。

The Fulham Shore Group Limited及びTORIDOLL EUROPE LTDに対する投資の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>注記事項「(重要な会計上の見積り)」に記載のとおり、株式会社トリドールホールディングスの貸借対照表に計上されている関係会社株式66,169百万円には非上場の子会社であるThe Fulham Shore Group Limited 及びTORIDOLL EUROPE LTD に対する投資17,035百万円が含まれている。</p> <p>関係会社株式は取得原価をもって貸借対照表価額としているが、当該株式の発行会社の財政状態の悪化等により実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、評価損の認識が必要となる。</p> <p>株式会社トリドールホールディングスはThe Fulham Shore Group Limited 及びTORIDOLL EUROPE LTDに対する投資の評価に当たり、両子会社を通じた投資先であるFulham Shore Limited及びその子会社(以下「Fulham Shoreグループ」という。)の事業からの超過収益力等を反映した実質価額を算定している。当該超過収益力等の評価については、連結財政状態計算書に計上されている、Fulham Shoreグループに配分されたのれん及び耐用年数を確定できない無形資産の評価と同様の経営者の判断を含んでいる。</p> <p>以上から、当監査法人は、The Fulham Shore Group Limited及びTORIDOLL EUROPE LTDに対する投資の評価が、当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>連結財務諸表の監査報告書において、「Fulham Shoreグループに配分されたのれん及び耐用年数を確定できない無形資産の評価における回収可能価額の合理性」が監査上の主要な検討事項に該当すると判断し、監査上の対応について記載している。</p> <p>当該記載内容は、財務諸表監査における監査上の対応と実質的に同一の内容であることから、監査上の対応に関する具体的な記載を省略している。</p>

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。